



Isla Lipana & Co.

フィリピン会計・税務 ハンドブック2026年版



目次	1
はじめに	2
I. フィリピンにおける会計	3
1. 財務報告基準	3
2. IFRSの主要論点	4
3. 会計期間	9
4. 監査制度	9
5. 会計書類	10
II. フィリピンにおける税務	11
1. フィリピンにおける主な租税の種類	11
2. 税法体系	12
3. 法人税	12
4. 個人所得税	24
5. その他の国税	27
6. 地方税	33
7. フィリピンにおける税務調査	34
8. 電子請求書（e-Invoice）および電子売上報告（e-Sales Reporting）の義務化	37
III. 付録	38
付録1. 外国投資法に基づく第13次ネガティブリスト（2026年5月2日発効）	38
付録2. CREATE MORE法（共和国法第12066号 2024年11月28日発効）	40
付録3. CREATE MORE 施行細則（CREATE MORE IRR 2025年2月20日発効）	65
付録4. 内国歳入法（National Internal Revenue Code）	89

はじめに

本ハンドブックは、フィリピンで事業を行われている日系企業の皆さまが会計および税務でお困りの際に手軽にご参照いただけるよう、フィリピンの会計および税務の一般的なルールおよび最新のトピックなどをまとめています。

また、2024年11月28日に発効したCREATE MORE法（共和国法第12066号）及びその施行細則であるCREATE MORE IRRについても、付録として収録しています。

私共Isla Lipana & Co.（イスラ・リパナ・アンド・カンパニー）は、国際的会計事務所である PwC（プライスマット・ハウスキーパーズ）のフィリピンにおけるメンバーファームとして、皆さまのビジネスにとって有用なさまざまな情報の発信を行っています。

フィリピンの主要な会計事務所のなかで最古の歴史を誇る当ファームは、1922年の設立から約100年の長きにわたり、監査、税務、アドバイザリーを中心とした分野において、グローバルな視点からプロフェッショナルアドバイスを提供してきました。

本ハンドブックが皆さまのフィリピンビジネス成功の一助となれば幸いです。

なお、本ハンドブックは、2026年4月30日時点で入手可能な情報に基づき、各種制度の概要を紹介することを目的として作成しています。法を実際に適用する際の影響は、個別の事実や前提により異なる可能性があるため、実際に何らかの行動を起こされる際には、事前に必ずプロフェッショナルからのアドバイスを受けていただきますようお願い申し上げます。

PwCフィリピン
日系企業部
2026年4月

Isla Lipana & Co. / the Philippine member firm
of the PwC global network
29th Floor AIA Tower
8767 Paseo de Roxas
Makati City 1226
Philippines
Telephone: [63] (2) 8845 2728

I. フィリピンにおける会計

1. 財務報告基準

フィリピンでは、欧州諸国と同時期の2005年よりIFRS（国際財務報告基準）と同等のPFRS（フィリピン財務報告基準）が適用されています。適用当初はIFRSとPFRS間で会計処理の差異がいくつか存在していましたが、その後、差異は徐々に解消され、2026年3月現在、IFRSとPFRSの主要な差異はなくなっており、両基準は実質的に同じ会計基準と捉えて差し支えありません。IFRSは、コンセプトや考え方が規定に反映されている原則主義が採用されており、IFRSの趣旨に照らして経営者が判断して会計処理するのが特徴といえます。

また、企業が以下の中小企業の要件を満たす場合は、PFRSの簡易版であるPFRS for SMEs（中小企業向けフィリピン財務報告基準）の適用が求められます。

PFRS for SMEs のリース会計は、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区分し、ファイナンス・リースのみ資産・負債を認識する点で、すべてのリースを対象に複雑な測定や詳細な注記を求めるPFRSより簡素化されている点が特徴です。

また、退職給付については、将来支払額を見積もり割引して現在価値で計算する点ではPFRSと同様であるものの、計算は簡素化されており、また詳細な前提条件や感度分析等の広範な注記開示は求められていません。

- ・ 総資産3億5,000万フィリピンペソ以下 or 総負債2億5,000万フィリピンペソ以下（それぞれ下限は1億フィリピンペソ以上）

さらに、2018年3月にはSEC（証券取引委員会）から小規模企業向け財務報告基準（PFRS for SEs）が公表され、以下の全ての条件を満たす企業は、PFRS for SEsの適用対象となります。

PFRS for SEs では、リースは資産・負債を認識せず支払額（受取額）を発生時に費用（収益）処理し、退職給付についても報告日時点の給与と既存の勤務年数に基づく簡便的な測定とし、割引率や将来給与上昇を考慮した数値計算を要求しない点が特徴です。

- ・ 総資産300万フィリピンペソ以上1億フィリピンペソ未満、もしくは総負債300万フィリピンペソ以上1億フィリピンペソ未満（会社が親会社に該当する場合、連結ベースでの計算とする）
- ・ 公開市場において、いかなる種類の金融商品をも発行する目的で財務諸表を提出する過程にない企業
- ・ 政府機関によって発行されたセカンダリーライセンスの保有者でない企業

なお、小規模企業にも満たないマイクロビジネス（総資産、総負債300万フィリピンペソ未満）については、税法基準などにより財務諸表を作成することも容認されますが、進出日系企業に關していえば、ほぼ確実にPFRSもしくはPFRS for SMEs、PFRS for SEsに準拠した財務諸表の作成が必要と考えられます。

2. IFRSの主要論点

a) 機能通貨 (IAS第21号)

機能通貨とは

機能通貨とは、「企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨」と定義されており、企業が営業活動を測定する基準となる通貨であるため、外貨建取引は機能通貨により計上され、為替レートの変動を認識する場合も機能通貨を基準として行われます。

IAS第21号では、機能通貨と表示通貨という概念を用いて、機能通貨以外での取引を外貨建取引としている一方、日本基準では機能通貨についての定めはありません。

機能通貨の決定方法

企業がどの通貨を機能通貨とするかは、取引価格を規定する経済圏の通貨（取引上の表示通貨および決済通貨であることが多い）を基準にして、どの通貨が企業の業績を最も忠実に反映するかという点から決定します。具体的には、販売価格に主に影響を与える通貨や、商品やサービスを提供する際に発生する原価に主に影響を与える通貨などを考慮し、機能通貨を決定することになります。

機能通貨の申請および変更手続き

法人の財務報告全般を管轄するSECはフィリピンペソでの財務報告を基本としており、フィリピンペソ以外の外貨（米ドル、日本円など）を機能通貨とする場合、期末日から30日以内（会社設立時などの初回は45日以内）にSECへ変更申請を行う必要があります。

機能通貨を外貨から別の外貨へ変更することも可能ですが、その場合も同様にSECへの申請手続きが求められます。このため、期中でビジネスに大きな影響を及ぼしている主要取引（販売・仕入れなど）の取引通貨に変更があった場合には、機能通貨に変更がないか検討する必要があります。

b) 有形固定資産 (IAS第16号)

日本では有形固定資産の計上基準と耐用年数について税法に詳細な規定があり、また、会計上も税法基準を用いることが容認されています。一方で、フィリピンにおいては日本の税法のような詳細な数値基準はなく、PFRS (IFRS) において計上基準と耐用年数は経営者の見積事項とされています。従って、有形固定資産の認識要件を満たすものは、原則、金額の多寡に関わらず全て資産計上する必要があります。なお、有形固定資産を資産として認識する際の2要件は以下の通りです（資産認識の2要件－PAS第16号第7項）。

- ・ 当該項目に関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高い
- ・ 当該項目の取得原価が信頼性をもって測定できる

一方で、上記要件を満たす場合に全て資産計上するのは現実的でないため、実務上は各社の実態に合わせて資産計上額を定め、また、その際には日本の親会社の方針に準じて決めているケースも多く見られます（e.g. 税法上の少額減価償却資産のルール）。

耐用年数について

PFRS (IFRS) 上、資産の耐用年数は企業によって利用可能と予想される期間として決定することが求められ、企業は取得価額から残存価額を差し引いた額である償却可能価額を、耐用年数にわたって規則的な方法で償却します。耐用年数の決定に際してはさまざまな要素を考慮する必要がありますが、過去の実績（同種資産の使用期間実績）も重要な考慮事項の一つと考えられます。

c) 顧客との契約から生じる収益 (IFRS第15号)

収益認識基準の概要

収益認識基準では、単一の包括的な収益認識モデルが適用されており、原則として、企業は顧客への約束した財またはサービスの移転を当該財またはサービスとの交換で権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように収益を認識しなければなりません。企業は、当収益認識基準を適用するために、以下の5つのステップによるアプローチに従います。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

契約とは、法的に強制可能な権利および義務を生じさせる複数の当事者間の合意であり、文書による場合もあれば、口頭による場合や企業の取引慣行により合意される場合もある。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

履行義務とは、顧客に財またはサービスを移転する約束である。契約に複数の履行義務が含まれている場合には、各履行義務に区分して会計処理される。

ステップ3: 取引価格を算定する

取引価格には、現金以外の形態による対価のほか、将来重大な戻し入れが生じない可能性が非常に高い範囲内で変動対価の見積額を含める。また、貨幣の時間価値の影響や、顧客に対して支払われる対価の影響を控除する。

ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分する

通常、契約において約束した別個の財またはサービスのそれぞれの独立販売価格の比率に基づいて、取引価格を各履行義務に配分する。独立販売価格が観察可能でない場合には、企業は独立販売価格を見積る。

ステップ5: 履行義務の充足時（または、充足するにつれて）の収益を認識する

履行義務が一時点で充足される場合（顧客に財を移転する約束の場合に一般的）は、その時点で収益を認識する。履行義務が一定の期間にわたり充足される場合（顧客にサービスを移転する約束の場合）は、履行義務の進捗度に基づき、その期間にわたって収益を認識する。

d) リース会計基準（IFRS第16号）

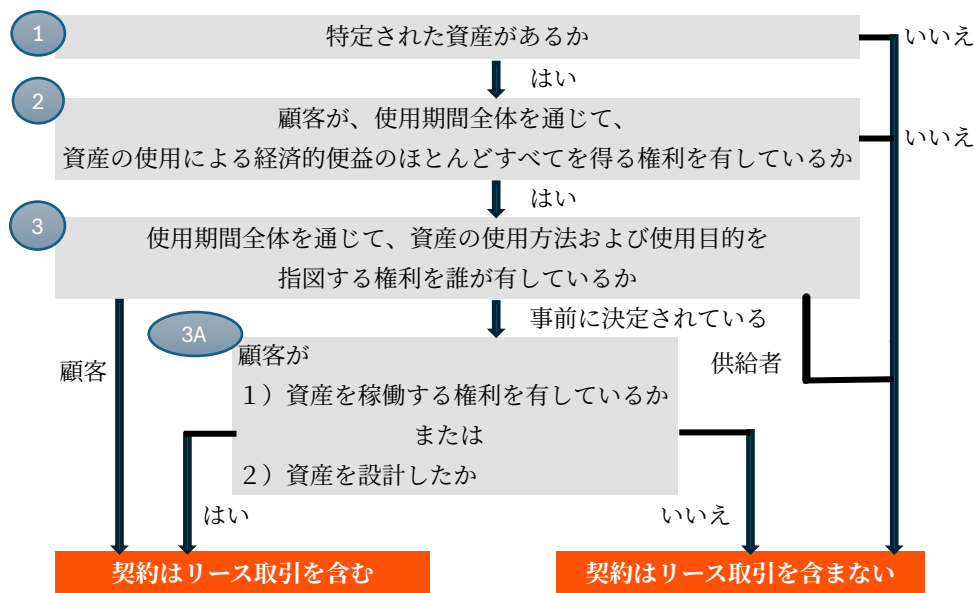
リース基準の概要

2018年以前に適用されていた旧リース基準（IAS第17号）では、借手はリース取引をファイナンスリースとオペレーティングリースに区分し、オペレーティングリースに該当する場合、損益計算書でリース料を費用として認識する一方、貸借対照表においてはリースに係る資産および負債を認識することはありませんでした。この点、2019年1月1日以降適用されているリース基準（IFRS第16号）では、オペレーティングリースについても、将来のリース料総額を反映するリース負債およびリースに係る「使用権資産」を貸借対照表で認識することが求められています。このため、借手は、ほぼすべてのリース契約について使用権資産およびリース負債を認識する必要があるため（ただし、短期リースおよび少額資産リースの場合は免除規定あり）、契約がリースに該当するか否かを識別し、使用権資産およびリース負債の算定に必要な情報を入手し、またリースに係る開示情報を作成するプロセスの導入が必要となります。

リースの定義

契約にリースを含むか否かの判断は以下のフローに基づいて検討する必要があります。

判定フローチャート



リース期間

リース期間を決定するにあたっては、延長オプションを行使する、または解約オプションを行使しないことが合理的に確実かどうかを判断します。その判断にあたっては、オプションの行使または非行使について経済的インセンティブを生じさせるすべての関連する事実および状況を考慮する必要があります。

割引率

借手は、「容易に算定できる」場合にはリースの計算利率率を用い、そうでない場合には借手の追加借入利率率を用います。ここで、借手の追加借入利率率とは、借手が、同様の期間にわたり、同様の保証を付けて、使用権資産と同様の価値を有する資産を同様の経済環境において獲得するのに必要な資金を借り入れるために支払わなければならないであろう利率と解釈されています。

e) 財務諸表における表示及び開示(IFRS第18号)

基準の概要

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」は、国際会計基準審議会（IASB）により2024年4月に公表された基準であり、財務諸表、特に損益計算書の表示および関連する開示の在り方を体系的に見直すことを目的としています。適用時期は、2027年1月1日以後に開始する年次報告期間から適用されます。また、適用初年度の財務諸表では、比較情報についてもIFRS第18号に基づいて作成する必要があります。

基準改正の背景

従来のIFRSでは、損益計算書における段階利益（例：営業利益）の表示方法や、経営者が独自に定義する業績指標に関する取扱いが企業間で統一されておらず、財務諸表利用者から比較可能性や透明性に関する懸念が示されてきました。IFRS第18号は、企業の業績報告における比較可能性および理解可能性の向上を目的としています。

損益計算書の構造の見直し

・「営業利益」の表示義務化等

IFRS第18号では、損益計算書の収益および費用を「営業」「投資」「財務」「法人所得税」「非継続事業」の5区分のいずれかに分類することが求められており、これらに該当しない項目は原則として営業区分に含まれます。あわせて、従来は必須ではなかった「営業利益」の表示が義務付けられ、必須小計として新たに「財務及び法人所得税控除前利益」が定められています（当期純利益は従来どおり必須）。

・持分法投資損益の表示

IFRS第18号では、持分法投資損益の表示区分が明確に定められています。具体的には、持分法投資損益は「投資区分」に分類され、営業区分には含めないこととされています。従来、企業によって取扱いが異なっていた表示実務が、本基準の適用により統一されます。

・経営者定義の業績指標（Management-defined Performance Measures）の開示

MPMとは、経営者が企業の業績を伝える目的で独自に定義する業績指標を指します。IFRS第18号では、企業が「調整後営業利益」など、IFRSに基づかない独自の業績指標（経営者定義の業績指標）を用いる場合、その内容を注記で分かりやすく開示することが求められています。具体的には、当該指標が企業の業績のどの側面を示すものか、その算定方法、ならびにIFRSに基づく最も直接的に比較可能な損益計算書の小計または合計との差異について説明する必要があります。加えて、当該差異に係る法人所得税や非支配持分への影響についても開示することが求められています。これは、財務諸表利用者が当該指標を正しく理解し、誤解を生じさせないようにすることを目的としています。

・営業費用に関する開示の拡充（営業費用の性質別開示）
 IFRSでは、損益計算書における営業費用の表示方法について、特定の方法を企業に強制していません。IFRS第18号においてもこの考え方は維持されており、企業は、性質別表示、機能別表示、性質別表示と機能別表示の併用のいずれかの方法を選択することができます。一方で、機能別表示（売上原価、販管費）を採用している場合には、費用の性質に関する情報（材料費、人件費等）が損益計算書上では把握しにくいという課題があります。そこで、営業費用のうち、以下の主要な費用項目について、各々の合計額と、損益計算書上のどの機能別費用項目に含まれているかを明示的に開示する必要があります。

- ・有形固定資産の減価償却費
- ・無形資産の償却費
- ・従業員給付費用
- ・減損損失
- ・棚卸資産の評価損

ご参考：一般企業の損益計算書の表示（機能別の営業費用ベース）

収益	営業
売上原価（△）	
売上総利益	
販売費（△）	
一般管理費（△）	
研究開発費（△）	
営業利益	
持分法を適用して会計処理される関連会社および 共同支配企業の利益に対する持分相当額	投資
現金および現金同等物から生じる金利収益	
財務および法人所得税前利益	
借入金の金利費用（△）	財務
その他の負債の利息費用（△）	
法人所得税前利益	
法人所得税費用（△）	法人所得税
継続事業からの当期純利益	
非継続事業からの損失（△）	非継続事業
当期純利益	

3.会計期間

会計期間について、フィリピンでは暦年ベース（12月決算）が採用されているケースが多いですが、会計期間が12カ月となるその他の決算期（例：3月決算）を採用することも認められています。会社の決算日は付属定款で定められており、変更する場合には付属定款を変更するとともに、SECの承認、内国歳入庁（BIR）の承認など、所定の手続きを要します。

例えば、日本の親会社の決算期と統一するために会計期間を変更することも認められますが、一方で税法の規定により一課税期間は12カ月を超える事ができないため、決算期変更の場合は、一旦12カ月に満たない会計期間で決算書を作成し、税務申告を行う必要があります（税法上、15カ月決算は認められていません）。

4.監査制度

SECは、SEC Memorandum Circular No. 4 - 2026（2026年1月20日付）を公表し、株式会社における法定監査義務の基準を「総資産または総負債が300万フィリピンペソを超える場合」に引き上げました（従来ルールは60万フィリピンペソ以上）。なお、総資産および総負債のいずれもが300万フィリピンペソ以下の場合には、法定監査は免除されます。他方、外国法人（株式会社）の支店または駐在員事務所については、SEC Memorandum Circular No. 9 - 2026（2026年2月13日付）に基づき、Assigned Capital（割当資本金）が100万フィリピンペソ以上の場合には、引き続き監査済み年次財務諸表の提出が求められています。

また、フィリピン税法上は、年間売上高が300万フィリピンペソを超える場合、確定申告書に監査済み財務諸表を添付することが義務付けられているため、実務上は、多くの進出日系企業が引き続き独立公認会計士による法定監査の対象となっています。



5. 会計書類

a) 監査済み財務諸表の提出

監査済み財務諸表は、BIRには法人税年次申告書とともに提出、又は申告から一定期間内に提出することが認められており、SECには決算日から120日以内（ただし、12月決算の会社については、SECから別途通達により、提出スケジュールが定められます。）に提出することが義務付けられています。

また、フィリピン証券取引所に上場する企業を除いて、四半期や中間決算の報告義務はありません。なお、監査済み財務諸表の提出は、SECに対して電子ファイリング提出ツール（eFAST – Electronic Filing and Submission Tool）で行うことが定められています。

（ご参考：フィリピン会社法第42条に基づく超過剰余金保持の禁止規定）

会社法上、「株式会社は資本金を超える剰余金を保持することが禁止される」（会社法第42条後段）というフィリピン特有の規定が存在します。よって、超過剰余金が存在する会社は、SECの要求により、財務諸表の注記において超過剰余金の使途（配当、拡張投資など）を開示しなければならず、これに従わない場合、罰金などのペナルティの対象となります。

b) 会計書類などの保管期間

2024年1月施行の納税簡易化法（EOPT）およびその施行規則であるRR No. 7-2024により、会計帳簿およびその他の会計記録の法定保存期間は、原則として申告期限の翌日から5年間（期限後申告の場合は実際の申告日から5年間）と規定されました。この保存期間中の保存方法については、マニュアル帳簿またはルーズリーフ帳簿は紙媒体で、電子帳簿については電子媒体で保存することが求められています。

一方で、過去に公表された歳入規則（RR No. 17-2013）では、税務上、不正が見つかった場合にその発見から10年遡って税務調査が実施されうることを理由に、会計帳簿およびその他の会計記録の保管期間を10年と規定していました。この税法規定自体は、現在でも変更されていないため、保守的には今も10年の保管が望ましいと考えられます。



II. フィリピンにおける税務

1. フィリピンにおける主な租税の種類

租税の種類	国税	地方税
所得および利得に関する税	法人所得税 個人所得税 キャピタルゲイン税	
取引に関する税	相続・贈与税 付加価値税 パーセンテージ税 物品税 印紙税 関税	地方事業税 不動産取引税
資産に関する税		固定資産税

2. 税法体系

フィリピンの国税は、内国歳入法（National Internal Revenue Code）を基準法としています。これを補足するものとして財務大臣が承認する歳入規則（RR: Revenue Regulations）をはじめRMO（Revenue Memorandum Order）やRMC（Revenue Memorandum Circular）などの税務通達がBIRから随時公表されています。また、個別の納税者からの特定の税務処理に関する質問に答える形でBIR Rulingという見解書が発行され、公式に運用されている点もその特徴です。

また、地方税は地方自治体法（Local Government Code）で規定されています。地方税（地方事業税、固定資産税など）については、地方自治体法により課税対象や税率の上限が定められている一方、具体的な税率、評価方法等は各地方自治体が制定する条例等（Ordinance）により定められているため、実務上は企業の所在地を管轄する地方自治体が公表している条例等を個別に確認する必要があります。

3. 法人税

a) 税法上の法人分類と課税対象

納税義務者の種類		課税対象所得
内国法人	- フィリピンの法に基づき設立された法人のこと - 日本の会社のフィリピン現地法人が該当する	＜全世界所得＞ 課税年度中に取得した国内および国外源泉の全課税所得
居住外国法人	- フィリピン国外の法に基づき設立され、フィリピン国内で事業を営んでいる法人のこと - 日本など外国法人のフィリピン支店が該当する	＜フィリピン国内源泉所得＞ 課税年度中に取得した国内源泉所得
非居住外国法人	フィリピン国外の法に基づき設立され、フィリピン国内で事業を営まない（恒久的施設を有さない）法人のこと	＜フィリピン国内源泉所得＞ 課税年度中に取得した国内源泉所得のうち利息、配当、賃貸料、ロイヤリティなどのみ

b) 課税年度

原則として暦年基準（12月決算）が採用されていますが、会社が規定した12カ月間からなる事業年度を課税年度とすることが認められています。ただし、一課税期間は12カ月を超えることができません（15カ月決算は認められません）。従って、決算期を変更する場合は、一旦12カ月に満たない会計期間で財務諸表の作成と税務申告を行う必要があります。

c) 法人税率

2021年3月26日に成立した企業復興税優遇法（Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises Act – CREATE（発効日 2021年4月11日））により、内国法人、居住外国法人の法人税率は、課税所得に対して25%が適用されています。

また、内国法人のうち、課税所得が500万フィリピンペソ以下でかつ総資産（除く、オフィスや工場が立地する土地）が1億フィリピンペソ以下の法人については、法人税率を20%と規定しています（2020年7月1日から遡及適用）。また、非居住外国法人に対する課税は、フィリピン国内源泉所得の総収入に対する最終源泉税課税とされており、年次所得税申告や監査済み財務諸表（AFS）の作成・提出は必要ありません。

「課税所得」とは、総所得から必要経費を差し引いた金額をいいます。「総所得」とは、主に事業所得（売上高から売上返品、値引、割戻しおよび売上原価を差し引いた金額）や事業用資産の売却益、利息などが含まれ、源泉分離課税所得（預金利息、受取配当金など）や別途申告を行う株式や投資不動産のキャピタルゲインは除外されます。

d) 損金に関する定め

課税年度中に支払われた、または発生した通常かつ必要な費用であり、事業との直接的な関連性があり、かつ根拠証拠を適切に具備しているものは、税務上の費用（損金）に算入することが認められています。

- ・ 貿易、事業および専門職能の開発、管理、オペレーションならびに実施の過程で支出されまたは発生し、またはそれらに直接関連するもの
- ・ 実際に提供された個人の役務に対する給与、賃金その他の形態による報酬額（諸手当の金銭相当額総額を含む）
- ・ 営業その他の目的のために居住地を離れている間の国内・海外旅費
- ・ 事業に使用されている固定資産の賃借料その他類似の費用
- ・ 事業開発などに直接要する交際費で、財務省長官の規定する上限額を超えないもの
 - » 法律および公序良俗に反する費用は除く
 - » 政府職員または私企業に対する賄賂、リベートその他は損金算入不可
- ・ また、納税者には税法の求めにより実証義務が課せられており、領収書（Official Receipt）その他の適切な記録をもって、下記の事項を証明しなければならないとされています。
 - » 事業などとの直接の関連性
 - » 費用額の記載

e) 最低法人税制度（Minimum Corporate Income Tax）

最低法人税とは、事業開始年度より4期目以降、正味課税所得がマイナスの場合、もしくは通常法人税額（25%）が MCIT（最低法人税額）を下回る場合に課せられる税金のことです。

赤字法人であっても納税義務が生じるのが特徴です。

- ・ MCITは、総所得（Gross Income）を課税標準として2%の税率を乗じることにより計算されます。「総所得（Gross Income）」とは、総収入（＝売上）から売上返品、値引、割戻しおよび売上原価を差し引いた金額です。
- ・ 通常の法人税額（25%）とMCIT（総所得の2%）を比較していずれか高い金額を納付します。
- ・ 当該年度の通常の法人税額を上回る部分のMCITの税額は翌年度より3年間繰延べることができ、その間における通常の法人税額から控除することが認められます。
なお、MCITそのものの相殺は認められません。
- ・ MCITは、四半期ベースでの申告および納付が義務付けられています（通常の法人所得税と同様）。通常法人税とMCITの比較は毎課税期間の最後に行われます。

f) 特別法人税 (Special Corporate Income Tax : SCIT)

上記(c)(d)(e)では、通常の内国法人に適用される法人税の基本的な仕組みを説明しておりますが、ここでは、特別法人税という優遇税制について補足します。

フィリピン経済区庁 (PEZA) 等の投資促進機関に登録して特別法人税インセンティブ (SCIT) の適用を受ける企業は、原則として、全ての国税・地方税、地方政府から課せられる全ての手数料の代わりに、Gross Income Earned (総所得) に対し5%の税率が課されます。

Gross Income Earned (総所得) とは、登録プロジェクトから得られた売上から直接原価 (Direct Costs) を差し引いた金額となります。ここで、直接原価 (Direct Costs) とは、CREATE MORE IRR, Rule 2, Section 1により、以下の項目のみとされています。

- ①直接給与、賃金、労務費
- ②生産監督者の給与
- ③製品の製造に使用される原材料費
- ④仕掛品勘定
- ⑤完成品勘定
- ⑥製造に使用された消耗品および燃料
- ⑦登録プロジェクトに直接且つ排他的に使用される機械、設備および建物の減価償却費
- ⑧登録プロジェクトに直接且つ排他的に使用される建物、設備、倉庫および商品取り扱いに関連した賃借料または公共料金
- ⑨登録プロジェクトに直接且つ排他的に使用される固定資産に関連したファイナンスにかかる手数料のうち、費用化した部分 (資産化した部分は除く)
- ⑩サービス監督者の給与
- ⑪使用される直接材料および消耗品

なお、最高裁判決 Commissioner of Internal Revenue vs. East Asia Utilities Corp. (G.R. No. 225266, 2020年11月16日) では、直接原価として認められる費用の範囲は、必ずしも当時の規則に列挙された項目に限定されないとの判断が示されています。

もっとも、同判決はCREATEやCREATE MOREが成立する前の制度を前提としたものであり、CREATE MORE IRRにおいては、直接原価の範囲が明示的に示されている点には留意が必要です。

BIR は直接原価の範囲を非常に限定的に解釈し、実務上は11項目のみを直接原価として認める傾向が強いため、税務調査において同11項目に該当しない費用の損金算入を否認されるケースが過去より頻発しています。

g) 繰越欠損金制度 (Net Operating Loss Carry Over)

税務上の欠損金 (Net Operating Loss Carry Over : NOLCO) は、発生翌事業年度以降3年間の繰越し、および当該繰越期間中における課税所得との相殺が認められています。ただし、会社所有者 (株主) の大きな変動がない場合に限り相殺が認められています。すなわち、発行済株式の額面金額または払込資本金額の75%以上が同一の者またはその代理人により保有されていることが前提となります。但し、法人税を免除されている会社で発生した欠損金は控除することができません。

h) 法人所得税の申告と納税期限

法人所得税の申告は日本と同様に「自己申告制度」であり、年次の確定申告の他、四半期ごとの申告・納税が求められています。一般的に法人所得税の発生しない駐在員事務所であっても税務申告は必要になるので注意が必要です。

また、BIRはeFPS（Electronics Filing and Payment System）と呼ばれる電子申告・納税制度を導入しており、BIRにより Large Taxpayerとして指定された納税者は、RR No. 2-2002 第3条の定めに従い、eFPSを利用した電子申告および電子納付を行うことが義務付けられていますが、その後の Revenue Regulationsにより、税制優遇企業（PEZA・BOI等）や一定規模の企業（払込資本金1,000万ペソ以上の企業など）、コンピュータ会計システム（CAS）導入企業にも拡大されています。

法人税確定申告書	申告・納税期限
四半期申告書 (BIR Form 1702Q)	各四半期末より60日以内に提出 なお、四半期申告書には監査済み財務諸表の添付は要求されていない
確定申告書 (BIR Form 1702)	事業年度の末日より数えて3カ月と15日以内に提出 (よって12月決算会社の場合は4月15日、3月決算会社の場合は7月15日が申告期限) また、法人税申告書の添付書類である監査済み財務諸表は、申告書提出後に eAFS（Electronic Audited Financial Statements System）を通じて、別途提出することが認められている（RMC No. 49-2020）。



i) 拡大源泉税 (Expanded Withholding Tax)

源泉徴収制度は、所得取引において所得の一定率を支払側が源泉徴収して、所得の受取側の代わりにBIRに納税する制度です。フィリピンでは、BIRの徴税実効性確保の観点から拡大源泉税の対象項目が幅広く設定されており、また、拡大源泉税の税率は項目により細かく分かれているため注意が必要です。源泉税の性格は、受取側における前払法人税であり、最終課税ではありません。所得の受取側は支払側から発行される源泉徴収票(BIR Form2307)に基づき、法人税申告時に当該源泉税額を税額控除として申告しますが、源泉税額が当期の税額を超過する場合には、同超過額は翌期以降への繰越等が認められています。

(例)BがAに100の売上、仮に物品販売1%のEWT対象取引



2024年1月施行の EOPT により、源泉徴収のタイミングは、従来の「支払日(paid)・支払期日到来日(payable)・未払計上日(accrued)のいずれか早い時点」から、“payable”に統一され、その後の RR No. 4 - 2024 では“payable”を「債務が弁済期を迎え請求可能となる又は法的強制力が生じる日」と定義したうえで、源泉徴収のタイミングは、支払者の帳簿上で「未払費用の計上、費用・資産計上した時点」、もしくは販売者が「請求書等を発行した時点」のいずれか早い時点で行うと規定されています。

主な拡大源泉税率

所得の支払の種類	源泉税率
賃借料（年間PHP10,000を超える不動産、個人資産の賃借料や広告塔の賃借料）	5%
専門家報酬（個人の場合） （弁護士などの専門家、社外取締役、経営コンサルタントなどへの支払い）	専門家の総収入がPHP3m以上の場合は10%、それ以下の場合は5% ただし、5%の場合、公証された専門家の宣誓書を入手する必要がある。
専門家報酬（非個人の場合） （弁護士などの専門家、社外取締役、経営コンサルタントなどへの支払い）	専門家の総収入がPHP720,000以上の場合は15%、それ以下の場合は10% ただし、10%の場合、公証された専門家の宣誓書を入手する必要がある。
建設料（一般的な建物の建築業者、特殊建築業者、他の建築業者への支払い）	2%
納税トップ2万社またはLarge Taxpayers（大規模納税者）、Medium Taxpayers（中規模納税者）などの Top Withholding Agentsから国内業者への物品やサービス対価の支払い	物品購入の場合は1%、但し、卸売用の特定品目に対しては、0.5%（RR No.24 -2025） サービス対価の支払は2%

Top Withholding Agentsについて

フィリピンの税制では、拡大源泉税が幅広い費目を対象に設定されていますが、税率が設定されていない費目についても、納税トップ2万社または大規模納税者（Large Taxpayers）などに該当する場合、従来から、国内業者などからの物品購入に対して1%、サービス購入に対して2%の源泉を別途行うことが求められていました。

ただし、2018年3月15日に公表されたRR No.11-2018では、これまでの納税トップ2万社、大規模納税者などに加えて、「Top Withholding Agents（TWA）」という概念が導入され、TWAに該当する場合、同様の源泉義務が課せられることになりました。TWAは、新聞、BIRウェブサイト公表され、新しくTWAとなった企業は、公表日の翌月1日から源泉徴収義務が発生するため注意が必要となります。

拡大源泉税の申告と納税の期限

源泉税申告書	申告・納税期限
源泉税申告書	拡大源泉税の申告は四半期ごとにBIR Form1601EQで行うものの、源泉税の支払いは月次で要求される点には注意が必要
月次 (BIR Form 0619E)	すべての課税対象四半期の最初の2カ月に控除された税金は、BIRフォーム0619Eを使い、源泉徴収の翌月10日またはそれ以前に納税する（ただし電子申告納税システムを採用している場合は翌月11-15日までに納税する）
四半期 (BIR Form 1601EQ)	課税対象となる四半期の3か月目に控除された税金は、源泉徴収税が課された課税対象四半期の終了後の翌月末までにBIRフォーム1601EQによって納税する

j) 最終源泉税 (Final Withholding Tax)

フィリピン法人が非居住外国法人（日本の親会社など）へ配当などの所得の支払いをする場合、フィリピン法人が最終源泉税の源泉徴収義務者となります。2024年1月施行のEOPTにより、源泉徴収のタイミングは“payable”に統一され、RRNo.4-2024ではこれを「債務が弁済期を迎え請求可能となる又は法的強制力が生じる日」と定義し、源泉徴収は、支払者の帳簿上で「未払費用の計上、費用・資産計上した時点」又は、販売者による「請求書等の発行」のいずれか早い時点で行うと規定されています。

非居住外国法人への所得支払の種類と源泉税率及び租税条約に基づく軽減税率

非居住外国法人に対する一般的な所得支払の種類と税法の源泉税率および日比租税条約適用後の軽減税率は以下の通りです。フィリピンの租税条約適用申請手続き（RMO No.14-2021）を行うことで、軽減税率の適用が可能となっています。

(例) フィリピン子会社Aから日本の親会社Bへ100の配当送金
(日比租税条約を適用する場合10%の源泉)



所得の支払の種類	税法の源泉税率	日比租税条約に基づく軽減税率
事業所得(ビジネスプロフィット)	25%	所得受領者がフィリピン国内に恒久的施設（PE）を有さない等、一定の要件を満たす場合は、免税。
外国ローンにおける利子	20%	10%
配当金	25%	親子間配当10% (持株割合10%以上で一定の要件を満たすもの)、その他の場合は15%
ロイヤルティ	25%	10% (映画フィルム等は15%)
機械設備の使用料	7.5%	—
支店から本店への利益送金 (除く、PEZA登録支店)	15%	10%

フィリピンにおける租税条約適用申請手続き（RMO No.14-2021）

フィリピンの租税条約適用申請手続きは過去に度々ルール変更が行われていますが、直近では2021年3月31日に公表された改正租税条約適用申請ガイドライン（RMO No. 14-2021）で、従来ルールからの大幅な変更が行われました。改正されたルールは、租税条約の適用を受けることができる非居住納税者による全てのフィリピン源泉所得項目を対象としています。

RMO No. 14-2021で規定される申請方法は大きく分けて2つあり、まず所得支払時に租税条約に基づく限度税率で源泉し、その後、BIRにRFC（Request for Confirmation—確認依頼）を申請する方法と、所得支払時は国内法で規定される通常税率で源泉し、その後、TTRA（Tax Treaty Relief Application—租税条約適用申請）および還付申請を行う方法に分けられます。

申請プロセス

- i. 源泉徴収義務者/所得支払者は、所得受領者から提出された申請書（BIRフォーム0901）、外国の税務当局発行の居住証明書、および租税条約の関連規定をもとに限度税率の適用可否を判断する。そのため、租税条約に基づき限度税率の適用を受けようとする非居住者は、上記の書類を、最初の所得の支払前に源泉徴収義務者/所得支払者に提出することが必須となる。（最初の所得支払い前までに上記書類の提出がない場合、国内法で規定される税率により源泉徴収が行われる）
- ii. 非居住者の所得について、源泉徴収義務者が租税条約に基づく限度税率を適用した場合には、当該項目に適用される税率の妥当性について“Request for Confirmation（RFC）”をITAD（国際租税課）に申請する。
一方、非居住者の所得に対して国内法で定める税率を適用した場合は、非居住者はITADにTTRAを申請することができる。RFC、TTRAのいずれの場合であっても、RMO No.14-2021で規定される必要書類を提出する必要がある。
- iii. RFCは、源泉徴収義務者が、各課税年度の終了後4カ月目の最終日までにBIRに提出する。
一方、TTRAは、非居住者が租税条約の限度税率適用要件を満たすことを証明するために、当該所得受領後に申請する。なお、要件を満たすことが証明出来ない場合は、TTRAは否認される。
- iv. 源泉徴収で適用された税率が、本来あるべき税率より低かったとBIRが判断した際には、BIRはRFC、TTRAに対する否認のルーリングを発行する。否認された場合、源泉徴収義務者は、ペナルティを含めた納税不足分を納付する。
一方、源泉徴収で適用された税率に問題がなかった場合は、BIRはCertificate（証明書）を発行する。TTRA申請で租税条約の限度税率の適用が認められた場合には、過大に納付した分について非居住者は所得受領時から2年以内に還付申請を行うことができる。
- v. 申請が否認された場合、納税者は否認のBIRルーリングを受領後30日以内に財務省（DOF）に訴えることが可能である。

最終源泉税申告と納税期限

最終源泉税申告書	申告・納税期限
最終源泉税申告書	最終源泉税の申告は四半期ごとに BIR Form1601FQ で行うものの、源泉税の支払いが月次で要求される点は、注意が必要
月次 (BIR Form 0619F)	すべての課税対象四半期の最初の2カ月に控除された税金は、BIR フォーム0619Fを使い、源泉徴収の翌月10日またはそれ以前に納税する（ただし、電子申告納税システムを採用している場合は、翌月11-15日までに納税する）
四半期 (BIR Form 1601FQ)	課税対象となる四半期の3カ月目に控除された税金は、源泉徴収税が課された課税対象四半期の終了後の翌月末までにBIRフォーム1601FQによって納税する

クロスボーダーサービス取引の税務上の取扱いについて（RMC No.5-2024）

クロスボーダーサービス取引の取扱いー 内国歳入法第42条及び最高裁判決

クロスボーダーサービス取引に係る最終源泉税は、原則として「サービスが実際に行われた場所」に基づいて判断されてきました（内国歳入法第42条(A)(3), (C)(3)）。そのため、フィリピン国外で実施したサービスは、通常、フィリピン国内源泉所得には該当しないと理解されてきました。

しかし、最高裁判決 G.R. No. 226680（Aces Philippines Cellular Satellite Corporation vs. CIR, 2022年8月30日）は、Aces社の通信衛星サービスという特定の事例において、サービス提供場所に加え、「サービスが完結した場所」や「サービスの利益が享受された場所」も所得源泉地判断の要素となり得ると示しました。

その結果、サービス作業の大半が国外で行われていても、サービスの完了や利益享受がフィリピン国内にある場合には、フィリピン国内源泉所得と判断される余地が生じることになりました。

RMC No.5-2024の問題点、実務への影響

BIRが2024年1月に公表したRMC No.5-2024は、Aces判決の考え方を踏まえた通達でしたが、コンサルティング、IT、金融、通信等の幅広いクロスボーダーサービスをAces判決と類似すると例示したことで「非居住外国人とのクロスボーダーサービス取引＝最終源泉税及び最終源泉VATの課税対象」との理解が広がり、税務実務に大きな混乱を生じさせました。

本通達は、内国歳入法第42条との関係が十分整理されないままAces判決を拡大解釈し、クロスボーダーサービス取引に関する課税範囲を大幅に広げた点が問題と指摘されています。

こうした状況を踏まえ、2024年3月にBIRが公表したRMC No.38-2024では、全てのクロスボーダーサービス取引が自動的に最終源泉税や最終源泉VATの対象となるわけではなく、取引の内容に応じてケースバイケースで判断されるべきであること、また、サービスの一部のみではなく契約・サービス全体を考慮して源泉地を判断すべきことを明確化しました。

一方で、RMC No.38-2024の公表後も税務調査において、個々のクロスボーダーサービス取引の内容が十分に検討されないまま、非居住外国人への支払いについて、いわば機械的に最終源泉税（FWT）の源泉漏れを指摘されるケースが依然として多く見られています。

k) 付加給付税 (Fringe Benefit Tax)

付加給付税は、1997年に行われた税制改正により、それまでは現物給与として個人の給与所得の一環として課税されていた付加給付を、雇用者の諸手当支出に対する加算税として徴収する目的のため、法人所得税の一部として導入されたものです。

付加給付の範囲

対象となるのは、平社員（労働法などに規定されているマネージャーまたはスーパーバイザーの職位を持たない従業員）以外の管理職に与えられる付加給付です。この「付加給付」とは雇用者から平社員を除く従業員に提供される物品・役務などや、金銭等価物の授与などの手当を言い、例えば、住宅・車両・雇用者が被雇用者にかわり負担するカントリークラブなどの会費・国外渡航費・従業員およびその扶養家族の教育補助費などが含まれます。

他方、付加給付を受けた従業員が平社員 (Rank and File Employee) の場合は、FBTの対象外（受取側の給与所得）となり、個人所得税の申告対象となります。

ただし、年額PHP90,000までの賞与や、支給されている手当が業務の遂行上必要であると判断された場合（例：事務所から50m以内の住居、会議出席の為の海外渡航費など）は付加給付税の対象には含まれません。なお、住宅・車両のリース契約書が個人名義で締結されておらず、会社名義の場合には、貨幣価値額の50%のみが付加給付税の対象となりますので、新規契約もしくは更新の際には留意する必要があります。

課税対象となる付加給付

- ① 住宅 ② 車両 ③ 費用負担 ④ カントリークラブなどの会員費 ⑤ 海外渡航費 ⑥ 休暇手当
- ⑦ メイド・運転手費用 ⑧ 教育補助費 ⑨ 社内ローン（市場レートとの差額）
- ⑩ 生命保険、健康保険料などの保険料で、法定限度額を超える部分

課税対象とならない付加給付

- ① 業務の性格上もしくは遂行上必要なもの、雇用者が利便を得るためのもの
- ② 特別法により非課税となっているもの ③ 退職積立金、団体保険などの雇用者負担分
- ④ 平社員に支給されるもの ⑤ 少額手当

税率と税額算出方法

付加給付税とは、雇用者から従業員（除く、平社員）に付与する付加給付の金銭などの価額をグロスアップ（割戻）したものである最終源泉徴収税です。

① 付加給付税率

税率 35%

② 付加給付の貨幣価値額

現物給付の場合は、貨幣価値額に換算する必要があります。なお、住宅・車両のリース契約書が個人名義ではなく、会社名義の場合には貨幣価値額の50%のみが付加給付税の対象となります。

③ 税額算出方法

付加給付の貨幣価値額を税引後の純額(65%部分)とみなし、65%で割り戻して総額(税前支給額)を算出し、これに35%を乗じ算出します。

(計算例)

フィリピン内国法人が、支店マネージャーA氏に対して、給与とは別にゴルフ会員費の補助として現金6,500ペソを四半期毎に支給した場合

- 付加給付の貨幣価値額 6,500ペソ
- 付加給付の総額（税前支給額） $6,500 \div 0.65 = 10,000$ ペソ
- FBT（税額） $10,000 \times 35\% = 3,500$ ペソ

付加給付税の申告および納税期限

付加給付税の申告書	申告・納税期限
四半期毎 申告書（BIR Form1603Q）	毎四半期終了日の翌月末
期末 申告書（BIR Form1604CF）	翌年1月31日

1) 移転価格税制（Transfer Pricing Taxation）

フィリピンの移転価格ルールとその特徴

フィリピンの移転価格ガイドライン（以下、TPガイドライン）は2013年1月に公表され、2013年2月より適用されています。TPガイドラインは概ね当時のOECDの移転価格ガイドラインに沿ったものであり、納税者に対して移転価格文書の作成と保持をフィリピン当局として初めて義務付けたものです。また、TPガイドライン上、移転価格文書は毎年の確定申告書に添付して提出する必要はないものの、BIRから要求された場合、納税者は当該文書を提示しなければならないとされています。このため、2013年のTPガイドラインの公表後、日系企業を含め多くの在比企業が移転価格文書の準備および更新を行ってきています。

また、国外関連者との取引だけでなく、フィリピン国内における関連者との取引もTPガイドラインの適用対象である点もその特徴です。これは、フィリピンではさまざまな投資優遇措置が設けられており、国内においても税率の異なる企業が混在することから、関連者間での恣意的な所得の移転によるグループの税負担の軽減が可能であることが背景にあります。一例として、日系の輸出型製造企業の多くが登録しているフィリピン経済区庁（PEZA）の場合、通常は商業生産の開始後、法人税の免税期間が与えられ、免税期間後は原則として全ての国税および地方税に代えて総所得の5%を納めれば足りるという、いわゆる5%総所得課税期間に移行します。一方、優遇措置を受けていない通常の内国法人の場合、法人税率は課税所得に対して25%であり、両者の税負担率は大きく異なっています。

フィリピンにおける移転価格調査ガイドラインの公表（RAMO No.1-2019）

BIRは、2019年8月27日に移転価格調査ガイドライン（RAMO No.1- 2019）を公表しました。フィリピンでは2013年に公表された移転価格ガイドライン（Revenue Regulation No.2-2013）で文書化義務が明記されたものの、移転価格調査に関してのガイドラインはその後長らく公表されておらず、今日に至るまで本格的な移転価格調査が行われていない状況が続いています。一方で、2020年には後述するBIRフォーム1709が導入されるなど、今後フィリピンにおける移転価格調査が本格化するのには時間の問題と考えられます。

「BIRフォーム1709（関連者取引の申告書）」の導入 (RR No. 19-2020, RR No. 34-2020)

2020年7月8日に公表された歳入規則RR No.19-2020によって、関連当事者間の取引情報の詳細を記載する申告書様式「BIRフォーム1709」が新たに導入されました。納税者は同フォームに必要情報を記載し、移転価格文書や関連当事者取引に関連する契約書などの必要添付書類とあわせて、年次の法人所得税申告書（AITR）に添付して毎年BIRへの提出を求めるというものです。それ以前は、移転価格文書や関連者との契約書などのBIRへの毎年の提出は要求されていなかったため、極めて大きなルール変更といえます。

また、上記の新ルールは、提出義務について関連者取引の重要性などは一切考慮せず、関連者取引を行う全ての納税者にBIRフォーム1709および移転価格文書などの提出を求めるという内容でした。そのため、各方面から反対の声が上がり、BIRは、その後2020年12月21日付で改正ルールであるRR No. 34-2020を公表しました。そこでは、BIRは一転して重要性の基準値とセーフハーバー（一定の移転価格税制上の許容範囲）を設けるとし、また、BIRフォーム1709、移転価格文書などの提出に関するガイドラインとプロセスを合理化すると述べています。

この結果、改正ルールで規定される以下カテゴリーに該当する納税者のみがBIRフォーム1709の提出を求められ、また、移転価格文書および関連者との契約書等のその他添付書類の提出は、BIRから要求があった場合に行うという形にルールが変更されています。

1) BIRフォーム1709の提出義務

以下に該当する納税者は、年次法人所得税申告書（AITR）とともにBIRフォーム1709をBIRに每期提出する必要があります。

- a. 大規模納税者（Large Taxpayers）
- b. インセンティブを享受している納税者（BOI登録企業や、経済特区に登録してITH（法人税免税）や特別優遇税率の適用を受けている企業など）
- c. 現在の課税年度およびその直前2期連続で営業損失となっている納税者
- d. (a) (b) (c) と取引を行う関連当事者

2) 移転価格文書、その他添付書類の提出

RR No.34-2020では、上記の（1）でBIRフォーム1709の提出が求められる納税者でかつ、以下の重要性基準を満たす者は移転価格文書の作成と提出が求められるとされています（ただし、同文書などの提出についてはBIRから要求があった場合に30日以内に行う）。

- a. 対象課税年度の年間総売上／収益が1億5,000万フィリピンペソを超え、かつ国内外の関連当事者との取引合計額が9,000万フィリピンペソを超える場合
 - *) 上記計算の際には、課税年度中に関連当事者から受領した額および／または受領予定の額、関連当事者に対して支払った額および／または支払予定の額を含める（ただし、経営幹部に対して支払った報酬、配当、支店利益の送金は含めない）。また、全ての関連当事者との間のローンおよび非営業取引に係る未決済残高も計算に含める。
- b. 以下のいずれかの重要性の基準値を超える関連当事者取引がある場合
 - i. 対象課税年度に6,000万フィリピンペソを超える有形資産の売却を伴う場合
 - ii. 対象課税年度にサービス取引、利息の支払い、無形資産の利用、またはその他の関連当事者との取引の総額が1,500万フィリピンペソを超える場合
- c. 直近の課税年度に上記の（a）、もしくは（b）の基準値を超えたため、移転価格文書を作成する必要があった場合（つまり、直近の課税年度に上記基準値を超えた場合、翌年度も同義務が継続する）

事前確認制度（Advance Pricing Agreement：APA）

事前確認制度（APA）とは、将来年度における国外関連者との取引価格の算定方法について、税務当局から事前に合意を得る制度です。事前確認を取得した場合、合意された移転価格算定方法に基づく納税を行う限り、移転価格課税が行われることはありません。APAについては、別途通達を公表するとRR No. 10-2022において言及されているものの、2026年3月時点でAPAに関するガイドラインは公表されていません。

相互協議手続（Mutual Agreement Procedure：MAP）

2022年6月30日に相互協議手続に関する歳入規則（RR No. 10-2022）が公表され、租税条約に基づくMAP（Mutual Agreement Procedure：相互協議手続）の申請要件や手続が正式に制度化されました。MAPとは、納税者が租税条約の規定に適合しない課税を受け、または受けるおそれがある場合に、条約に適合しない課税を排除するため、条約締結国の税務当局間で行われる協議手続です。実務上は、移転価格課税等により国際的な二重課税が生じることがあり、そのような場合、納税者は相互協議を申立てて両国の税務当局による調整を求めることができます。

4. 個人所得税

a) 個人所得税に係る一般原則

フィリピン居住国民は、全世界所得について納税義務を負う一方、フィリピン非居住国民は、フィリピン国内源泉所得についてのみ納税義務を負います。また、外国人は、居住、非居住を問わず、フィリピン国内源泉所得に関してのみ納税義務を負います。
ここでのフィリピン国内源泉所得はどこで支払われているかに関わらず、フィリピンで労働を行っていればその対価はすべて含まれますので、例えば、駐在員の方が、日本の本社から日本で受領している給与や賞与も合算して申告する必要があるので注意が必要です。

それぞれの適用税率は下記の通りで、非居住外国人でフィリピン滞在日数が暦年基準で180日以下の場合のみフィリピン源泉の総所得に25%の税率で課税されます。ただし、同一職務（税法では assignment という表記）での滞在中、前後の年に180日を越えて滞在している場合は、180日を超えていない年も0～35%の累進税率となります。例えば、2025年の12月1日に赴任し、2026年以降も複数年滞在する契約になっている場合は、2025年度も0～35%の累進税率となります。

納税者	課税対象所得	適用税率
居住国民	全世界所得	0～35%の累進税率
非居住国民	フィリピン国内源泉所得	0～35%の累進税率
居住外国人	フィリピン国内源泉所得	0～35%の累進税率
非居住外国人 （180日超滞在）	フィリピン国内源泉所得	0～35%の累進税率
非居住外国人 （180日以下滞在）	フィリピン国内源泉所得	25%（総所得）

b) 個人所得税率

前述した0～35%の累進税率の詳細は以下の通りです。税制改革法（TRAIN）の規定に基づき、2023年1月1日以降の個人所得税率は、下記テーブルの内容に変更されています。
また、個人の場合、課税年度（年間課税所得の基準）は、暦年のみで選択の余地はありません。

年間課税所得	税率
PHP 250,000以下	0%
PHP 250,000超PHP 400,000以下	PHP 250,000を超える15%
PHP 400,000超PHP 800,000以下	PHP 22,500+PHP 400,000を超える20%
PHP 800,000超PHP 2,000,000以下	PHP 102,500+PHP 800,000を超える25%
PHP 2,000,000超PHP 8,000,000以下	PHP 402,500+PHP 2,000,000を超える30%
PHP 8,000,000超	PHP 2,202,500+PHP 8,000,000を超える35%

c) 主な非課税所得

主な非課税所得は下記の通りです。なお、少額手当（De Minimis）は、RR No. 29-2025（2025年12月22日公表）により非課税上限額が変更され、2026年1月6日より有効となっています。

- 生命保険金
- 損害保証金
- 合理的退職金制度に基づく退職金
- 13カ月給与およびその他の福利給付の総額が90,000フィリピンペソを超えないもの
- 少額手当（De Minimis）
 - ・ 年間12日以内の未使用有給休暇の買取
 - ・ 従業員扶養家族向け医療現金手当（PHP333／月）
 - ・ お米手当（PHP2,500／月または50kg）
 - ・ 制服・衣料手当（PHP8,000／年）
 - ・ 医療費実費負担（PHP12,000／年）
 - ・ 洗濯手当（PHP400／月）
 - ・ 従業員表彰記念品
（年間PHP12,000を超えない現金、金券、物品）
 - ・ クリスマスやその他の式典で与えられるギフト
（従業員1人当たり年間PHP6,000まで）
 - ・ 残業食事手当（各地域の最低賃金の30%）
 - ・ Collective Bargaining Agreement(労働協約)およびProductivity Incentive Schemes
（生産性向上を目的としたインセンティブスキーム）による報酬
（両項目の合計でPHP12,000／年）

d) 給与所得にかかる源泉税の申告と納税期限

月次申告（報告要件－雇用者）

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件－雇用者	- マニユアル申告の場合 翌月10日まで ただし、12月分は翌年1月15日まで - 電子申告（eFPS）の場合 申告は業種区分により 各月末から11～15日以内 ただし、納税は全業種翌月15日まで 12月分の納税は翌年1月20日まで
月次申告書 （BIR Form1601C）	

年次申告（報告要件－雇用者）

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件－雇用者	申告期限：翌年1月31日までに1年分の被雇用者のアルファリスト（アルファベット順に記載した総括一覧表）を添付して提出
年次申告書（BIR Form1604CF） （給与所得にかかる源泉税および最終源泉税にかかわる年次申告書）	

年次申告（報告要件－被雇用者）

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件－被雇用者	みなし申告（※）が適用される純粋な給与所得者を除き、被雇用者については、課税年度の翌年4月15日までに年次所得税申告書（BIR Form 1700）を提出しなければならない。 ※「みなし申告」とは 第51条(A)(2)(b)に規定される条件をすべて満たす純粋な給与所得者については、年次所得税申告書の提出が免除され、雇用主がBIRに提出する源泉徴収証明書（BIR Form 2316）をもって、当該個人が年次所得税申告を行ったものとみなされるもの。
年次申告書（BIR Form1700）	

5.その他の国税

a)付加価値税（VAT）

一定の例外を除き、物品の輸入、フィリピン国内での物品、資産、サービスの販売、交換、リースには12%の付加価値税（VAT）が課せられます。物品および資産とは不動産、特許や商標などの権利、動産など、すべての有形、無形のことを指します。サービスとはフィリピン国内で対価をもって提供されるすべてのサービスを含みます。非居住外国法人からのサービスについてもPE（恒久的施設）の有無に関わらず対象となりますので注意が必要です。また、輸出は通常0%VAT（ゼロレート）です。

なお、税務上、仕入などから生じるインプットVATと売上などから生じるアウトプットVATの相殺は認められます。インプットVATをアウトプットVATで相殺出来ない（超過インプットVAT）場合には、超過インプットVATを翌期以降のアウトプットVATと相殺することも認められています。なお、税法上、相殺に関する期限は、特段定められていません。

VAT申告と納税期限

VAT申告書	申告・納税期限
四半期申告書 (BIR Form 2550Q)	各課税対象四半期の終了後25日以内に、VATの四半期申告書の提出及び納付を行わなければならない（*）

(*) 2018年施行の税制改革法（TRAIN - 共和国法第 10963 号）のSec.114(A)の規定、また、それを明確化するRMC No.5 -2023（2023年1月13日付）の公表により、2023年1月1日以降、それ以前に求められていたVAT 登録者によるVATの月次申告（BIR Form 2550M）及び納付は不要となり、四半期ごとの申告（BIR Form 2550Q）及び納付が義務化されました。

さらに、RMC No. 52-2023（2023 年 5 月 10 日付）では、四半期ベースの申告・納付が原則であることを前提に、VAT 登録者の希望に応じて、BIR Form 2550M を用いた月次申告及び納付を任意で継続できることが明確にされました。

ただし 月次申告・納付はあくまで任意であり、たとえ月次で行った場合でも、VAT登録者については、四半期の BIR Form 2550Q による申告・納付を別途行う必要があります。

主なVAT非課税サービス

- ・ 年間売上が300万フィリピンペソ未満の者が提供するサービス（ただし基準額は消費者物価指数に基づき調整される - Sec.109 (1) - (cc)）
- ・ 電気、水などの公共サービス
- ・ 金融、保険サービス
- ・ 一部を除く医療、教育サービス
- ・ 国際海運、航空サービスなど

PEZA等の投資促進機関に登録する企業の VAT インセンティブ

CREATE 施行後の VAT インセンティブを巡る経緯

2021年4月施行のCREATE法（共和国法第11534号）では、登録企業（RBE）が登録プロジェクトのために直接的かつ限定的に使用する財・サービスについて、国内購入はVATゼロレート、輸入はVAT免税と規定されていました。

しかし、2021年6月公表のCREATE施行細則（IRR）により、VAT インセンティブの対象が登録輸出型企業（REE）のみに限定され、さらに2022年3月のBIR通達（RMC No.24-2022）において、エコゾーン、フリーポートゾーン向け取引を輸出とみなすクロスボーダー原則はVAT目的では認められないとされました。

その結果、所在地を理由としたVATゼロレート適用は否定され、VATゼロレートはREEの登録事業に直接的かつ限定的に使用される国内購入に限定されることとなりました。加えて、CREATEにより規定される10年間の経過措置（～2031年4月）終了後は既存登録企業の税務インセンティブが全て終了するとされ、制度運用の不明確さが投資家心理を悪化させました。

こうした問題を是正し、優遇税制の透明性と予見可能性を高める目的で、2024年11月にCREATE改正法であるCREATE MORE（共和国法第12066号）が成立し、同年11月28日に発効されました。

CREATE MOREによる主なVAT改定の内容

○ VATゼロレート、VAT免税の適用対象

VAT インセンティブ（国内購入のVATゼロレート、輸入VAT免税）の対象は、登録輸出型企業等の登録事業に直接的に帰属する（Directly Attributable）物品及びサービスに適用されます。

「直接的に帰属する（Directly Attributable）」とは、登録企業（RBE）の登録プロジェクトまたは活動に付随し、合理的に必要とされる物品およびサービスを指し、ここには、CREATEではVATゼロレートの適用対象外として取り扱われていた清掃、警備、財務、コンサルティングサービス、マーケティングおよびプロモーション、ならびに人事、法務、会計などの管理業務のために提供されるサービスも含まれます。

なお、登録プロジェクトまたは活動（登録事業）に「直接的に帰属する」か否かの判断は、BIRではなく、関連する投資促進機関（IPA）が最終判断する形に法改正が行われたことはポジティブに捉えられます。但し、RR No.10-2025では、物品・サービスの購入が登録事業に直接的に帰属するか否かを事後的にBIRが調査するとしており、この点は注意を要します。

○ VATゼロレート証明書

CREATE MORE IRRのRule 9では、「VATゼロレート証明書の申請」のルールが新たに規定されました。登録輸出型企業（REE）及び高付加価値国内市場向け企業（HVDME）が、国内購入のVATゼロレート適用を受けるためには、投資促進機関（IPA）から毎年発行されるVATゼロレート証明書のみで足りると読めます（Rule 9, Sec.5）。

但し、VATゼロレート適用のための必要条件が突然変更となる可能性も否定できないため、引き続き注視が必要と考えられます。

Ease of Paying Taxes Act (EOPT-共和国法第11976号)発効に伴うVAT課税への影響

2024年1月5日にマルコス大統領の署名により、納税簡易化法（Ease of Paying Taxes Act (EOPT) -共和国法第11976号）が成立し、官報または新聞への掲載（2024 年 1 月 7 日に官報に掲載）から 15 日後の 2024 年 1 月 22 日に有効となりました。

VAT関連ルールの改定内容は、以下の通りです。

VAT証憑書類について

EOPT施行以前は、サービス販売に関しては、総受取（Gross receipts）に基づいてVATが課税されていましたが、今後は物品販売等と同様に、総売上（Gross sales）に基づいて課税されます。

また、従来、サービス販売に関しては VAT official receipts の発行が必要でしたが、EOPTによりVAT official receiptsは廃止され、今後は物品販売と同様に VAT sales invoice を発行する必要があります（Sec.108(A））。

物品販売、サービス販売ともに、VAT sales invoiceが、売手にとってのアウトプットVAT、買手にとってのインプットVATの根拠証憑となります。

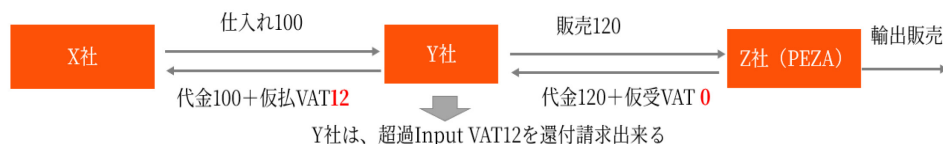
Sec113に従い発行されたVAT sales invoiceのインプットVATは、アウトプットVATから控除可能となります (Sec.110 (D))。なお、一定の情報がVAT sales Invoiceに含まれていれば、購入者側のインプットVAT が認められます (Sec.113(D)(3))。

	従来（EOPT施行前） 2024.1.21まで	現在（EOPT施行後） 2024.1.22から
証憑	<物品販売の場合> VAT Sales Invoice <サービス販売> VAT Official Receipts	<物品販売の場合> VAT Sales Invoice <サービス販売> VAT Sales Invoice
記載事項	・従来は、VAT Invoiceに記載事項が不足している場合、インプットVATは認められなかった。	・VAT登録事業者が必要な記載要件を満たしていないVAT invoiceを発行した場合、VAT invoiceの発行者が責任を負う。 ・購入者側は、以下の記載がある限り、インプットVATが認められる (Sec. 113 (D)(3)) 。 ①販売金額 ②VAT税額 ③買い手及び売り手の名称及びTIN番号 ④取引の詳細 ⑤取引日

VAT還付申請について [Sec. 112 (C)、Sec.112 (D)]

<VAT還付の基本原則（内国歳入法第112条（A））>

Zero-Rated VATの売上があるVAT登録事業者で、VATゼロレート売上に関連するインプットVATの仕入取引があり、インプットVATが超過する場合、同取引があった四半期終了の末日から2年以内であればVAT還付の申請が可能（還付対象は、ゼロレート売上に対応するインプットVAT部分のみ）です。



<VAT還付申請の基本フロー>

1. 還付申請

BIR長官は、納税者より還付申請を受理後90日以内に、還付の可否を判断します。
（還付承認の場合、現金又はTCC (Tax Credit Certificate)による還付が実施されます。）

2. 還付申請のリスク分類

VAT還付申請は、還付申請額、還付申請の頻度、過去の税務コンプライアンス等に基づいて、3段階（低リスク・中リスク・高リスク）に分類され、中リスク及び高リスクの還付申請は、BIRの調査、その他検証プロセスの対象となります。一方で低リスクに分類される同申請はBIRの検証の対象とはなっていません。

3. 還付否認時のBIR長官の対応

BIR長官は、還付が適切でないと判断した場合、90日以内に、還付否認の事実、法的及び事実的根拠を明記した書面を納税者へ通知を行います。

4. 再考の申し立て

納税者は還付否認通知（全部又は一部）の受領から15日以内にBIR長官へ再考の申し立てを提出でき、BIR長官は再考の申し立てを受領後、15日以内に決定を下します。
但し、再考の申し立ては法律の解釈に限って行うことができ、追加書類の提出は不可となっています。

5. CTA（税務裁判所）への提訴

再考の申し立ての拒否やBIR長官が所定の期限内（還付申請時は90日以内、再考の申し立て時は15日以内）に行動を起こさなかった場合は、納税者は30日以内にCTAへ提訴することができます。

デジタルサービスに対するVAT課税法（Republic Act No. 12023）

2024年10月2日にマルコス大統領の署名によりデジタルサービスに対するVAT課税の法律（共和国法第12023号）が成立しています。2025年1月17日に内国歳入庁（BIR - Bureau of Internal Revenue）から施行規則（IRR - Implementing Rules and Regulations）である歳入規則 RR No. 3-2025 が公表されています。

その後、2025年4月に公表されたRR No. 14-2025により、非居住デジタルサービスプロバイダーは、2025年6月1日までにVAT登録事業者として登録を完了し、2025年6月2日からVATの対象となることが明確に規定されました。

概要

改正された税法第108条Aの中で「非居住のデジタルサービスプロバイダー（※1）によって提供されるデジタルサービス（※2）は、そのサービスがフィリピンで消費される場合、フィリピンで実行、提供されたものとみなす」とVATの課税対象であることが明確となりました。

- ※1 非居住のデジタルサービスプロバイダーとは、フィリピンに物理的な拠点を持たないデジタルサービスプロバイダーを指します。
- ※2 デジタルサービスとは、インターネットや電子ネットワークを通じて提供される自動化されたサービスを指します。例として、オンライン検索エンジン、クラウドサービス、オンラインメディア、広告、デジタルグッズなどが含まれます。

VAT登録義務

非居住デジタルサービスプロバイダー（NRDSPs - Non-Resident Digital Service Providers）は、BIR の VDS（VAT on Digital Services）ポータルを通じてフィリピンでVAT登録事業者として登録する必要があります（RMC No. 78-2025）。

課税方法（申告・納付）

NRDSPsとフィリピン国内で事業を行う者との取引をB2B取引と定義されており、この場合、買い手であるフィリピン事業者がリバースチャージ方式によりVAT12%を徴収し、翌月10日以内にBIRへ電子申告・納付する必要があります。

一方、NRDSPsとフィリピン国内で事業を行っていない者（例えば一般消費者）との取引はB2C取引と定義されており、この場合、NRDSPs自身がVATの納税義務者となり、VDS（VAT on Digital Services）ポータルを通じてVAT申告書を電子申告し、原則として各課税四半期終了後25日以内にBIRへVATを納付する必要があります。なお、月次でのVAT納付を選択することも可能ですが、その場合であっても四半期VAT申告書の提出は必須とされています。

b) パーセンテージ税

VATの対象とならない特定の事業者に関して、VATの代わりに総収入額に対して業種ごとに定められた税率を乗じたパーセンテージ税が課せられます。また、VATが免税となる年間売上300万フィリピンペソ未満のVAT登録者でない事業者は、売上に対して3%のパーセンテージ税が課せられます。

銀行およびノンバンク	0%～5%
生命保険	5%
運輸、ラジオ、テレビ放送	3%
電気、ガス、水道	2%

c) 物品税

フィリピン国内で生産または製造される物品、または一定の輸入物品に物品税が課せられ、アルコール、タバコ、石油製品、鉱物、自動車、宝石、加糖飲料など物品の種類に応じて、それぞれ異なる税率が適用されます。物品税はVATや関税とは別に課税されます。

d) 印紙税

印紙税は、新規に株式を発行する際、債務証書、不動産売買、リース契約書、保険契約書を締結する際などに課税され、契約当事者のどちらかが申告・納税を行う必要があります。
なお、契約当事者のどちらかが申告・納税するルールになっていますが、サービスなどを享受する企業側が負担することが一般的になっています。なお、課税対象の一方の当事者が印紙税の免除対象となる場合は、免除されないもう一方の当事者が印紙税を支払うことになります。
また、法人設立に際しては、株式の発行や事務所のリース契約が生じ、これらが印紙税の課税対象となるため、その納税期限（翌月5日）については、十分留意が必要です。
税率は取引の種類によって定められていますが、主な取引と税率は下記の通りです。

取引内容	税率
株式の発行	株式の額面価額の0.75%（額面金額200ペソにつき1.5ペソ） ※2025年のCMEPA（資本市場効率化促進法）で改正
株式の譲渡	株式の額面価額の0.75%（額面金額200ペソにつき1.5ペソ）
融資契約書（借入） ファイナンスリース	0.75%（契約金額200ペソにつき1.5ペソ）
オペレーティングリース （土地、テナント）	0.2%（契約金額1,000ペソごとに2ペソ） *最初の2,000ペソまでは6ペソ
不動産の譲渡	1.5%（契約金額1,000ペソごとに15ペソ）

e) キャピタルゲイン税

フィリピン証券取引所 (PSE) で取引されていない非上場の国内株式から生じたキャピタルゲインは、譲渡益に対して15%で課税されます。また、投資用不動産の売却から生じたキャピタルゲインは、売却価格もしくは市場取引価格のいずれか高い方の価格に6%の税率で課税されます。なお、キャピタルゲイン税の申告・納税期限は取引日から30日以内とされています。事業用資産の売却は通常の課税所得に含まれます。

f) 株式取引税

国内法人の株式が、国内の証券取引所における上場株式等として売却等される場合、または当該株式が外国証券取引所を通じて売却等される場合には、売主は、キャピタルゲイン税に代えて、株式の総売却価額に対し0.1%の株式取引税（最終税）が課されます。なお、当該税率は、CMEPA（共和国法第12214号）の施行により、従来の0.6%から引き下げられ、2025年7月1日以降適用されています。

g) 相続税

2018年1月1日施行の税制改革法（TRAIN）により、相続税率は、一律6%となっています。基礎控除、その他認められる経費を控除した金額を基に相続税を計算します。相続税申告書は被相続人の死亡から1年以内に提出することとされています。

h) 贈与税

2018年1月1日施行の税制改革法（TRAIN）により、贈与税率は一律6%となっています。贈与税の申告・納税期限は取引日から30日以内とされています。

6. 地方税

a) 地方事業税

製造業、卸売販売業、流通業、ディーラー、建設業などは、事業を行った地域により、前年度総収入の2%以下にあたる地方事業税の対象となります。なお、地方事業税の申告・納税期限は事業年度の翌年1月20日となります。また、5%総所得課税（5%GIT）や5%特別税率（SCIT）インセンティブを享受する投資促進機関に登録する登録企業は、原則として全ての国・地方税の代わりに総所得の5%を納めれば足りるとされているため、別途地方事業税を納める必要はありません。

b) 固定資産税

設備機械、建物、土地など固定資産に対する従価税です。市場価値に固定資産の種類ごとに定められた倍率を掛けて求める評価額が基準になり、評価額に対してマニラ首都圏は2%以下、それ以外は1%以下の税率が課されます。また、5%総所得課税（5%GIT）や5%特別税率（SCIT）インセンティブを享受する投資促進機関に登録する登録企業は、原則として全ての国・地方税の代わりに総所得の5%を納めれば足りるとされているため、別途固定資産税を納める必要はありません。

c) 不動産取引税

不動産取引の際には、売却価格もしくは市場取引価格のいずれか高い方の価格に、マニラ首都圏は0.75%、その他の地域は0.5%を超えない税率で課税されます。

7. フィリピンにおける税務調査

2013年公表のRR No.18-2013、その後のRR No.7-2018（2018年1月公表）、RR No. 22-2020（2020年9月公表）及びRMONo1 - 2026（2026年1月公表）は、いずれもフィリピンにおける税務調査プロセスを規定したガイドラインであり、税務調査に際しては、この内容を正しく理解することが非常に重要です。また、BIRによる税務調査時の指摘内容がいかにも不合理であったとしても、納税者がルールで定められた期限内に反論を行わない場合、指摘内容がそのまま確定してしまう可能性があるため、期限内に適切に反論を行うことがとりわけ重要になります。

BIRによる税務調査の流れ

1	Letter of Authority (LOA) の発行	LOAは、税務当局が税務調査を開始する意思を示す最初の公式な通知です。 この通知を受けて対象になっている年度の帳簿類など、BIRから要求される書類を提出することで税務調査が本格的に始まります。
2	Notice of Discrepancy (NOD) の発行	BIRによる指摘事項が納税者に最初に文書で通知されるものがNODであり、予備的な評価通知であるPANの発行前に調査官との非公式協議が実施されます。 NODは、コロナ禍における2020年9月に公表されたRR No. 22-2020により新たに導入されたルールです。 それ以前のルールとは異なり、BIRの指摘事項に対する納税者の説明資料の提出期限がNOD受領日から30日以内と非常にタイトになっている点には注意が必要です。
3	Preliminary Assessment Notice (PAN) の発行	NODに対する反論書および説明資料を審査した後、調査官が追徴課税の指摘根拠があると判断した場合、PAN（予備的評価通知）が発行されます。PANは調査結果と納税過不足額の詳細を記載した通知です。 PANを受領してから15日以内に回答（反論）を行う必要があります。
4	Final Assessment Notice / Formal Letter of Demand (FAN/FLD) の発行	納税者がPANを受領した日から15日以内に回答しない場合、不履行とみなされ、最終評価通知書および督促状（FAN/FLD）が発行され、不足税額の支払いが求められます。 また、納税者がPANを受領した日から15日以内に不足税額の指摘に同意できないと回答した場合、納税者による回答書の提出から15日以内にFAN/FLDを発行し、該当するペナルティを含め不足税額の支払いが求められます。

5	FANへの反論（Protest）	納税者はFANの発行日から30日以内に、以下いずれかの方法で反論を行わなければなりません。反論をしなかった場合は追徴税額が決定します。 - Request for Reconsideration （再考依頼） 既に提出済みの書類の範囲で事実や法律上の取り扱いの再確認を依頼するものです。 - Request for Reinvestigation （再調査依頼） 書類や証憑を再提出した上での再調査を依頼するものです。 再調査依頼が認められた場合、反論書の提出から60日以内であれば、追加説明資料の提出が認められます。
6	5）FANへの反論（Protest）に対するBIR否認への対応	FANに対する反論を行ったもののBIRが反論を認めなかった場合、BIRとしての最終決定通知であるFDDA（Final Decision on Disputed Assessment）が発行されます。 この場合、以下の対応を否認日から30日以内に行う必要があります。 - CTA（税務裁判所）に提訴 - BIR長官（Commissioner）に再考の申立て（BIR長官代理人の決定に関して再考の申立て）が可能
7	5）FANへの反論（Protest）に対するBIR無反応への対応	FANへの反論に対し、BIRより180日以内に反応がない場合は、以下の選択が可能です。 180日経過後30日以内にCTA（税務裁判所）に提訴 - 税務当局の最終決定通知（FDDA）を待つ（最終決定通知から30日後以内にCTAへの提訴可能）
8	6）BIR長官への再考の申立てに対する否認への対応	BIR長官への再考の申立てが却下された場合、30日以内にCTAへの提訴が必要で、これを行わなかった場合は追徴税額が確定します。
9	6）BIR長官への再考の申立てに対する無反応への対応	BIR長官への再考の申立てに対し、180日以内に反応がなかった場合は、以下いずれかの対応を選択します。 180日経過後30日以内にCTA（税務裁判所）に提訴 - 国税長官の最終決定を待つ（最終決定通知から30日後以内にCTAへの提訴可能）

近年の一般税務調査の環境

2020年に始まったコロナ禍以降、フィリピンの政府債務は増大しており、BIRに課せられる毎年の税収目標額も右肩上がりとなっています。税収の増加が求められる中、近年（特に2023年以降）はBIRによるアグレッシブな執行姿勢がより顕著になっています。同一企業に対する2期、3期連続の税務調査は現在では珍しくなくなり、また、税務調査の指摘事項は、特に初期段階では合理的でないものを含むケースもあり、NOD（差異の通知）の金額が数億ペソを超えるような事例が多く見られます。

税務調査への対応

- 税務調査開始通知書（LOA）を受領した後は、必要書類の提出、調査官への説明、反論書の提出、交渉などで後手に回らないよう、初期段階から迅速に対応することが非常に重要です。
前述の通り、フィリピンでは税務調査のプロセスが明確にルールで規定されているため、BIRからの各通知に対して期限内に適切に反論できる事前準備が求められます。つまり、BIRからの各通知内容について、正しくないことを納税者側が膨大な証憑を用いて立証する必要があります。
- 税務調査の環境が厳しくなっている現状を踏まえて、日頃から自社の税務に関する内部統制プロセスの強化を図るとともに、税務調査の際には、初期段階から調査対応の経験豊富な税務専門家に相談することもご検討下さい。

8. 電子請求書 (e-Invoice) および電子売上報告 (e-Sales Reporting) の義務化

フィリピンにおける電子請求書システム (EIS – Electronic Invoicing System) は、2018年1月1日施行のTRAIN (税制改革法―共和国法10963号) によって初めて規定されました。TRAINにより改正された税法第237条および第237-A条において、「TRAINの発効から5年以内、かつ必要なデータを保存、処理できるシステムが確立次第」、一定の納税者に対して電子請求書の発行、および売上データをBIRに報告するシステムの導入を義務付けたものです。

その後、コロナ禍の影響やBIRの準備の遅れにより本格導入が見送られてきましたが、CREATE MORE (経済再活性化のための機会最大化―共和国法第12066号) の施行に伴い、2025年2月27日に電子請求書システムに関する歳入規則 (RR No. 11-2025) が公表され、2025年10月16日には、対応期限等の変更に関する歳入規則 (RR No. 26-2025) が公表されています。

同制度は、納税の透明性向上とBIRへの報告の効率化を目的としています。導入費用は一定の税控除が受けられる一方で、違反した場合は罰則の対象となるため、早期の対応が求められます。

電子請求書(e-Invoice) / 電子売上報告(e-Sales Reporting)の義務対象者

次の納税者は、BIRへの電子請求書発行・電子売上報告が義務となる。

- (1) 電子商取引 (Eコマース) ・ インターネット取引を行う事業者
- (2) 高額納税者サービス (LTS) に登録されている事業者
- (3) EOPT (Ease of Paying Taxes Act - 納税簡易化法) のもとで大規模納税者 (Large Taxpayers) にカテゴリーされる納税者 (年間売上10億ペソ以上)
- (4) コンピュータ会計システム (CAS) やコンピュータ会計帳簿 (CBA) を使用する事業者
- (5) 物品・サービスの輸出事業者
- (6) 税制優遇措置を受ける登録事業者
- (7) POS (Point-of-Sales) システムを使用する事業者
- (8) 指定されたその他の事業者

※マイクロ、小規模事業者は、e-Invoiceの義務なし (但し、e-Invoiceを自主的に利用する場合は除く)

電子請求書を導入する納税者への税制優遇措置

電子請求書の発行、販売データを電子的に報告することが要求される全ての納税者、また自発的に電子請求書の発行、販売データを電子的に報告する納税者は、税法第34条(A)(1)に加えて、下記の控除を与えられる。なお、追加控除を適用できるのは一度のみ。

- ▶税法第21条(B)で規定されるマイクロ、小規模納税者は、電子売上報告システムにかかる費用の100%追加控除
- ▶税法第21条(B)で規定される中規模、大規模納税者は、電子売上報告システムにかかる費用の50%追加控除

罰則

本規定に違反した場合、罰則の対象となります。

施行スケジュール

▶電子請求書 (e-Invoice)

上記「e-Invoice / e-Sales Reportingの義務対象者」のうち、対象者(1)～(4)は、2026年12月31日までに電子請求書の発行が求められます。その他の対象者 ((5)～(8)) は、BIRシステムの整備完了後に義務化となります。

▶電子売上報告 (e-Sales Reporting)

BIRのシステム整備完了後に義務化となります。



III. 付録1 - 外国投資法に基づく第13次ネガティブリスト (2026年5月2日発効)

フィリピンにおける外資規制は、フィリピン外国投資法（共和国法第7042号）に基づき定期的に見直される外国投資ネガティブリスト（Regular Foreign Investment Negative List）によって定められています。2026年4月13日、大統領令第113号が公布され、第13次RFINLが発行され、同年5月2日に発効しています。

※ 進出を検討する際には「小売規制緩和法（RA 11595）」、「外国投資法改正法（RA 11647）」、「公共サービス法改正法（RA 11639）」をあわせてご確認いただくようお願い致します。

リストA: 憲法または特別法により、外資が規制されている分野

外資が許可されない分野

- ・ マスメディア（除く、録音ビジネス・インターネット回線を提供するビジネス）
- ・ 建築分野における専門職務の法人実務
- ・ 協同組合（除く、元フィリピン国籍者の投資）
- ・ 民間警備業
- ・ 小規模鉱業
- ・ 群島内、領海内、排他的経済海域内の海洋資源の利用および河川、湖沼内等の天然資源の小規模利用
- ・ 闘鶏場の所有、運営および管理
- ・ 核兵器の製造、修理、貯蔵、流通
- ・ 生物兵器、化学兵器、放射性兵器、ならびに対人地雷の製造、修理、貯蔵、流通
- ・ 爆竹およびその他の花火・火工品の製造および小売

外資が25%以下に規制されている分野

- ・ 民間人材紹介業（国内または海外就労向けを問わない）
- ・ 防衛関連施設の建設契約

外資が30%以下に規制されている分野

- ・ 広告業

外資が40%以下に規制されている分野

- ・ 払込資本金額が2,500万ペソ未満の小売事業者
- ・ 天然資源の探査、開発および利用（含む、自然水源からの直接取水）
但し以下の場合を除く。
 - (a) 大統領と締結される協定であって、鉱物、石油およびその他の鉱産資源の大規模な探査、開発および利用に関し、技術的または財政的支援（あるいはその双方）を伴うもの
 - (b) 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、海洋エネルギー）なお、上記 (a)や(b) の場合には、外国資本の100%参加が認められる。
- ・ 私有地の所有（除く、元フィリピン国籍者）
- ・ 公益事業の運営
公共の利用のために、(1) 電力の配電(2) 電力の送電(3) 石油および石油製品のパイプライン輸送システム(4) 上水パイプライン配給システム及び下水パイプラインシステム（含む、下水道システム）(5) 港湾(6) 公共交通車両のいずれかを運営、管理または支配する公共サービスが該当する。
- ・ 教育機関
但し、宗教団体・宣教団体により設立された機関、外交官及びその扶養家族並びにその他の外国人短期滞在者向けの教育機関、及び正規教育課程に含まれない短期の高度技能開発を目的とするものは除く。なお、教育機関の管理および運営はフィリピン国民が担う必要がある。
- ・ 米・コーン産業への参入（交換取引・購入による小売を除く栽培、生産、製米・製粉、取引）
- ・ 政府による物品調達
- ・ 政府が発注するインフラ建設事業
但し、フィリピン企業が十分に保有していない高度な技術やノウハウが必要な場合、外資75%まで認められる。
- ・ 政府向けコンサルティング業務
- ・ 商業漁船の運航
- ・ コンドミニウム・ユニットの所有（建物全体のうち外国人所有が40%を超えない範囲で認められる。）

外資が100%認められる分野（新設・明確化）

- ・ 通信事業（相互主義がある場合は外資100%、相互主義がない場合は50%まで）
- ・ 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、潮力）

リストB：安全保障、防衛、保健、公序良俗、中小企業保護の観点から外資参入が規制されている分野

外資が40%以下に規制されている分野

- ・ フィリピン国家警察（PNP）の許可を要する品目（銃器、火薬、ダイナマイト、爆破用資材、爆発物製造に使用される原材料、望遠照準器、スナイパースコープおよび類似装置など）の完成品および原材料の製造、修理、保管、販売。
- ・ 軍需物資（materiel）の開発・生産・製造・組立・整備・運用
- ・ 危険薬物の製造、流通
- ・ サウナおよびスチーム浴場、マッサージクリニック、ならびにこれらに類する事業であって、公衆の健康および道徳に対するリスクを理由として法律により規制されるもの
- ・ ギャンブル関連事業（但し、PAGCORとの投資契約によるものを除く）
- ・ 払込資本金額が20万米ドル未満の国内市場向け中小零細企業
- ・ 特定要件を満たすマイクロおよび小規模の国内市場向け企業
（高度技術、スタートアップ、または一定規模のフィリピン人雇用を有する小規模国内向け企業については、資本金が10万米ドル未満であっても、外国資本の参加が認められている）

付録2－CREATE MORE法（共和国法第12066号） 2024年11月28日発効

2024年11月にマルコス大統領の署名により、CREATE MORE法（Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises to Maximize Opportunities for Reinvigorating the Economy Act「経済再活性化のための機会の最大化」－共和国法第12066号）が成立しました。

2021年4月11日に施行されたCREATE法（共和国法第11534号）では、法人税率の引き下げと優遇税制の合理化を2本柱として大幅な税制改正が行われました。

CREATEの施行後、その施行細則（CREATE IRR）及びIRRの一部改正、財務省（DOF）の歳入規則、内国歳入庁（BIR）の税務通達及びQ&A等が次々と公表された一方で、優遇税制の全体像については、長年にわたり不明確な状況が続いていました。

そのため、CREATE法の目的の一つである投資促進や雇用創出といった政策効果が十分に発揮されていないという問題点が指摘されていました。

CREATEの改正法であるCREATE MOREは、CREATE施行以降の税制インセンティブの不確実性の解消、投資促進の強化、雇用機会の拡大等を図ることを目的として制定されました。

2023年8月から国会での審議が始まり、4度の審議を経て成立しています。

CREATE MOREでは、大きく以下の4項目が改正されています。

1. 優遇税制の大幅改正
2. 法人所得税の一部改正
3. VAT（付加価値税）の一部改正
4. コンプライアンス要件の一部改正
（電子請求書、電子売上報告システム）

CREATE MORE法（共和国法第12066号）は、官報に掲載された後（2024年11月13日に掲載）、2024年11月28日に発効しています。



Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
法人所得税（Title 2 Tax on Income）		
内国法人の所得税率	Sec. 27(A)	（追加）税法第294条(C)で規定される追加控除制度（EDR－Enhanced Deductions Regime）を選択している登録企業には、登録プロジェクトから得られる課税所得に対して20%の税率で税金が課せられる。
居住外国法人の所得税率	Sec. 28(A)(1)	（追加）税法第294条(C)で規定される追加控除制度（EDR - Enhanced Deductions Regime）を選択している登録企業には、登録プロジェクトから得られる課税所得に対して20%の税率で税金が課せられる。
総所得	Sec. 32(B)(5) 条約により非課税となる所得－フィリピン政府が締結した条約上で要求されている全ての所得。	条約により非課税となる所得－フィリピン政府が締結した条約上で要求されている全ての所得。上院の同意を条件として、大統領が行政地域と締結した協定を含む。
総所得からの控除	従来は規定なし	（追加）Sec. 34(C)(8) VAT 免税販売に帰属する現地購入に対して支払われたインプットVATは、納税者の総所得から控除が認められる。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	RA No. 12066
付加価値税 (Title 4 Value-Added Tax)		
物品販売に関するVAT	Sec. 106(A)(2)(a) VATゼロレートとなる輸出取引 1) フィリピンから外国への物品の販売および実際の出荷 3) 原材料、包装材料の非居住者に対する売上で、その物品が製造、加工、包装のためにフィリピン国内の輸出業者に出荷されるもの 4) 輸出版売が年間総生産の70%を超える輸出企業への原材料、包装材料の販売 5) 「オムニバス投資法」またはその他の特別法により輸出とみなされる売上 6) 国際海運または国際航空運送業務に従事する者への物品、供給品、機器および燃料の販売 納税者のVAT還付申請時から90日以内に還付を行える効果的なVAT還付システムをBIRが構築でき、かつ2017年12月31日時点でペンディングとなっているVAT還付申請が2019年12月31日までに完全に現金で還付された段階で上記の3), 4), 5) を輸出取引とはみなさない。	Sec. 106(A)(2)(a) VATゼロレートとなる輸出取引 1) フィリピンから外国への物品の販売および実際の出荷 2) 原材料、包装材料の非居住者に対する売上で、その物品が製造、加工、包装のためにフィリピン国内の輸出業者に出荷されるもの 3) 前課税年度の輸出版売が年間総生産の少なくとも70%を超える輸出志向企業 (Export-oriented enterprise) への物品の販売。ただし、物品は輸出志向企業の輸出事業に直接的に帰属するものとする。また、貿易産業省の輸出マーケティング局 (Export Marketing Bureau) が基準を満たしているか判断し、基準を満たさない輸出志向企業は翌年の国内購入のVATゼロレートが認められない。VAT免税販売に帰属する国内購入のVATを支払うことになり、納税者の総所得から控除される。直接的な帰属 (Directly Attributable) とは、清掃、警備、金融、コンサルティング、マーケティング、および管理業務のために提供される人事、法務、会計サービスを含む、輸出志向企業の輸出事業に付随し、合理的に必要な物品、サービスを指す 4) 国際海運または国際航空運送業務に従事する者への物品、供給品、機器および燃料の販売 5) 輸出志向企業の保税倉庫への販売 2018年のTRAIN (税制改革法) で規定されたVATゼロレート廃止のための2条件の記述 (効果的なVAT還付システムの構築、ペンディングとなっているVAT還付申請の現金による完全還付) 削除。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997年内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
	従来はなし	(追加) Sec.106(A)(2)(d) VATゼロレート取引 - 特別法 (Special Laws) に基づいて VATゼロレートとなる売上
サービス販売に関するVAT	Sec. 108(B) VATゼロレートのサービス取引 (5) 輸出販売が年間総生産の70%を超える輸出企業向けに下請業者、請負業者が行う加工、製造サービス	(5) 前課税年度の輸出販売が年間総生産の少なくとも70%を超える輸出志向企業向けのサービス。 ただし、サービスは輸出志向企業の輸出事業に直接的に帰属するものとする。また、貿易産業省の輸出マーケティング局が基準を満たしているか判断し、基準を満たさない輸出志向企業は翌年の国内購入のVATゼロレートが認められない。 VAT免税販売に帰属する国内購入のVATを支払うことになり、納税者の総所得から控除される。直接帰属 (Directly Attributable) は、税法第106条に規定される定義に従う。
	従来はなし	(追加) Sec. 108(B)(8) VATゼロレート取引 - 特別法に基づいてVATゼロレートとなる売上
VAT免税取引	Sec. 109(1) VAT免税取引(U) 国際海運または国際航空輸送業務に従事する者による燃料、物品の輸入。ただし、燃料、物品は国際海運、国際航空業務に使用されるものとする。	(U) 国際海運または国際航空輸送業務に使用される燃料、物品の輸入

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997年内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
	従来はなし	(追加) - VAT免税取引 Sec. 109(1) (DD) 前課税年度の輸出販売が年間総生産の少なくとも70%を超える輸出志向企業が行う物品の輸入。 ただし、物品は輸出志向企業の輸出事業に直接的に帰属するものとする。また、貿易産業省の輸出マーケティング局が基準を満たしているか判断する。直接帰属(Directly Attributable)は、税法第106条に規定される定義に従う。
VAT還付	Sec. 112(C) VAT還付が行われる期間 – 適切な場合、BIR長官は提出された申請を裏付ける請求書およびその他の書類の提出日から90日以内に、還付を許可する。 VAT還付申請に関しては、VAT還付申請額、過去の税務コンプライアンス、VAT還付申請の頻度等に基づいて、低リスクの申請、中リスクの申請、高リスクの申請に分類される。中リスク、高リスクの還付申請はBIRの調査、その他検証プロセスの対象になる。 最終的にBIR長官が還付が適切でないと判断した場合、BIR長官は90日以内に否認の事実、法的根拠を書面で示さなければならない。	適切な場合、BIR長官は提出された申請を裏付ける請求書およびその他の書類（歳入規則に定められるものに限る）の原本認証済みコピー（Certified True Copies）提出日から90日以内に、還付を許可する。 VAT還付申請に関しては、VAT還付申請額、過去の税務コンプライアンス、VAT還付申請の頻度等に基づいて、低リスクの申請、中リスクの申請、高リスクの申請に分類される。中リスク、高リスクの還付申請はBIRの調査、その他検証プロセスの対象になる。 最終的にBIR長官が還付が適切でないと判断した場合、BIR長官は90日以内に否認の事実、法的根拠、および申請に不足しているものを書面で納税者に伝える。納税者は、全額もしくは一部否認を受領してから15日以内に不服申立てが出来る。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
	VAT還付申請が全額または一部否認された場合、または申請から90日以内にBIRが対応をしなかった場合、納税者は30日以内に税務控訴裁判所（CTA - Court of Tax appeals）に提訴出来る。 ただし、BIRの職員が90日以内に申請に応じなかった場合は税法第269条に基づいて罰せられるものとする。	BIR長官は不服申立てを受領してから15日以内に決定する。納税者が15日以内に不服申立てをしない場合、最終決定となる。 不服申立てが全額または一部否認された場合、または申請、申立てに対してBIRが期限内に対応しなかった場合、納税者は30日以内に税務控訴裁判所（CTA - Court of Tax appeals）に提訴出来る。 ただし、BIRの職員が90日以内に申請に応じなかった場合、15日以内に申立てに応じなかった場合は税法第269条に基づいて罰せられるものとする。
	Sec. 112(D)	（追加）BIRは、還付申請のボリューム、申請対応に要した期間、還付申請金額の承認割合、その他の統計データをBIRのオフィシャルウェブサイト上に公開する。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
コンプライアンス要件 (Title 9 Compliance Requirements)		
インボイス発行	Sec. 237 TRAIN法の発効から5年以内、かつ必要なデータを保存および処理できるシステムが確立され次第、BIRは輸出に従事する納税者、電子商取引に従事する納税者、大規模納税者サービスの管轄下にある納税者に対して、マニュアルの領収書、請求書の代わりに電子領収書または請求書を発行することを要求する。 ただし、この目的のために公聴会が開催されているものとし、BIR長官の推奨を受けて財務大臣が発行する規則に従うものとする。 この条項の義務の対象とならない納税者は、マニュアルの領収書、請求書の代わりに、電子領収書、請求書を発行出来るものとする。	必要なデータを保存および処理できるシステムが確立され次第、BIRは輸出に従事する納税者、電子商取引に従事する納税者、大規模納税者サービスの管轄下にある納税者に対して、電子請求書を発行することを要求する。 ただし、この目的のために公聴会が開催されるものとし、BIR長官の推奨を受けて財務大臣が発行する規則に従うものとする。 この条項の義務の対象とならない納税者は、自発的に電子請求書を発行出来るものとする。 BIR長官の推奨を受けて財務大臣は納税者に電子請求書の発行を要求する。
電子売上報告システム	Sec. 237-A TRAIN法の発効から5年以内かつ必要なデータを保存および処理できるシステムが確立され次第、BIRは輸出に従事する納税者、大規模納税者の管轄下にある納税者に電子販売管理システムを使用して販売データをBIRに電子的に報告することを義務付ける。 ただし、BIR長官の推奨に従って財務大臣が発行する規則および規制に従う。 機械、デバイス、記憶装置の費用は納税者の負担とする。	必要なデータを保存および処理できるシステムが確立され次第、BIRは輸出に従事する納税者、大規模納税者の管轄下にある納税者に電子販売管理システムを使用して販売データをBIRに電子的に報告することを義務付ける。 ただし、BIR長官の推奨に従って財務大臣が発行する規則および規制に従う。 機械、デバイス、記憶装置の費用は納税者の負担とする。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
		BIR長官の推奨を受けて財務大臣は納税者に販売データをBIRに電子的に報告するよう要求する。 電子請求書の発行、販売データを電子的に報告することが要求される全ての納税者、また自発的に電子請求書の発行、販売データを電子的に報告する納税者は、税法第34条(A)(1)に加えて、下記の控除を与えられる。 1)税法第21条(B)で規定されるマイクロ、小規模納税者は電子売上報告システムにかかる費用の100%追加控除 2)税法第21条(B)で規定される中規模、大規模納税者は電子売上報告システムにかかる費用の50%追加控除 追記控除を適用できるのは一度のみ。また、電子売上報告システムの輸入については免税となる。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
税制上の優遇措置 (Title 13 Tax Incentives)		
インセンティブを付与する権限	Sec. 292 財政インセンティブ審査委員会（FIRB）、もしくはIPA（FIRBから権限移譲された場合）は、登録事業者（RBE）の戦略的投資優先計画（SIPP）に基づいて登録されたプロジェクトに対してインセンティブを与える。	財政インセンティブ審査委員会（FIRB）、もしくは投資促進機関（IPA）は、登録事業者（RBE）の戦略的投資優先計画（SIPP）に基づいて登録されたプロジェクトに対してインセンティブを与える。 投資資本、共和国法第11962号を考慮した直接雇用の創出、FIRBまたはIPAによって課せられるその他のプロジェクト固有のパフォーマンス指標を考慮する。
用語の定義	Sec. 293	用語の定義を追加（下記は一部のみ掲載） (D) 直接的な帰属（Directly Attributable）とは、清掃、警備、金融、コンサルティング、マーケティング、および管理業務のために提供されるサービス（人事、法務、会計サービスを含む）、輸出企業の輸出事業に付随し、合理的に必要な物品、サービスを指す。何が輸出企業の輸出事業に直接帰属するかは判断は、関連するIPAによって決定される。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
		(J) 高付加価値国内市場向け企業（High-Value domestic market enterprises）とは、投下資本が150億ペソを超え、輸入代替とみなされる分野に従事する企業、もしくは直前年度の輸出売上が少なくとも1億USドルまたはそれに相当する外貨を超える企業を指す。ただし、金額の基準はFIRBによって引き上げられる可能性がある。 (N)正味簿価（Net Book Value）とは、登録企業の会計帳簿または財務諸表に反映され、一般に公正妥当と認められた会計基準に従って決定される、取得原価から累積減価償却費を差し引いた金額を指す。
優遇措置	Sec. 294 (A) 法人税免税期間 (ITH - Income Tax Holiday) (B) 特別税率（SCIT- Special Corporate Income Tax） 輸出型企業の場合、5%総所得課税（全ての国税、地方税に代わる）	(A) 法人税免税期間 (ITH-Income Tax Holiday) 全ての登録企業に対して、登録プロジェクトの所得税の免除 (B) 特別税率（SCIT- Special Corporate Income Tax） 輸出型企業の場合、5%総所得課税（全ての国税、地方税、地方政府から課せられる全ての手数料に代わる）

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
	(C) 追加控除 (ED - Enhanced Deductions) – 輸出型企業、国内市場向け企業の場合、以下の控除が認められる 1)登録事業の生産及びサービスのために取得した資産の減価償却費控除額 (建物の10%、機械・設備の20%) 2)直接労働コストの50%追加控除 3)課税年度に発生した登録プロジェクトに関するR&D費用の100%追加控除 4)登録プロジェクトに直接関わるフィリピン人従業員のトレーニング費用の100%追加控除 5)課税年度に発生した登録プロジェクトに関わる国内投入費用 (Domestic Input Expense)について50%の追加控除 6)課税年度に発生した登録プロジェクトに関わる電気代の50%の追加控除 7)製造業に再投資された剰余金の額の50%に相当する額の控除。控除は、再投資の時点から5年間可能 8)商業生産開始後3年以内に発生した欠損金は、発生の翌事業年度以降5年間の繰り越しが可能	(C) 追加控除制度 (EDR – Enhanced Deductions Regime) – 輸出型企業、国内市場向け企業の場合、以下の控除が認められる 1)登録事業の生産及びサービスのために取得した資産の減価償却費控除額 (建物の10%、機械・設備の20%) 2)直接労働コストの50%追加控除 3)課税年度に発生した登録プロジェクトに関するR&D費用の100%追加控除 4)登録プロジェクトに直接関わるフィリピン人従業員のトレーニング費用の100%追加控除 5)課税年度に発生した登録プロジェクトに関わる国内投入費用 (Domestic Input Expense)について50%の追加控除 6)課税年度に発生した登録プロジェクトに関わる電気代の100%の追加控除 7)製造業、観光業に再投資された剰余金の額の50%に相当する額の控除。控除は、再投資の時点から5年間可能 (2034年12月31日まで) 8)展示会、見本市に関連する費用の50%の追加控除 9)商業生産開始後3年以内に発生した欠損金は、ITH最終年の翌事業年度以降5年間の繰り越しが可能

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
	(D) 登録プロジェクトに関する資本設備、原材料、スเปアパーツ等の関税免除 (E) 輸入のVAT免税、国内購入のVATゼロレート	(D) 登録プロジェクトに関する資本設備、原材料、スเปアパーツ等、管理目的で使用される物品含むの関税免除 (E) 輸入のVAT免税、国内購入のVATゼロレート (追加) (F) 登録企業地方税 (RBE Local Tax) 関連する地方自治体は、条例を通じて、ITHおよびEDR期間中の登録企業の総所得（Gross Income）の2%を超えない税率でRBE Local Taxを課することが出来る。これは、地方自治体法に基づいて地方政府から課せられる全ての地方税および手数料の代わりとなるものとする。なお、RBE Local TaxはSCIT期間中の登録企業には課せられない。
適用条件	Sec. 295 優遇税制は以下の規定に従う (A) ITHの終了後にSCITもしくはEDRが適用される	(A) 登録輸出型企業は以下のいずれかを選択できる 1) ITH及びITHの終了後にSCITもしくはEDR 2) SCIT（全ての国税、地方税、地方政府に関する手数料に代わる）を登録事業の開始時から直ちに適用 3) EDRを登録事業の開始時から直ちに適用 選択されたインセンティブは優遇税制の適用期間の全期間にわたって変更はできない。いかなる場合もSCITとEDRのインセンティブが同時に付与されることはない。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
	(B) 輸出型企業の選択により、SCITもしくはEDが付与される。ただし、いかなる場合でもSCITとEDが同時に認められることはない (C) 輸入免税は登録企業の登録プロジェクトに直接かつ排他的に使用される資本設備、原材料、スペアパーツ、または付属品の輸入にのみ適用される。 (D) 輸入のVAT免税、国内購入のVATゼロレートは登録企業の登録プロジェクトに直接かつ排他的に使用される物品、サービスにのみ適用される。 登録外プロジェクトから得られる収入、その他の収入は税法に基づいて適切な税金の対象となる。	(B) 登録国内市場向け企業は以下のいずれかを選択できる 1) ITH及びITHの終了後にEDR 2) EDRを登録事業の開始時から直ちに適用 一旦選択したインセンティブは優遇税制の適用期間の全期間にわたって変更することはできない。 (C) 輸入免税は登録企業の登録プロジェクトに直接帰属する資本設備、原材料、スペアパーツ、付属品、管理目的で使用される物品を含むの輸入に適用される。 (D) 輸入のVAT免税、国内購入のVATゼロレートは登録輸出型企業または登録高付加価値国内市場向け企業 (High-value domestic market enterprises) の登録プロジェクトに直接帰属する物品、サービス、それに付随する費用にのみ適用される。IPAに登録されたプロジェクトは以下の条件が適用される。 1) VAT登録事業者による登録輸出型企業への物品またはサービスの販売は、その立地に関わらずVATゼロレートが適用される 2) 輸入VAT免税で輸入された資本設備、原材料、スペアパーツ、または付属品の販売、譲渡、または廃棄には以下の規定が適用される I. 購入者が登録輸出型企業である場合、立地に関係なく、取引にはVATゼロレートが適用される

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
		II.購入者が登録国内市場向け企業である場合、立地に関係なく、その取引には資本設備、原材料、スペアパーツまたは付属品のNet Book Valueに基づいてVAT12%が適用される。 登録企業による物品、サービスの国内販売（Local Sales）は所得税インセンティブ、立地に関係なく、税法の第4部（VAT）、第13部（優遇税制）に基づいて免除されない限り、VAT12%の対象となる。国内販売（Local Sales）とは、フリーポートゾーン、エコゾーン等の立地に関係なく、国内市場向け企業、非登録企業への販売が該当する。VATを政府に支払い、送金する責任は物品、サービスの購入者となる。 前年の輸出売上70%の基準を満たしていない登録輸出型企業、または輸出売上、投資資本の条件を満たしていない登録高付加価値国内市場向け企業（High-value domestic market enterprises）は、翌年から税法第294条(D)に基づく輸入関税免除、税法第294条(E)に基づく輸入VAT免税、国内購入VATゼロレートの適用を受けない。 登録外プロジェクトから得られる収入、その他の収入は税法に基づいて適切な税金の対象となる。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
		(追加) Sec. 295 (H) RBE Local TaxはITH期間およびEDRの利用期間中に登録企業に課せられる。税金は登録企業によって、企業が立地する地方自治体に直接送金される。2つ以上の地方自治体と同じ企業を管轄する場合、地方自治体間の取り決めは以下の通りとする。 ・収入の50%を地方自治体に均等に配分 ・収入の50%を地方自治体の人口に基づいて配分 上記の配分に基づく地方自治体 (Municipality) の配分の50%は当該自治体が所在する州に送金されるものとする。但しCityの場合は100%の配分をCityが持つこととする。 地方自治体は、同じ企業を管轄する2つ以上の地方自治体がある場合、税率またはその負担分を軽減または免除することができる。 登録企業は、雇用創出を含むパフォーマンスコミットメントを維持するものとする。雇用が減少した場合、雇用創出に対するコミットメントが達成出来なかった場合、登録企業はIPAおよびFIRBにその正当性と翌年の計画を提出しなければならない。
登録企業納税者サービス	従来はなし	Sec. 295-A登録企業納税者サービス-登録企業の税務コンプライアンスをサポートするためにBIR内に別の部署を創設する。 BIR長官は登録企業納税者サービス課を通じた申告書の提出、税金の納付の方法を規定する。 税務コンプライアンス遵守を容易にするため、簡素化された申告、納付プロセスが適用されるものとする。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
IPAに承認されたプロジェクトのインセンティブ適用期間	Sec. 296 登録企業のインセンティブの適用期間は以下の通り (A) 輸出型企業の場合、4-7年のITHの後、10年間のSCITもしくはED。条件を満たした拡張プロジェクト、新規プロジェクトはSIPPに規定された条件およびFIRBによる審査を条件としてインセンティブを得ることが出来る。 ただし、CREATEの発効前に登録したプロジェクトはSIPPに規定された基準、条件に従って所定の期間、税法に基づいたインセンティブを享受出来る。	IPAが承認した登録企業のインセンティブの適用期間は以下の通り (A) 戦略的投資優先計画（SIPP - Strategic Investment Priority Plan）に基づいた輸出型企業は、4-7年のITH、その後10年間のSCITもしくはEDR。あるいは、登録事業の開始時から14-17年間のSCIT又はEDR。 登録プロジェクトがSIPPの規定、条件を満たさなくなった場合、少なくとも10,000人の直接の現地従業員を雇用し、登録中にその数を維持する場合のみ、同じ登録プロジェクトに対してインセンティブの利用延長の申請が許可される。また、IPAによるパフォーマンスレビューを条件として、インセンティブの延長は5年を超えないものとする。いかなる場合でも、同じプロジェクトに対するインセンティブの利用延長を申請した登録輸出型企業にはITHは与えられないものとする。 当法に基づいて登録された適格な拡張プロジェクトは税法第294条(B)および(C)の規定、SIPPに定められた条件、IPAのパフォーマンスレビューを条件として、SCITまたはEDRを8年間利用出来る。 共和国法第11534号（CREATE）の発効の前に登録された既存のプロジェクトは2024年12月31日までに登録する資格があり、SIPPの条件を満たすことで所定の期間、共和国法第11534号に基づいて付与されるインセンティブを利用することができる。適格な拡張プロジェクトはそれぞれ税法第294条(D)および(E)の規定に従って、輸入関税の免除、輸入VAT免税、国内購入のVATゼロレート適用を受けることができる。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
	(B) SIPPに基づく国内市場向け企業に対しては、4-7年間のITH、その後の5年間のED。条件を満たした拡張プロジェクト、新規プロジェクトはSIPPに規定された条件およびFIRBによる審査を条件としてインセンティブを得ることが出来る。 ただし、CREATEの発効前に登録したプロジェクトはSIPPに規定された基準、条件に従って所定の期間、税法に基づいたインセンティブを享受出来る。 CREATE発効前に登録された輸出型企業の既存の登録プロジェクトについては、第311条(C)の経過期間終了後、インセンティブを再申請するオプションが与えられ、SIPPに基づく基準、条件、FIRBによる審査を条件にSEC.294 (B) に定められるインセンティブを所定の期間、享受することができる。	(B) SIPPに基づく国内市場向け企業は、4-7年間のITH、その後10年間のEDR。もしくは14-17年間のEDR。 登録プロジェクトがSIPPの規定、条件を満たさなくなった場合、少なくとも10,000人の直接の現地従業員を雇用し、登録中にその数を維持する場合のみ、同じ登録プロジェクトに対してインセンティブの利用延長の申請が許可される。IPAによるパフォーマンスレビューを条件として、インセンティブの延長は5年を超えないものとする。いかなる場合でも、同じプロジェクトに対するインセンティブの利用延長を申請した登録国内市場向け企業にはITHは与えられないものとする。 当法に基づいて登録された適格な拡張プロジェクトは税法第294条(C)の規定、SIPPに定められた条件、IPAまたはFIRBのパフォーマンスレビューを条件として、EDRを8年間利用できる。 共和国法第11534号（CREATE）の発効の前に登録された既存のプロジェクトは2024年12月31日までに登録する資格があり、SIPPの条件を満たすことで所定の期間、共和国法第11534号に基づいて付与されるインセンティブを利用することができる。 優遇税制の再申請の記載は削除

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997			R. A. No. 12066																																																																
	輸出型企業 <table><tr><th>地域</th><th>Tier 1</th><th>Tier 2</th><th>Tier 3</th></tr><tr><td>NCR (マニラ首都圏)</td><td>4 ITH +10SCIT/ED</td><td>5 ITH +10SCIT/ED</td><td>6 ITH +10SCIT/ED</td></tr><tr><td>Metropolitan エリア、 NCR 近郊の州</td><td>5 ITH +10SCIT/ED</td><td>6 ITH +10SCIT/ED</td><td>7 ITH +10SCIT/ED</td></tr><tr><td>その他の地域</td><td>6 ITH +10SCIT/ED</td><td>7 ITH +10SCIT/ED</td><td>7 ITH +10SCIT/ED</td></tr></table> 国内市場向け企業 <table><tr><th>地域</th><th>Tier 1</th><th>Tier 2</th><th>Tier 3</th></tr><tr><td>NCR (マニラ首都圏)</td><td>4 ITH +5 ED</td><td>5 ITH +5 ED</td><td>6 ITH +5 ED</td></tr><tr><td>Metropolitan エリア、 NCR 近郊の州</td><td>5 ITH +5 ED</td><td>6 ITH +5 ED</td><td>7 ITH +5 ED</td></tr><tr><td>その他の地域</td><td>6 ITH +5 ED</td><td>7 ITH +5 ED</td><td>7 ITH +5 ED</td></tr></table>			地域	Tier 1	Tier 2	Tier 3	NCR (マニラ首都圏)	4 ITH +10SCIT/ED	5 ITH +10SCIT/ED	6 ITH +10SCIT/ED	Metropolitan エリア、 NCR 近郊の州	5 ITH +10SCIT/ED	6 ITH +10SCIT/ED	7 ITH +10SCIT/ED	その他の地域	6 ITH +10SCIT/ED	7 ITH +10SCIT/ED	7 ITH +10SCIT/ED	地域	Tier 1	Tier 2	Tier 3	NCR (マニラ首都圏)	4 ITH +5 ED	5 ITH +5 ED	6 ITH +5 ED	Metropolitan エリア、 NCR 近郊の州	5 ITH +5 ED	6 ITH +5 ED	7 ITH +5 ED	その他の地域	6 ITH +5 ED	7 ITH +5 ED	7 ITH +5 ED	輸出型企業 <table><tr><th>地域</th><th>Tier 1</th><th>Tier 2</th><th>Tier 3</th></tr><tr><td>NCR (マニラ首都圏)</td><td>4ITH+10SCIT/ED, or 14SCIT/ED</td><td>5ITH+10SCIT/ED, or 15SCIT/ED</td><td>6ITH+10SCIT/ED, or 16SCIT/ED</td></tr><tr><td>Metropolitan エリア、 NCR 近郊の州</td><td>5ITH+10SCIT/ED, or 15SCIT/ED</td><td>6ITH+10SCIT/ED, or 16SCIT/ED</td><td>7ITH+10SCIT/ED, or 17SCIT/ED</td></tr><tr><td>その他の地域</td><td>6ITH+10SCIT/ED, or 16SCIT/ED</td><td>7ITH+10SCIT/ED, or 17SCIT/ED</td><td>7ITH+10SCIT/ED, or 17SCIT/ED</td></tr></table> 国内市場向け企業 <table><tr><th>地域</th><th>Tier 1</th><th>Tier 2</th><th>Tier 3</th></tr><tr><td>NCR (マニラ首都圏)</td><td>4ITH+10EDR, or 14EDR</td><td>5ITH+10EDR, or 15EDR</td><td>6ITH+10EDR, or 16EDR</td></tr><tr><td>Metropolitan エリア、 NCR 近郊の州</td><td>5ITH+10EDR, or 15EDR</td><td>6ITH+10EDR, or 16EDR</td><td>7ITH+10EDR, or 17EDR</td></tr><tr><td>その他の地域</td><td>6ITH+10EDR, or 16EDR</td><td>7ITH+10EDR, or 17EDR</td><td>7ITH+10EDR, or 17EDR</td></tr></table> *) ITH (法人税免税期間)、SCIT (特別法人税率)、EDR (追加控除制度) *) ITH (法人税免税期間)、EDR (追加控除制度)	地域	Tier 1	Tier 2	Tier 3	NCR (マニラ首都圏)	4ITH+10SCIT/ED, or 14SCIT/ED	5ITH+10SCIT/ED, or 15SCIT/ED	6ITH+10SCIT/ED, or 16SCIT/ED	Metropolitan エリア、 NCR 近郊の州	5ITH+10SCIT/ED, or 15SCIT/ED	6ITH+10SCIT/ED, or 16SCIT/ED	7ITH+10SCIT/ED, or 17SCIT/ED	その他の地域	6ITH+10SCIT/ED, or 16SCIT/ED	7ITH+10SCIT/ED, or 17SCIT/ED	7ITH+10SCIT/ED, or 17SCIT/ED	地域	Tier 1	Tier 2	Tier 3	NCR (マニラ首都圏)	4ITH+10EDR, or 14EDR	5ITH+10EDR, or 15EDR	6ITH+10EDR, or 16EDR	Metropolitan エリア、 NCR 近郊の州	5ITH+10EDR, or 15EDR	6ITH+10EDR, or 16EDR	7ITH+10EDR, or 17EDR	その他の地域	6ITH+10EDR, or 16EDR	7ITH+10EDR, or 17EDR	7ITH+10EDR, or 17EDR
地域	Tier 1	Tier 2	Tier 3																																																																	
NCR (マニラ首都圏)	4 ITH +10SCIT/ED	5 ITH +10SCIT/ED	6 ITH +10SCIT/ED																																																																	
Metropolitan エリア、 NCR 近郊の州	5 ITH +10SCIT/ED	6 ITH +10SCIT/ED	7 ITH +10SCIT/ED																																																																	
その他の地域	6 ITH +10SCIT/ED	7 ITH +10SCIT/ED	7 ITH +10SCIT/ED																																																																	
地域	Tier 1	Tier 2	Tier 3																																																																	
NCR (マニラ首都圏)	4 ITH +5 ED	5 ITH +5 ED	6 ITH +5 ED																																																																	
Metropolitan エリア、 NCR 近郊の州	5 ITH +5 ED	6 ITH +5 ED	7 ITH +5 ED																																																																	
その他の地域	6 ITH +5 ED	7 ITH +5 ED	7 ITH +5 ED																																																																	
地域	Tier 1	Tier 2	Tier 3																																																																	
NCR (マニラ首都圏)	4ITH+10SCIT/ED, or 14SCIT/ED	5ITH+10SCIT/ED, or 15SCIT/ED	6ITH+10SCIT/ED, or 16SCIT/ED																																																																	
Metropolitan エリア、 NCR 近郊の州	5ITH+10SCIT/ED, or 15SCIT/ED	6ITH+10SCIT/ED, or 16SCIT/ED	7ITH+10SCIT/ED, or 17SCIT/ED																																																																	
その他の地域	6ITH+10SCIT/ED, or 16SCIT/ED	7ITH+10SCIT/ED, or 17SCIT/ED	7ITH+10SCIT/ED, or 17SCIT/ED																																																																	
地域	Tier 1	Tier 2	Tier 3																																																																	
NCR (マニラ首都圏)	4ITH+10EDR, or 14EDR	5ITH+10EDR, or 15EDR	6ITH+10EDR, or 16EDR																																																																	
Metropolitan エリア、 NCR 近郊の州	5ITH+10EDR, or 15EDR	6ITH+10EDR, or 16EDR	7ITH+10EDR, or 17EDR																																																																	
その他の地域	6ITH+10EDR, or 16EDR	7ITH+10EDR, or 17EDR	7ITH+10EDR, or 17EDR																																																																	
	登録企業は、登録した日から登録期間の全体にわたって、IPAへの登録条件を満たしており、前年の年間総生産の少なくとも70%を輸出している限り、第294条(E)に基づく現地購入のVATゼロレート、輸入VAT免税、第294条(D)に基づく輸入関税の免除を引き続き利用できる。 登録国内市場向け企業は登録した日から所得税インセンティブが終了するまでの期間、輸入関税の免除を受けることができる。 優遇税制に基づく現地購入のVATゼロレート、輸入のVAT免税のインセンティブが終了した後、登録輸出型企業は第106条、第108条、および第109条の条件を満たす場合、第106条、第108条、および第109条に基づく現地購入のVATゼロレート、輸入のVAT免税を利用することができる。																																																																			

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997年内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
FIRBに承認されたプロジェクトのインセンティブ適用期間	従来はなし	Sec. 296-A FIRBが承認した登録企業のインセンティブの適用期間は以下の通り (A) SIPPに基づいた輸出型企業は、4-7年のITH、その後20年間のSCITもしくはEDR。あるいは登録事業の開始時から24-27年間のSCIT又はEDR。 登録プロジェクトがSIPPの規定、条件を満たさなくなった場合、少なくとも10,000人の直接の現地従業員を雇用し、登録中にその数を維持する場合のみ、同じ登録プロジェクトに対してインセンティブの利用延長の申請が許可される。 また、FIRBによるパフォーマンスレビューを条件として、インセンティブの延長は10年を超えないものとする。いかなる場合でも、同じプロジェクトに対するインセンティブの利用延長を申請した登録輸出企業にはITHは与えられないものとする。 当法に基づいて登録された適格な拡張プロジェクトは税法第294条(B)および(C)の規定、SIPPに定められた条件、FIRBのパフォーマンスレビューを条件として、SCITまたはEDRを13年間利用できる。 本法の発効の前に登録された既存のプロジェクトは、SIPPの条件を満たすことで所定の期間、本法に基づいて付与されるインセンティブを利用することができる。 適格な拡張プロジェクトはそれぞれ税法第294条(D)および(E)の規定に従って、輸入関税の免除、輸入VAT免税、国内購入のVATゼロレート適用を受けることができる。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066																																
		(B) SIPPに基づく国内市場向け企業は、4-7年間の ITH、その後20年間の EDR。あるいは登録事業の開始時から24-27年間の EDR。 登録プロジェクトがSIPPの規定、条件を満たさなくなった場合、少なくとも10,000人の直接の現地従業員を雇用し、登録中にその数を維持する場合のみ、同じ登録プロジェクトに対してインセンティブの利用延長の申請が許可される。 FIRBによるパフォーマンスレビューを条件として、インセンティブの延長は10年を超えないものとする。いかなる場合でも、同じプロジェクトに対するインセンティブの利用延長を申請した登録国内市場向け企業にはITHは与えられないものとする。 当法に基づいて登録された適格な拡張プロジェクトは税法第294条(C)の規定、SIPPに定められた条件、IPAまたはFIRBのパフォーマンスレビューを条件として、EDRを13年間利用できる。本法の発効の前に登録された既存のプロジェクトは、SIPPの条件を満たすことで所定の期間、本法に基づいて付与されるインセンティブを利用することができる。 輸出型企業 <table><tr><th>地域</th><th>Tier 1</th><th>Tier 2</th><th>Tier 3</th></tr><tr><td>NCR（マニラ首都圏）</td><td>4ITH+20SCIT/EDR, or 24SCIT/EDR</td><td>5ITH+20SCIT/EDR, or 25SCIT/EDR</td><td>6ITH+20SCIT/EDR, or 26SCIT/EDR</td></tr><tr><td>Metropolitan エリア、NCR 近郊の州</td><td>5ITH+20SCIT/EDR, or 25SCIT/EDR</td><td>6ITH+20SCIT/EDR, or 26SCIT/EDR</td><td>7ITH+20SCIT/EDR, or 27SCIT/EDR</td></tr><tr><td>その他地域</td><td>6ITH+20SCIT/EDR, or 26SCIT/EDR</td><td>7ITH+20SCIT/EDR, or 27SCIT/EDR</td><td>7ITH+20SCIT/EDR, or 27SCIT/EDR</td></tr></table> *) ITH（法人税免税期間）、SCIT（特別法人税率）、EDR（追加控除制度） 国内市場向け企業 <table><tr><th>地域</th><th>Tier 1</th><th>Tier 2</th><th>Tier 3</th></tr><tr><td>NCR（マニラ首都圏）</td><td>4 ITH+20 EDR, or 24EDR</td><td>5 ITH+20 EDR, or 25EDR</td><td>6 ITH+20 EDR, or 26EDR</td></tr><tr><td>Metropolitan エリア、NCR 近郊の州</td><td>5 ITH+20 EDR, or 25 EDR</td><td>6 ITH+20 EDR, or 26 EDR</td><td>7 ITH+20 EDR, or 27 EDR</td></tr><tr><td>その他地域</td><td>6 ITH+20 EDR, or 26 EDR</td><td>7 ITH+20 EDR, or 27 EDR</td><td>7 ITH+20 EDR, or 27 EDR</td></tr></table> *) ITH（法人税免税期間）、EDR（追加控除制度）	地域	Tier 1	Tier 2	Tier 3	NCR（マニラ首都圏）	4ITH+20SCIT/EDR, or 24SCIT/EDR	5ITH+20SCIT/EDR, or 25SCIT/EDR	6ITH+20SCIT/EDR, or 26SCIT/EDR	Metropolitan エリア、NCR 近郊の州	5ITH+20SCIT/EDR, or 25SCIT/EDR	6ITH+20SCIT/EDR, or 26SCIT/EDR	7ITH+20SCIT/EDR, or 27SCIT/EDR	その他地域	6ITH+20SCIT/EDR, or 26SCIT/EDR	7ITH+20SCIT/EDR, or 27SCIT/EDR	7ITH+20SCIT/EDR, or 27SCIT/EDR	地域	Tier 1	Tier 2	Tier 3	NCR（マニラ首都圏）	4 ITH+20 EDR, or 24EDR	5 ITH+20 EDR, or 25EDR	6 ITH+20 EDR, or 26EDR	Metropolitan エリア、NCR 近郊の州	5 ITH+20 EDR, or 25 EDR	6 ITH+20 EDR, or 26 EDR	7 ITH+20 EDR, or 27 EDR	その他地域	6 ITH+20 EDR, or 26 EDR	7 ITH+20 EDR, or 27 EDR	7 ITH+20 EDR, or 27 EDR
地域	Tier 1	Tier 2	Tier 3																															
NCR（マニラ首都圏）	4ITH+20SCIT/EDR, or 24SCIT/EDR	5ITH+20SCIT/EDR, or 25SCIT/EDR	6ITH+20SCIT/EDR, or 26SCIT/EDR																															
Metropolitan エリア、NCR 近郊の州	5ITH+20SCIT/EDR, or 25SCIT/EDR	6ITH+20SCIT/EDR, or 26SCIT/EDR	7ITH+20SCIT/EDR, or 27SCIT/EDR																															
その他地域	6ITH+20SCIT/EDR, or 26SCIT/EDR	7ITH+20SCIT/EDR, or 27SCIT/EDR	7ITH+20SCIT/EDR, or 27SCIT/EDR																															
地域	Tier 1	Tier 2	Tier 3																															
NCR（マニラ首都圏）	4 ITH+20 EDR, or 24EDR	5 ITH+20 EDR, or 25EDR	6 ITH+20 EDR, or 26EDR																															
Metropolitan エリア、NCR 近郊の州	5 ITH+20 EDR, or 25 EDR	6 ITH+20 EDR, or 26 EDR	7 ITH+20 EDR, or 27 EDR																															
その他地域	6 ITH+20 EDR, or 26 EDR	7 ITH+20 EDR, or 27 EDR	7 ITH+20 EDR, or 27 EDR																															

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
		登録企業は、登録した日から登録期間の全体にわたって、IPAへの登録条件を満たしており、直前年度に以下の要件を満たしている限り、第294条(E)に基づく現地購入のVATゼロレート、輸入VAT免税、第294条(D)に基づく輸入関税の免除を引き続き利用できる。 1)登録輸出型企業が年間総生産の少なくとも70%を輸出として維持している場合 2)高付加価値国内市場向け企業 (High-value domestic market enterprises) は、第293条(J)に基づく投資資本または輸出要件を満たす場合、所得税のインセンティブ期間が終了するまで、上記インセンティブを享受できる 登録国内市場向け企業は、登録日から所得税のインセンティブが終了するまでの期間、輸入関税免除を享受できる。 優遇税制に基づく現地購入のVATゼロレート、輸入のVAT免税のインセンティブが終了した後、登録輸出企業は第106条、第108条、および第109条の条件を満たす場合、第106条、第108条、および第109条に基づく現地購入のVATゼロレート、輸入のVAT免税を利用することができ

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
FIRBの機能	Sec. 297 財政インセンティブ審査委員会（FIRB - Fiscal Incentive Review Board）の機能は、 A.インセンティブポリシー策定、投資促進機関の監督 B.IPAの推薦をもとに、費用対効果を考慮し、インセンティブの承認（10億ペソ以下の投資のプロジェクト承認は、FIRBからIPAに委任する。金額基準は今後変更される可能性あり） C.政府所有・管理企業、その他政府機関、州立大学等への補助金を承認 D.災害や紛争から復興を目指す地域において、場所固有の戦略的投資計画を策定し、大統領に推薦 E.登録企業に付与したインセンティブの取り消し F.政府所有・管理企業、その他政府機関、州立大学等への補助金の取り消し G.IPAへ登録企業毎のインセンティブデータを提出するよう要求 H.企業毎のインセンティブについてデータを公表 I.補助金を受けている政府所有・管理企業等やLGUからデータを要求、調査 J.年次レポートを大統領府に提出 K.ヒアリング後、当法律に基づき、税制上の優遇措置、または補助金の承認、不承認、取り消し、一時停止、撤回、没収に関する問題を決定。影響を受ける企業は、30日以内に税務控訴裁判所（CTA）へ訴訟が可能	財政インセンティブ審査委員会（FIRB - Fiscal Incentive Review Board）の機能は、 A.インセンティブポリシー策定、投資促進機関の監督、規制、準司法的な役割 B.IPAの推薦をもとに、費用対効果を考慮し、SIPPに基づきインセンティブを承認する。150億ペソ以下の投資のプロジェクトはSIPPに基づきIPAが承認を行う（FIRBはIPAと協議し、150億ペソの金額基準を引き上げることができる） C.政府所有・管理企業、その他政府機関、州立大学等への補助金を承認 D.災害や紛争から復興を目指す地域において、期間限定、場所固有の戦略的投資計画を策定し、大統領に推薦 E.適正な手続きを経た上で、登録企業に付与したインセンティブの取り消し F.政府所有・管理企業、その他政府機関、州立大学等への補助金の取り消し G.IPAへ登録企業毎のインセンティブデータを提出するよう要求 H.企業毎のインセンティブについてデータを公表 I.補助金を受けている政府所有・管理企業等やLGUからデータを要求、調査 J.年次レポートを大統領府に提出 K.ヒアリング後、当法律に基づき、税制上の優遇措置、または補助金の承認、不承認、取り消し、一時停止、撤回、没収に関する問題を決定。影響を受ける企業は、30日以内に税務控訴裁判所（CTA）へ訴訟が可能

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
	L.必要な規則、規制について公表する M.SIPPに基づく非常に望ましいプロジェクト、または非常に具体的なアクティビティに関して、非財政的インセンティブ（Non-Fiscal Incentives）を与えるよう大統領に推奨する N.輸入への依存を減らすために国内のサプライチェーンの発展、拡大のための政策を採用する。輸出、現地消費に関わらず、洗練された財、サービスを促進する O.この法律の目的を達成するために必要な、またはそれに付随するその他のすべての権限を行使する	L.必要な規則、規制について、官報または公式ウェブサイトで電子的な手段を使用して公表する M.SIPPに基づく非常に望ましいプロジェクト、または非常に具体的なアクティビティに関して、非財政的インセンティブ（Non-Fiscal Incentives）を与えるよう大統領に推奨する N.輸入への依存を減らすために国内のサプライチェーンの発展、拡大のための政策を採用する。輸出、現地消費に関わらず、洗練された財、サービスを促進する O.脱税、密輸、優遇措置の利用の乱用を防止する政策を提言 P.この法律の目的を達成するために必要な、またはそれに付随するその他のすべての権限を行使する
インセンティブ申請の処理	従来はなし	Sec. 297-A FIRBとIPAは共和国法第11032号（ビジネス環境改善法）に従い、必要な書類を全て受領してから20営業日以内に税制上の優遇措置の申請に関する決定を下す。期間の延長は一度のみ許され、いかなる場合も追加の20営業日を超えてはならない。
大統領の権限	Sec. 301 FIRBの推薦により、国家経済発展のために非常に望ましいプロジェクト、または非常に具体的なアクティビティに関して（高いスキルの雇用創出、外国資本の誘致など）、大統領がインセンティブを与える権限を持つ（ITHは最大8年、その後SCIT（5%GIT）を与えることができる、ただしインセンティブの合計期間が40年を超えることはない）	国家経済発展のために非常に望ましいプロジェクト、または非常に具体的なアクティビティに関して（高いスキルの雇用創出、外国資本の誘致など）、大統領がインセンティブを与える権限を持つ（ITHは最大10年、その後SCIT（5%GIT）またはEDRを与えることができる（もしくは最初からSCITもしくはEDR）、ただし所得税インセンティブの合計期間が40年を超えることはない）

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
	大統領の権限は、FIRBが以下の事項を検討し、ポジティブな推薦をしたときのみ行使可能となる - プロジェクトが包括的な持続可能な開発計画を持っている - 最低投資金額は500億ペソ、もしくは3年で1万人以上の直接雇用を生むこと	大統領は、以下の条件が満たされたとき、本セクションにおける権限を行使できる。 - プロジェクトが包括的で持続可能な開発計画を持っている - 最低投資金額は500億ペソ、もしくは3年で1万人以上の直接雇用を生むこと
禁止事項	Sec. 309	（追加）登録企業は、共和国法第11165号（在宅勤務法）に定義される在宅勤務プログラムを導入できるが、全従業員の50%を超えて適用することはできず、IPAが策定した規則が適用される。登録企業は税法およびIPAへの登録に基づき提供される全ての優遇措置を引き続き利用可。但し、特別法に基づく他の優遇措置を利用する目的での二重登録は認められない。
ワンストップアクションセンターの設置	Sec. 310 全てのIPAはワンストップショップ又はOne Stop Action Center（以降「OSAC」とする。）を設置する。 OSACは、ビジネス環境改善法（RA No.11032）に準拠して、地方自治体（LGU）やその他の機関と登録企業との間のコーディネーションのサポートを含め、登録事業の開始と実行を手助けするものである。 登録企業は、インセンティブの有効期限後であっても、OSACを利用することができる。	全てのIPAはワンストップショップ又はOSACを設置する。OSACは、ビジネス環境改善法（RA No.11032）に準拠して、地方自治体（LGU）やその他の機関と登録企業との間のコーディネーションのサポートを含め、登録事業の開始と実行を手助けするものである。登録企業は、インセンティブの有効期限後も、OSACを利用可。 特別法に別段の定めがない限り、地方自治体は適切な覚書を通じ、ビジネスパーミット及びライセンスの受理、処理、付与の機能を関連IPAに委任可。 IPAはまた、登録企業に代わり、適切な政府機関にライセンスや許可に必要な書類を受理、提出し、登録企業のライセンスや許可の取得を支援する。 IPAは外国投資に関する最初の連絡窓口としての機能を果たすために必要な活動を行う。活動には潜在的な外国投資家のニーズに適した経済特区等での設立支援も含まれる。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997年内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 12066
CREATE（共和国法第11534号）の施行前に行われた投資（経過措置の規定）	Sec. 311 CREATEの施行前に優遇税制が付与された登録企業は以下の規定に従う。 (A) ITH（法人税免税期間）のみのインセンティブが与えられ、CREATE発効前に当該ITHを享受している登録企業は、当初予定されている期間に関して、ITHのインセンティブを享受することができる。 (B) ITH及びITHの終了後に特別税率（総所得の5%課税）のインセンティブが与えられている登録企業は、(C)に基づいて5%総所得課税を享受することができる。 (C) CREATE発効前に5%GITのインセンティブを享受している登録企業は、今後10年間同じ5%総所得課税を享受することができる。	CREATEの施行前に優遇税制が付与された登録企業は、登録証明書で付与された優遇税制、免税の対象になり、以下の規定に従う。 (A) ITH（法人税免税期間）のみのインセンティブが与えられ、CREATE発効前に当該ITHを享受している登録企業は、当初予定されている期間に関して、ITHのインセンティブを享受することができる。 (B) ITH及びITHの終了後に特別税率（総所得の5%課税）のインセンティブが与えられている登録企業は、(C)の規定に基づいて2034年12月31日まで、5%総所得課税（全ての国税、地方税、地方政府に関する手数料に代わる）のインセンティブを享受することができる。 (C) CREATEの発効前に5%GITのインセンティブを享受している登録企業は、2034年12月31日まで、同様の5%総所得課税（全ての国税、地方税、地方政府に関する手数料に代わる）を享受することができる。 (D) CREATEの発効前に、税法第294条(D)に基づく輸入関税免除、第294条(E)に基づく輸入VAT免税、現地購入に対するVATゼロレートを利用していた登録企業は、2034年12月31日まで同じインセンティブを利用することができる。 また、登録輸出型企業は、税法第4部（VAT）、税関近代化・関税法（CMTA-Customs Modernization and Tariff Act）の規定、およびその他の法律に従ってその後も同インセンティブを利用し続けるものとする。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第12066号、1997年内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

付録3 – CREATE MORE 施行細則（CREATE MORE IRR） 2025年2月20日発効

CREATE MORE【Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises to Maximize Opportunities for Reinvigorating the Economy Act.（経済再活性化のための機会の最大化）－共和国法第12066号】は2024年11月28日に発効しました。

CREATE MOREのSec.32では、CREATE MOREの発効日から90日以内にその施行細則（“IRR” - Implementing Rules and Regulations）を公表すると規定しています。財務大臣及び貿易産業大臣は優遇税制に関するCREATE MOREの施行細則（CREATE MORE IRR）に2025年2月17日に署名し、2025年2月20日に同IRRがPhilippine Star紙に掲載されました。CREATE MORE IRRは、新聞における公告後直ちに有効になるとされており、2月20日より適用されています。

なお、公表されたCREATE MORE IRRは、内国歳入法におけるTitle XIII（第13編－優遇税制）に対応するIRRという位置付けとなります。

CREATE MOREでは、優遇税制のパート以外にも、法人所得税関連、VAT関連、税務コンプライアンスに関連する一部法改正が行われており、これらについては、内国歳入庁（BIR－Bureau of Internal Revenue）から一連の歳入規則（Revenue Regulations）が2月27日に一斉に公表されています。

本節（付録Ⅲ）は、優遇税制に係るCREATE MORE IRRの全ての内容を網羅するものではありませんが、主要な規定に関して説明しています。一方で、情報の完全性・正確性を保証するものではありませんので、適宜、CREATE MORE IRRの原文を参照して頂きますようお願い致します。



CREATE MORE IRR（Implementing Rules and Regulations）

優遇税制に関する一般規定（Part 1）

範囲と用語の定義（Rule 1）

名称	Rule 1, Sec. 1 当規定を内国歳入法第13編（Title XIII）のIRR（Implementing Rules and Regulations）とする。
関連する対象範囲	Rule 1, Sec. 2 IRRは下記を対象とする。 ・ 税制上の優遇措置の管理および付与に関して、その適用範囲から特に免除されている場合を除き、法律または関連法で定義されている既存のすべての投資促進機関（IPA） ・ 戦略的投資優先計画（SIPP）に基づく全ての輸出型企業、国内市場向け企業の新規プロジェクト（拡張プロジェクト含む） ・ CREATE法、CREATE MORE法の施行前にインセンティブを享受しているIPA登録済みの企業、プロジェクト ・ 優遇税制の管理と付与に関して優遇税制を管理している他の政府機関および優遇税制を享受している企業 ・ 一般予算法によって補助金が付与される政府所有・管理企業、その他政府機関、州立大学等
インセンティブを付与する権限	Rule 1, Sec. 3 財政インセンティブ審査委員会（FIRB）、もしくはIPA（投資金額が基準額以下でIPAが承認を行える場合）は、SIPPに基づいて登録された登録事業者（RBE）のプロジェクトに対して適切なインセンティブを与える。
用語の定義	Rule 1, Sec. 4（※一部のみ記載） (k) "Directly attributable" 直接的な帰属（Directly Attributable）とは、清掃、警備、金融、コンサルティング、マーケティング、および管理業務のために提供されるサービス（人事、法務、会計サービスを含む）、登録企業の登録事業に付随し、合理的に必要な物品、サービスを指す。何が登録企業の登録事業に直接帰属するか判断は、関連するIPAによって決定される。 (q) "High-value DMEs" 高付加価値国内市場向け企業（High-Value domestic market enterprises）とは、投下資本が150億ペソを超え、輸入代替とみなされる分野に従事する企業、もしくは直前年度の輸出売上が少なくとも1億USドルまたはそれに相当する外貨を超える企業を指す。ただし、金額の基準はFIRBによって引き上げられる可能性がある。輸入代替とはフィリピンが通常輸入している物品、サービスを国内で供給する国内の物品、サービスの生産能力を指す。セクター毎の輸入代替の適格性はSIPPを通じて決定されるものとする。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文（CREATE MORE IRR）を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)

税制及び関税インセンティブ (Part 2)

税制及び関税インセンティブ (Rule 2)

法人所得税 インセンティブ

Rule 2, Sec. 1

- ・ 法人所得税免除 (ITH - Income Tax Holiday) -
全ての登録企業に対して、登録プロジェクトに係る所得税の免除。
ITH期間中は登録プロジェクトに関連する登録企業への所得支払い
に対して源泉税は課されないものとする（これに関してBIRルーリ
ングの取得は不要）。
- ・ 特別法人税 (SCIT—Special Corporate Income Tax) -
登録輸出型企業 (REE) に対して、特別税率 (SCIT) は全ての
国税および地方税 (Local Fees、Charges含む) の代わりに総所得
(Gross Income) に5%の税率を課すものとする。
- ・ 特別法に基づく5%SCITのアロケーションに関する既存の規則は
遵守される。
- ・ アロケーションを規定していない特別法に準拠する輸出型企業の
場合、5%特別税率は下記の通り送金されるものとする。
 - a.3%▶中央政府
 - b.2%▶登録企業から登録企業が立地する地方自治体 (LGU) に納付
- ・ 「総所得 (Gross Income)」とは、登録プロジェクトから得ら
れた総売上または総収入を指し、売上割引、売上返品・値引を
差引いたものから、売上原価または直接費用を控除したものとな
る。課税期間の一般管理費、付随費用の控除は出来ない。
- ・ 総所得を計算するための直接原価 (Direct costs) として、
以下の項目のみが考慮される。
 - a.直接給与、賃金、労務費
 - b.生産監督者の給与
 - c.製品の製造に使用される原材料費
 - d.仕掛品勘定
 - e.完成品勘定
 - f.製造に使用された消耗品および燃料
 - g.登録プロジェクトに直接的且つ排他的に使用される機械、設備
および建物の減価償却費
 - h.登録プロジェクトに直接的且つ排他的に使用される建物、設
備、倉庫および商品取り扱いに関連した賃借料または公共料金
 - i.登録プロジェクトに直接的且つ排他的に使用される固定資産に
関連したファイナンスにかかる手数料のうち、費用化した部分
(資産化した部分は除く)
 - j.サービス監督者の給与
 - k.使用される直接材料および消耗品

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便
宜的なものとして利用し、適宜、原文 (CREATE MORE IRR) を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)

	・追加控除レジーム（EDR—Enhanced Deductions Regime） - 国内市場向け企業（DME）、高付加価値国内市場向け企業（High-value DME）は税法に基づいて許容される通常の控除に加えて、追加控除が認められる。 ・登録輸出型企業はオプションで、追加控除レジームを選択出来るが、いかなる場合も、追加控除とSCITが同時に認められることはない。 ・以下が控除として認められる。 a. 登録事業の生産及びサービスのために取得した資産の減価償却費控除額（建物の10%、機械・設備の20%） b. 労働コストの50%追加控除（間接部門のコストは含まない） c. 課税年度に発生した登録プロジェクトに関するR&D費用の100%追加控除（R&D費用は登録プロジェクトに関するもので、フィリピン人従業員の給与、国内のR&D機関への支払に限定） d. 登録プロジェクトに直接関わるフィリピン人従業員のトレーニング費用の100%追加控除（IPAの承認が必要、登録プロジェクトに必要な技術トレーニングのみが対象） e. 登録プロジェクトに関わる国内投入費用 (Domestic Input Expense)について50%の追加控除 f. 課税年度に発生した登録プロジェクトに関わる電気代の100%の追加控除 g. 製造業、観光業に再投資された剰余金の額の50%に相当する額の控除。控除は、再投資の時点から5年間可能（2034年12月31日まで） h. 展示会、見本市に関連する費用の50%の追加控除（IPAの承認が必要） i. 商業生産開始後3年以内に発生した欠損金は、ITH最終年の翌事業年度以降5年間の繰り越しが可能（当初からEDRを選択した場合は欠損金発生翌事業年度以降5年間の繰り越しが可能）
関税インセンティブ	Rule 2, Sec. 2 ・登録企業が輸入する登録プロジェクトに関する資本設備、原材料、スベアパーツおよび付属品は、以下の条件が満たされている場合に限り、関税が免除されるものとする（管理目的で使用される物品を含む）。 a. 関税免除は、登録プロジェクトに直接帰属する資本設備、原材料、スベアパーツ、付属品、管理目的で使用される物品の輸入にのみ適用される b. 資本設備、原材料、スベアパーツまたは付属品が国内で十分な量または同等の品質でリーズナブルな価格で製造されていない

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文（CREATE MORE IRR）を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)

VATインセンティブ	Rule 2, Sec. 3 • 輸入のVAT免税、国内購入のVATゼロレートは登録輸出型企業または登録高付加価値国内市場向け企業の登録プロジェクトに直接帰属する物品、サービス、それに付随する費用にのみ適用され、以下のルールに従う。 a. VAT登録事業者による登録輸出型企業、登録高付加価値国内市場向け企業への物品またはサービスの販売は、その立地に関わらずVATゼロレートが適用される b. 輸入VAT免税で輸入された資本設備、原材料、スペアパーツ、または付属品の販売、譲渡、または廃棄には以下の規定が適用される i. 購入者が登録輸出型企業、登録高付加価値国内市場向け企業 (High-value DME) である場合、立地に関係なく、取引にはVATゼロレートが適用される ii. 購入者が登録国内市場向け企業 (DME) である場合、立地に関係なく、その取引には資本設備、原材料、スペアパーツまたは付属品のNet Book Valueに基づいて12%VATが適用される • 登録企業による物品、サービスの国内販売 (Local Sales) は、その享受している所得税インセンティブ、立地に関係なく、税法第106条、第108条、第109条、第294条、第295条で免除されない限り、12%VATの対象となる。 • 国内販売 (Local Sales) とは、フリーポートゾーン、エコゾーン等の立地に関係なく、国内市場向け企業、非登録企業 (Non-RBE) への販売が該当し、VATを政府に支払い、送金する責任は物品、サービスの購入者となる。
登録企業地方税	Rule 2, Sec. 5 • 登録企業地方税 (RBELT- Registered Business Enterprise Local Tax) - 関連する地方自治体は、地方議会による条例制定を通じて、ITHおよびEDR期間中の登録企業の総所得 (Gross Income) の2%を超えない税率でRBELTを課することが出来る。 これは、地方自治体法に基づいて地方政府から課せられる全ての地方税および手数料 (all local taxes, fees, and charges) の代わりとなるものとする。なお、RBELTはSCIT期間中の登録企業には課せられない。投資委員会 (BOI) にパイオニア或いは非パイオニア企業として登録する企業は、地方自治体法第133条 (c) に基づいて登録からそれぞれ6年間、4年間は地方事業税 (Local Business Tax) が免除される。憲章、特別法によって規制権限を持つIPAはそれぞれの管轄区域内でFees and Chargesについて引き続き権限を持つ。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文 (CREATE MORE IRR) を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)

	• RBELTはITH、EDR期間中、登録条件を満たしている限り、登録企業に課せられる。登録企業が登録条件を満たしているかの判断はIPAが行う。登録企業の所得税インセンティブが終了した後、LGUは地方自治体法に基づく権限に従って、Local Business Taxの免除、RBELTを課することが出来る。RBELTは登録企業によって企業が所在するLGUに直接送金される。 • 2つ以上の地方自治体が同じ企業を管轄する場合、RBELT総額が総所得の2%を超えることはなく、地方自治体間の取り決めは以下の通りとする。 • 収入の50%を地方自治体に均等に配分 • 収入の50%を地方自治体の人口に基づいて配分 • 地方自治体は、同じ企業を管轄する2つ以上の地方自治体がある場合、税率またはその負担分を軽減または免除することが出来る。 • RBELTを課すLGUは、RBELTに関する条例が制定された日から15日以内にFIRB、および関連するIPAに通知する。 • FIRBはBOI、地方財政局（Bureau of Local Government Finance）、内務・自治省（Department of the Interior and Local Government）、各IPAと連携してRBELTに関するモデル条例を準備する。
その他	Rule 2, Sec. 6 雇用創出に関するパフォーマンスコミットメントを有する登録企業は、雇用レベルを維持するものとする。雇用が減少した場合、または雇用創出がコミットメントに達しなかった場合、登録企業はその正当性と翌年以降の対応を関連するIPAもしくはFIRBに提出しなければならない。 Rule 2, Sec. 7 登録企業納税者サービス（Registered Business Enterprises Taxpayer Service）の創設— BIRは登録企業の税務コンプライアンスをサポートするためにBIR内に別の部署を創設する。登録企業の申告、納付は当該サービスを通じて行う。登録企業の税務コンプライアンス遵守を容易にするため、簡素化された申告、納付プロセスが適用されるものとする。但し、インセンティブのキャンセル、停止等の権限は関連するIPAもしくはFIRBが引き続き保持する。 Rule 2, Sec. 8 登録された全ての企業は、登録プロジェクトのインセンティブの期間が満了した後、税法その他の法律に基づく通常の税率で全ての該当する税金を支払うものとする。 登録輸出型企業は税法第106条、第108条、第109条に基づき、条件を満たす場合、国内購入のVATゼロレート、輸入のVAT免税の適用を受ける。 Rule 2, Sec. 9 未登録プロジェクトから得られる所得に対しては、税法に基づく適切な税金が課せられる。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文（CREATE MORE IRR）を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)

インセンティブの利用期間 (Rule 3)

優先順位とティア

Rule 3, Sec. 1

- インセンティブの期間は登録されたプロジェクトの立地とインダストリーに基づくものとする。
- 登録プロジェクトの立地は、以下のように開発レベルに応じて優先される。
 - NCR (マニラ首都圏)
 - 大都市圏 (e.g. メトロセブ、メトロダバオ)、NCR近郊 (大都市圏については国家経済開発庁 (NEDA) が判断する)
 - その他地域
- インダストリーはSIPPで指定された国家産業戦略に従って優先順位が付けられるものとする。SIPPはティアの適用範囲を定義し、プロジェクトを認定するための条件を提供する。

立地、インダストリーに基づくインセンティブ期間

Rule 3, Sec. 2

- IPAに承認された輸出型企業の所得税インセンティブ

地域	Tier 1	Tier 2	Tier 3
NCR (マニラ首都圏)	4ITH+10SCIT/EDR, or 14SCIT/EDR	5ITH+10SCIT/EDR, or 15SCIT/EDR	6ITH+10SCIT/EDR, or 16SCIT/EDR
Metropolitan エリア、NCR 近郊の州	5ITH+10SCIT/EDR, or 15SCIT/EDR	6ITH+10SCIT/EDR, or 16SCIT/EDR	7ITH+10SCIT/EDR, or 17SCIT/EDR
その他の地域	6ITH+10SCIT/EDR, or 16SCIT/EDR	7ITH+10SCIT/EDR, or 17SCIT/EDR	7ITH+10SCIT/EDR, or 17SCIT/EDR

- IPAに承認された国内市場向け企業の所得税インセンティブ

地域	Tier 1	Tier 2	Tier 3
NCR (マニラ首都圏)	4ITH+10EDR, or 14EDR	5ITH+10EDR, or 15EDR	6ITH+10EDR, or 16EDR
Metropolitan エリア、NCR 近郊の州	5ITH+10EDR, or 15EDR	6ITH+10EDR, or 16EDR	7ITH+10EDR, or 17EDR
その他の地域	6ITH+10EDR, or 16EDR	7ITH+10EDR, or 17EDR	7ITH+10EDR, or 17EDR

- FIRBに承認された輸出型企業の所得税インセンティブ

地域	Tier 1	Tier 2	Tier 3
NCR (マニラ首都圏)	4ITH+20SCIT/EDR, or 24SCIT/EDR	5ITH+20SCIT/EDR, or 25SCIT/EDR	6ITH+20SCIT/EDR, or 26SCIT/EDR
Metropolitan エリア、NCR 近郊の州	5ITH+20SCIT/EDR, or 25SCIT/EDR	6ITH+20SCIT/EDR, or 26SCIT/EDR	7ITH+20SCIT/EDR, or 27SCIT/EDR
その他地域	6ITH+20SCIT/EDR, or 26SCIT/EDR	7ITH+20SCIT/EDR, or 27SCIT/EDR	7ITH+20SCIT/EDR, or 27SCIT/EDR

- FIRBに承認された国内市場向け企業の所得税インセンティブ

地域	Tier 1	Tier 2	Tier 3
NCR (マニラ首都圏)	4 ITH+20 EDR, or 24 EDR	5 ITH+20 EDR, or 25 EDR	6 ITH+20 EDR, or 26 EDR
Metropolitan エリア、NCR 近郊の州	5 ITH+20 EDR, or 25 EDR	6 ITH+20 EDR, or 26 EDR	7 ITH+20 EDR, or 27 EDR
その他地域	6 ITH+20 EDR, or 26 EDR	7 ITH+20 EDR, or 27 EDR	7 ITH+20 EDR, or 27 EDR

* ITH (法人税免脱)、SCIT (特別法人税)、EDR (追加控除レジーム)

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文 (CREATE MORE IRR) を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)

所得税インセンティブの選択

Rule 3, Sec. 3

- ・ 輸出型企業
 - a) ITH及びITHの終了後にSCITもしくはEDR
 - b) SCIT（全ての国税、地方税、地方政府に関する手数料に代わる）を登録事業の開始時から直ちに適用
 - c) EDRを登録事業の開始時から直ちに適用
- ・ 国内市場向け企業
 - a) ITH及びITHの終了後にEDR
 - b) EDRを登録事業の開始時から直ちに適用
- ・ 一旦選択したインセンティブは優遇税制の適用期間の全期間にわたって変更することはできない。

適格な拡張プロジェクトに付与されるインセンティブ

Rule 3, Sec. 4

- ・ SIPPの条件を満たし、IPAもしくはFIRBのパフォーマンスレビューを条件として適格な拡張プロジェクト（Qualified expansion project）は、以下のインセンティブを受けることが出来る。

インセンティブ	IPA 承認		FIRB 承認	
	輸出型	国内市場向け	輸出型	国内市場向け
SCIT	8	N/A	13	N/A
EDR	8		13	

- ・ 適格な拡張プロジェクトは税法第294条（E）に基づく輸入のVAT免税、国内購入のVATゼロレート、税法第294条（D）に基づく関税免除を受けることが出来る。

インセンティブ利用期間の開始

Rule 3, Sec. 5

- ・ 所得税のインセンティブの利用期間はSIPPに別段の定めがない限り、登録日から3年以内の登録企業の実際の商業活動開始時（SCO—Start of Commercial Operations）から始まるものとする。

インセンティブ利用期間の延長

Rule 3, Sec. 6

- ・ インセンティブ利用期間の延長は以下の条件に従う。
 - a) IPAもしくはFIRBのパフォーマンスレビューを条件として、インセンティブの延長はIPA承認プロジェクトについては5年間を超えないものとし、FIRB承認プロジェクトは10年間を超えないものとする。
 - b) 登録プロジェクトがSIPPの規定、条件を満たさなくなった場合、少なくとも10,000人の直接の現地従業員を雇用し、登録中にその数を維持する。10,000人の雇用は所得税インセンティブ最終年の直後の年内に達成されなければならない。
 - c) 同じプロジェクトを延長する場合、ITHのインセンティブは与えられないものとする。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)

	d) インセンティブの延長は、所得税インセンティブ終了前の1年以内にIPAもしくはFIRBに申請する必要がある。承認された場合は、当初の所得税インセンティブ終了の直後から延長が適用される。所得税インセンティブが終了した後に申請された延長申請は自動的に否認される。
紛争や災害から復興を目指す地域	Rule 3, Sec. 7 ・ Rule 3, Sec. 6で規定される期間に加えて、紛争や災害から復興を目指す地域におけるプロジェクトには以下の要件を満たしたうえで追加で2年のITHが付与される。 a) パンデミック、エピソード、台風、またはその他の類似の状況を含む災害、または武力紛争の存在に関する大統領の宣言 b) 被災地の復興プログラム実施に関する大統領令の発行
NCRから移転するプロジェクト	Rule 3, Sec. 8 ・ CREATE MORE発効前に登録しているプロジェクトもしくは本規定のインセンティブに基づいて登録されたプロジェクトで、インセンティブの期間中にNCRから完全に移転した場合は、移転が完了後、追加で3年のITHが与えられる。
所得税以外のインセンティブ (VAT、関税) の利用期間	Rule 3, Sec. 9 ・ 国内購入のVATゼロレート、輸入のVAT免税は、以下に従う。 a) IPAに承認された登録企業 - 登録企業は、登録した日から登録期間の全体にわたって、IPAへの登録条件を満たしており、前年の年間総生産の少なくとも70%を輸出している限り、第294条 (E) に基づく現地購入のVATゼロレート、輸入VAT免税、第294条 (D) に基づく輸入関税の免除を引き続き利用出来る b) FIRBに承認された登録企業 - 登録企業は、登録した日から登録期間の全体にわたって、IPAへの登録条件を満たしており、直前年度に以下の要件を満たしている限り、第294条 (E) に基づく現地購入のVATゼロレート、輸入VAT免税、第294条 (D) に基づく輸入関税の免除を引き続き利用出来る ▶ 登録輸出型企業が年間総生産の少なくとも70%を輸出として維持している場合 ▶ 高付加価値国内市場向け企業は、第293条 (J) に基づく投資資本または輸出要件を満たす場合、所得税のインセンティブ期間が終了するまで、上記インセンティブを享受出来る ・ 登録国内市場向け企業は、登録日から所得税のインセンティブが終了するまでの期間、輸入関税免除を享受出来る。 ・ 優遇税制に基づく現地購入のVATゼロレート、輸入のVAT免税のインセンティブが終了した後、登録輸出型企業は税法第106条、第108条、および第109条の条件を満たす場合、第106条、第108条、および第109条に基づく現地購入のVATゼロレート、輸入のVAT免税を利用することが出来る。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文 (CREATE MORE IRR) を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)

戦略的投資優先計画 (SIPP - Strategic Investment Priority Plan) (Rule 4)

一般原則	Rule 4, Sec. 1 ・戦略的投資優先計画 (SIPP) は以下に必要な財政的、非財政的支援を提供するものとする a) 国内および世界のバリューチェーンに供給出来るローカル企業（特に零細、中小企業）を成長させるため高度なスキルを持つ雇用を創出する b) 国内で生産、調達される製品、サービスの高度化 c) 国内供給力の拡大、輸出依存の縮小 d) 外国投資の誘致 e) 輸出の多様化を促進し、地方の開発を促進する f) 新しい産業の育成、支援
制定	Rule 4, Sec. 2 ・BOIはFIRB、IPA、その他優遇税制に関わる政府機関と連携し、SIPPを策定し、大統領に推薦する。
内容	Rule 4, Sec. 3 ・SIPPは以下の内容を含む。 a) インセンティブが付与される資格のある優先プロジェクト b) 立地、インダストリーの優先順位
投資優先順位決定の基準	Rule 4, Sec. 4 ・SIPPに含まれる可能性のある全てのセクター、プロジェクトは長期的な成長と持続可能な開発、国益を促進するための適合性、可能性を判断するための評価プロセスを受けるものとする。正式な評価プロセスを経ることなく、いかなるセクター、プロジェクトがSIPPに含まれることはない。評価の中では、以下の項目を考慮する。 a) フィリピン開発計画やその他の政府のプログラムと整合的であるプロジェクト（以下の項目を考慮） -投資金額、雇用の創出（特に発展が遅れている地域における） -純輸出の金額 -フィリピンで利用されていない新技術の使用 -持続可能な開発をもたらすプロセス、イノベーション（適切な環境保護システムなど） -バリューチェーンを補完するもの -市場競争力の強化、投資先としての競争力を強化するもの -洗練された製品生産、サービス提供するためのフィリピン企業および専門家の能力強化 -フィリピンの食料安全保障への貢献と農業、漁業部門の収入増加 -グローバルな事業につながるアクティビティ ・プロジェクトがSIPPに含まれていない限り、IPAは申請を受け付けない。<u>SIPPに記載のないプロジェクトの申請は自動的に却下される。既存のSIPPに含まれるプロジェクトの申請は、当該SIPPが改定されるまで申請を受け付ける。</u>

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文 (CREATE MORE IRR) を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)

有効	Rule 4, Sec. 5 ・ SIPPは、承認のために大統領に提出され、発行から3年間有効となる。BOIは、3年目の10月1日までに新しいSIPPを大統領に提出する。
公表	Rule 4, Sec. 9 ・ SIPPの制定、変更が承認された場合、一般紙もしくは官報、そして、BOIウェブサイトに掲載される。
インセンティブの申請、適用 (Part 3)	
範囲 (Rule 5)	
インセンティブ付与に関するFIRBの権限	Rule 5, Sec. 1 ・ 投資額が150億ペソ超のプロジェクトについて、IPAの推薦を受け、FIRBはインセンティブの付与について承認、不承認を決定 ・ 基準額である150億ペソについては、IPAと協議の上、基準額を引き上げることが出来る。
IPAの権限	Rule 5, Sec. 2 ・ IPAは投資額に関係なく、登録資格の規定に基づく最低基準の遵守を条件として、すべてのプロジェクトを登録する専属的な管轄権を有するものとする。 ・ IPAは投資額150億ペソ以下の登録プロジェクトへのインセンティブの付与、または却下する権限を持つ。 ・ CREATE法、CREATE MORE法によって廃止されない特別法の対象となるプロジェクトの登録およびインセンティブの付与は引き続きその権限を付与されたIPAによって管理されるものとする。特定のインセンティブ条項が規定されている法律には引き続きインセンティブが付与される。その法律がオムニバス投資法 (E. O. No. 226) に基づくインセンティブの資格を付与する場合、税法に基づくインセンティブ制度が適用される。
企業の登録 (Rule 6)	
資格のある企業	Rule 6, Sec. 1 ・ SIPPの条件を満たすプロジェクトは登録の資格がある。
登録資格	Rule 6, Sec. 2 ・ 全ての申請者は以下を遵守する必要がある。 a) 全てのプロジェクトはSIPPに定められた資格を満たす必要あり b) プロジェクトが憲法または法律によって外資規制等がある場合、憲法、法律における所有権の要件を満たさなければならない c) 法律によって取締役のフィリピン人割合の最低基準がある場合、それに従わなければならない d) プロジェクトは、その企業の権限の範囲内であり、法律で禁止されていないこと

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文 (CREATE MORE IRR) を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)

申請方法、費用	Rule 6, Sec. 3 ・登録の申請はFIRBの財政インセンティブ登録・モニターシステム (FIRMS—FISCAL INCENTIVES REGISTRATION AND MONITORING SYSTEM)、またはIPAのシステムを介して電子的に提出されるものとする。また、IPAシステムはFIRBシステムと相互運用可能であり、FIRBシステムにリンク出来ること。FIRMSシステムが利用出来ない場合には、マニュアルで申請が行われる。申請費用はIPAによって決定される。
必要書類	Rule 6, Sec. 4 ・申請には以下の書類を含む。 a) 企業全体の情報 1) 貿易産業省 (DTI) もしくは証券取引委員会 (SEC) の登録証明書 2) BIRの登録証明書 3) GIS (General Information Sheet) 4) 事業代表者に関する Secretary's Certificate 5) 誓約書 6) 直近の監査済み財務諸表、注記 7) 関連者間取引の詳細 8) 減税措置 (該当ある場合) b) プロジェクトの情報 1) 住所 2) プロジェクトの説明、分類、種類 3) ビジネスモデル、製品仕様 4) プロジェクトの開始までのタイムテーブル 5) 約束する投資資本と内訳、インセンティブ期間の想定流入額 6) 施設の要件 7) 株式、もしくは負債による資金調達の詳細 8) インセンティブがなかった場合の予測財務諸表 9) インセンティブ期間中のペソ、米ドルでの予想売上高、輸出数 10) インセンティブ期間中の原材料、資本設備、スペアパーツの予定購入額 11) インセンティブ期間中の資本設備、スペアパーツ、原材料の予定輸入額と原産国 12) インセンティブ期間中の予定納税額 (Local Business Tax、Real Property Tax含む) 13) インセンティブ期間中の従業員数と報酬の予測 (役職、契約に分けて記載) 14) EDRを選択する場合、適用する追加控除の種類 c) その他SIPP、IPA、FIRBから要求される情報

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文 (CREATE MORE IRR) を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)

申請書類の不備	Rule 6, Sec. 5 IPAは申請の受領から3営業日以内に不足する関連要件を申請者に通知するものとする。書類の不備に関する通知を受け取ってから7営業日以内に文書、情報が提出されなかった場合、申請は取り下げられたものとみなす。ただし、再申請の権利に影響は与えない。不足する書類が揃い次第、申請は直ちに正式に受理され、通知が申請者に発行される。
IPAの審査プロセス	Rule 6, Sec. 6 - IPAの審査プロセスは以下の通り。 a) IPAは申請者のインセンティブの適格性と書類の完全性について事前評価を実施する b) IPAは申請されたプロジェクトに対する優遇税制の影響を判断するため、初期の影響評価を実施する。登録企業が享受するインセンティブの額であらわされる政府のコストと、登録企業が政府に支払う税金、関税、および手数料であらわされる政府の利益とを比較する。比較する期間はインセンティブの全期間を対象とする。初期評価で、費用対効果の結果が負の場合、それ自体で登録申請が却下されるものではない c) 政府の利益は、プロジェクトから得られる他の経済的、非財政的利益で補われる d) IPAは申請手数料の支払いに関する書類を発行し、正式な申請日と申請番号を申請書にスタンプする e) IPAは評価プロセス中に発生した問題を申請者に通知する。申請者には、発生した問題に対処するため、または追加要件に準拠するための合理的な期間が与えられる f) 投資額150億ペソを超えるプロジェクトについて、IPAはFIRBに推薦する
FIRBの審査プロセス	Rule 6, Sec. 7 - FIRBは以下のプロセスに則り、IPAが推薦したプロジェクトを評価する。 a) 全ての文書要件が完了したあと、事務局 (Secretariat) はIPAの評価と推薦を確認し、技術委員会 (Technical Committee) に提出するレポートを作成する b) 技術委員会は事務局の評価について、承認または修正、否認を行い、理事会に推薦する c) 理事会 (Board) がインセンティブの申請に関する決定権限を独占的に持つ。理事会は申請毎に理事会の少なくとも過半数によって署名された理事会決議を通じて、技術委員会の推薦を承認、改訂、または取り消すことが出来る d) FIRB事務局は理事会によって承認されたインセンティブに関する理事会決議のコピーをIPAに提供する(登録企業にも通知する)

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文 (CREATE MORE IRR) を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)

登録時のアクション (Rule 7)

IPAのアクション	Rule 7, Sec. 1 IPAは書類要件およびその他の要件を評価した上で、登録企業の申請について決定する。IPAは申請に関する決定を企業に通知する。申請が却下された場合、IPAは再申請の権利を害することなく、却下の根拠となる事実、法律、または規則を明確に記載した却下通知を企業に発行するものとする。
登録証明書	Rule 7, Sec. 2 - IPAは登録証明書（COR—Certificate of Registration）を発行する。CORには以下が記載される。 - a)登録企業名、住所 - b)登録企業の納税者番号 - c)固有の管理番号 - d)登録プロジェクト - e)合意された条件に基づくインセンティブの資格 - f)インセンティブの期間
証明書発行の前提条件	Rule 7, Sec. 3 - COR発行の前に以下の書類が提出されなければならない。 - a)登録費用の支払い - b)取締役会が登録条件に同意したことを示す決議書 - c)申請者がIPAに対して行った全てのコミットメントを確認し、これまでに提出された全ての情報、データが正しいことを記した取締役会によって承認された宣誓供述書 - d)IPAから要求された全ての要件
証明書発行	Rule 7, Sec. 4 前述の条件が満たされたあと、証明書が発行され、企業はそこに課せられた条件に従って、FIRBもしくはIPAによって付与されたインセンティブを受けることが出来る。
登録申請処理にかかる期間	Rule 7, Sec. 5 FIRBもしくは関連するIPAは共和国法第11032号（ビジネス環境改善法）に従い、必要な書類を全て受領してから20営業日以内に税制上の優遇措置の申請に関する決定を下す。期間の延長は一度のみ許され、いかなる場合も追加の20営業日を超えてはならない。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文（CREATE MORE IRR）を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)

法人所得税優遇税制の申請 (Rule 8)

申請	Rule 8, Sec. 1 ・ 所得税インセンティブを受ける全ての登録企業はインセンティブを享受するために、毎年、関連するIPAに優遇税制を受けるための証明書 (CETI—Certificate of Entitlement to Tax Incentives) を申請する。
フォーム	Rule 8, Sec. 2 ・ 全ての申請は、プロジェクト毎に提出され、規則に基づいて所定のフォームで行われる。ただし、零細、小規模企業には簡易的なフォームが使用される。
優遇税制を受けるための証明書 (CETI)	Rule 8, Sec. 3 ・ 課税年度終了後、法人税申告書 (ITR) を提出する前に、登録企業はFIRMSまたはIPAによって規定されたシステムを通じて、優遇税制を受けるための証明書 (CETI) を必要な書類とともに電子的に申請する。FIRMS、IPAのシステムが利用出来ない場合はマニュアルで申請する。申請費用はIPAが決定する。
CETIの発行	Rule 8, Sec. 4 ・ 登録条件、申請費用の確認後、IPAによってCETIが発行される。CETIはITRのファイリングの際にBIRに提出する。CETIは以下の項目が記載される。 a) 登録企業名、住所 b) 登録企業の納税者番号 c) 固有の管理番号 d) 登録プロジェクト e) 登録しているIPAの名称 f) インセンティブの種類 g) 対象年度 ・ IPA は、FIRB がすべての IPA についてFIRMSの使用を義務付けるまで、上記で規定された個別の CETI の代わりに、BIR にマスターリストを提出することが出来る。
インセンティブ付与の条件	Rule 8, Sec. 7 ・ インセンティブの付与は以下ルールに従う。 a) インセンティブの付与はSIPPに記載されている要件および IPA によるパフォーマンスレビューに従う b) 登録プロジェクトの登録条件のもとで指定されたパフォーマンスメトリクスへ準拠する。合意されていたパフォーマンスメトリクスが満たされない場合、IPAもしくはFIRBから通知を受けた15日以内に、その正当性に関してIPAに提出する。インセンティブはキャンセル、一時停止、取り下げられる場合がある c) 税法第237条に基づく E-Invoicing, E-Sales Reportingの要件に準拠すること。但し、この条件はBIRによる電子帳票システムの運用に左右される d) 企業によって登録された各プロジェクトの投資、売上、費用、利益/損失を特定するための適切な会計システムを導入すること。または、IPAが要求した場合には、登録プロジェクト毎に別々の会社を設立する e) 組織の実質的所有者と関連者に関する年次報告書の提出

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文 (CREATE MORE IRR) を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)

VATゼロレート証明書の申請 (Rule 9)

VATゼロレート証明書の申請	Rule 9, Sec. 1 全ての登録輸出型企業、高付加価値国内市場向け企業は、国内購入のVATゼロレートのインセンティブを利用するために関連するIPAに毎年、VATゼロレート証明書を申請するものとする。
形式	Rule 9, Sec. 2 全ての申請はプロジェクト毎に行われ、本IRRに基づくフォームに基づいて行われる。
VATゼロレート証明書の申請期間と申請方法	Rule 9, Sec. 3 購入前に、登録輸出型企業、高付加価値国内市場向け企業は、書類要件とともに、FIRMS または IPA のシステムを通じて電子的にVATゼロレート証明書の申請を行う。IPA システムは FIRB システムと相互運用可能であり、リンク出来るものとする。FIRMS、IPA のシステムが利用出来ない場合はマニュアルで申請する。申請費用はIPAが決定する。
VATゼロレート証明書の発行	Rule 9, Sec. 4 - VATゼロレート証明書の発行条件を満たしていることが確認された後、関連するIPAはVATゼロレート証明書を発行する。VATゼロレート証明書には、以下の内容が含まれる。 - a)登録輸出型企業/高付加価値国内市場向け企業の名前と住所 - b)納税者番号 - c)登録プロジェクト - d)登録企業を管轄するIPAの名称 - e)対象年度 - f)輸出率 - 直前の暦年/会計年度に70%の輸出売上高を達成できなかった登録輸出型企業、または輸出売上高または投資資本要件を達成できなかった高価値国内市場向け企業は、直後の年に税法第 294条 (D) に基づく輸入関税免除、および第 294条 (E) に基づく輸入 VAT 免除および現地購入に対する VAT ゼロレートを適用する資格がない。VAT ゼロレート証明書は1暦年/会計年度にわたり有効。 - 現在の課税期間の第 4 四半期から次の課税期間の第 1 四半期まで、登録輸出型企業または高付加価値国内市場向け企業は、関連するIPAに、次の課税期間をカバーする VATゼロレート証明書を申請する。申請後、IPA は、登録輸出型企業が70%の輸出売上要件に準拠しているか、高付加価値国内市場向け企業が輸出売上または投資資本要件に準拠しているかを判断する。条件を満たしていることを確認した後、IPA は直後の課税期間をカバーするVATゼロレート証明書を発行する。要件を満たしているか否かの判断は実績に基づくものとし、(a) 判断が現在の課税年度の第4半期中である場合は現在の課税期間中、(b) 判断が翌年の第1四半期中である場合は前年の課税期間中の実績に基づく。 - 登録企業が直前の年の輸出要件もしくは投資資本要件を遵守しなかった場合、IPAは BIRにVATゼロレートの取り消しについて通知する。ただし、要件を満たさなかったことが、前年度までの所得税以外のインセンティブに悪影響を及ぼすことはない。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文 (CREATE MORE IRR) を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)

VATゼロレート 証明書の提示	Rule 9, Sec. 5 - 国内購入におけるVATゼロレートは、関連するIPAが発行するVATゼロレート証明書に基づいて適用される。この証明書は、VATゼロレートの適用を受けるためにサプライヤーに提示されるものとする。 - 登録輸出型企業（REE）または高付加価値国内市場向け企業の登録プロジェクトに直接帰属する物品およびサービスの現地購入に対して現地サプライヤーが12%VATを転嫁した場合、REEまたは高付加価値DME側ではインプットVATの還付またはクレジットは認められない。このような場合、REEまたは高価値DMEは現地サプライヤーと協議して、支払ったVATの払い戻しを求めることができる。 12%VATが課せられたREEまたは高価値DMEに以前に発行された販売請求書（Sales Invoices）は、キャンセルおよび修正再発行のために現地サプライヤーに返却する必要がある。
BIRへの報告	Rule 9, Sec. 6 関連するIPAは、各課税四半期の終了後20日以内に、VATゼロレート証明書を発行した登録企業のリストをBIRに提出するものとする。調査の目的で関連情報を取得するために、BIR長官は、別途通達でレポートのテンプレートを規定することが出来る。
資本設備、原材料、スベアパーツ、付属品の輸入関税免除（Rule 10）	
Certificate of Authority to Import (CAI)	Rule 10, Sec. 1 - 輸入許可証（CAI—Certificate of Authority to Import）はIPAによって発行される。登録企業の登録プロジェクト毎に一つのCAIが発行される。 - CAIは、エコゾーンまたはフリーポートゾーンへの入荷を許可するためにIPAが使用する輸入許可、またはその他の同等の文書に代わるものではない。
輸入許可証（CAI） の申請	Rule 10, Sec. 2 - IPAは、CAIの申請および発行を、既存の電子輸入許可システム、またはそれと同等のシステムに統合することができ、これは電子CAI（e-CAI）と呼ばれるものとする。FIRBは、FIRB事務局を通じて、IPAおよび関税局（BOC）と協議の上、e-CAIの実装に関する個別のガイドラインを公布するものとする。 - 電子システムを備えていない、またはそのような電子システムの開発途中のIPAの場合、CAIの申請および発行は、輸入許可、またはそれと同等の申請の手順に従ってマニュアルで行う。 - CAIの最初の申請では、登録企業は、特定の年に輸入する予定の資本設備、原材料、スベアパーツ、付属品の具体的な品目リストを裏付けとなる見積請求書、見積書、その他の関連書類とともに、関連するIPAに提出するものとする。輸入品のリストは登録されたプロジェクト毎を基準とする。また、登録企業は、最初の申請に含まれていなかった追加の輸入品を含めるために、年間を通じていつでも補助的なCAIを申請出来る。CAIの発行ごとに、管理IDが作成される。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文（CREATE MORE IRR）を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)

登録証明書 (COR) 発行前の輸入	Rule 10, Sec. 3 - 登録証明書 (COR) の発行を待つ間、IPAは、それぞれIPAまたは FIRB によって承認されたプロジェクトのために、資本設備、原材料、スベアパーツ、または付属品の輸入を許可することが出来る。ただし、当該輸入に対して免除される関税および税金に相当する保証金または銀行保証の提供、および関連するIPAおよびBOCによって決定されるその他の条件に従うものとする。 - 輸入時の関税免除およびVAT免除を受けるためには、関連するIPAがCORの発行を待つ輸入用の特別CAIを発行する必要がある。CORが発行されると、特別CAIは取り消されたものとみなされ、登録プロジェクトは、通常のCAIを申請する必要がある。
輸入前のIPAの承認	Rule 10, Sec. 4 - 物品を輸入する前に、登録企業はCAIを通じてIPAの承認を取得する必要がある。 - 関連するIPAは、CAIの申請を承認する際に、記載されている資本設備、原材料、スベアパーツ、または付属品が、本IRRのRule 2のSection. 2および3に規定されている輸入時の関税免除およびVAT免除の要件に準拠していることを確認する。 - 関連するIPAは、承認か不承認かを問わず、申請者に書面で通知する。 - 関連するIPAは、IPAの既存の規則および規制に従って、輸入品がゾーン、フリーポート、または登録された企業の敷地内に入ることを許可するために、輸入許可証、その他の同等の文書などの個別の書類を発行する。 - またBOCは実際の輸入許可証、またはその他の同等の文書に反映されている特定の品目が、承認されたCAIにも同様に記載されていることを確認するものとし、記載されていない場合は、当該輸入に関税および税金を課すものとする。
輸入品の販売、 譲渡、処分	Rule 10, Sec. 5 - 免税で輸入された資本設備、原材料、スベアパーツ、または付属品、（管理目的で使用される物品を含む）のその後の販売、譲渡または処分には、以下の規則が適用される。 - 輸入から5年以内に販売、譲渡、処分を行う場合、登録企業は関連するIPAの事前承認を取得する必要がある。それ以外の場合は、本RuleのSection 6の連帯責任に関する規定が適用される。 - 以下のケースでは、販売、譲渡、処分に税金および関税は課されない。 - 資本設備、原材料、スベアパーツ、付属品に対する関税免除の適用を受ける他の企業との取引 - 汚染の防止のために資本設備、原材料、スベアパーツ、付属品、資料、または物品を輸出する場合 - フィリピン政府またはその政府機関に寄付される場合（寄付は、輸入関税および贈与税含む税金が免除される）

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文 (CREATE MORE IRR) を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)

	ii.以下のケースでは、販売、譲渡、処分に、資本設備、原材料、スペアパーツ、付属品のNet Book Valueに基づいて税金および関税が課される。 1.資本設備、原材料、スペアパーツ、付属品に対する免税措置を受けていない他の企業との取引 2.資本設備、原材料、スペアパーツ、付属品の技術的陳腐化が証明されている場合 b)輸入から5年を経過した後に販売、譲渡、処分を行う場合は、登録企業は関連するIPAに事前に通知する。 ただし、登録企業が登録の条件に違反した場合、関連するIPAに通知したかどうかにかかわらず、登録企業は、輸入品のNet Book Valueに基づく関税の支払い、および当該販売、譲渡、処分に関する税法に基づく税金の支払い義務を負う。
連帯責任	Rule 10, Sec. 6 ・登録企業が関連するIPAの事前承認なしに資本設備、原材料、スペアパーツ、または付属品を販売、譲渡、処分した場合、登録企業と買主、譲受人は、輸入時に支払われるべきであった関税額（実際には免税）の2倍を支払う連帯責任を負う。
未登録事業での利用	Rule 10, Sec. 7 ・資本設備、原材料、スペアパーツ、または付属品が輸入から最初の5年以内に登録企業の未登録のプロジェクトに使用される場合、登録企業は関連するIPAの事前承認を取得し、輸入にかかる関税に相当する金額を支払うものとする。 ・未登録プロジェクトにおける一部利用については、未登録プロジェクトでの利用に応じて特定の資本設備、原材料、スペアパーツ、または付属品に対する免税関税に相当する金額を支払うものとする。登録企業は、CAIの申請時に最も適切に配分する方法を採用するものとする。 ・特定の資本設備、原材料、スペアパーツ、または付属品に対する関税免除に相当する金額に関する報告書は、登録企業から BIR および BOC に提出する必要がある。
CAIの有効期間	Rule 10, Sec. 8 ・マニュアルで発行されたか電子的に発行されたかに関わらず、全てのCAIは譲渡不可であり、IPAによって異なる期間が設定されていない限り、または本IRRに基づいて無効または取り消されていない限り、発行日から1年間有効となる。 ・ビジネス環境改善のため、IPAは、特に前年度のCAIに含まれており、翌年に利用/輸入が見込まれる特定の輸入品目についてCAIの有効期限が切れたときにCAIの自動更新を許可する場合がある。ただし、登録企業の関連プロジェクトが、引き続き、輸入に対するVATおよび関税の優遇措置を受ける権利を有し、さらに、必要に応じて、必要なCAI更新料がIPAに支払われていることが条件となる。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文（CREATE MORE IRR）を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)

インセンティブを付与する大統領の権限 (Rule 11)

大統領権限

Rule 11, Sec. 1

- ・ 国家経済発展のために非常に望ましいプロジェクト、特定のインダストリーについては、大統領がインセンティブを与える権限を持つ

Rule 11, Sec. 4

- ・ 大統領が付与するインセンティブ期間はITHは10年以内であり、その後SCITもしくはEDRとなる（もしくは当初からSCIT、EDR）。所得税インセンティブの期間は合計で40年を超えることはない。

Rule 11, Sec. 7

- ・ 大統領の権限は、以下のときに行使が可能となる。
 - a) プロジェクトが包括的な持続可能な開発計画を持っている
 - b) 最低投資金額は500億ペソ、もしくは3年で1万人以上の直接雇用を生むこと

インセンティブの管理と透明性 (Part 4)

年次インセンティブレポートの提出 (Rule 12)

Rule 12, Sec. 2

- ・ インセンティブを享受する全ての登録企業は税務申告から30日以内にFIRMSを通じて以下のものを提出する。
 - a) 年次インセンティブレポートATIR（法人所得税インセンティブ、VAT免税、VATゼロレート、関税免除、控除、税額控除、地方税免税等）
 - b) 年次ベネフィットレポートABR（承認済みおよび実際の投資額、承認済みおよび実際の輸出入、国内購入、利益、配当支払い、全ての税金支払い、源泉徴収等）。ただし、報酬データと労働時間を含む承認済みおよび実際の雇用レベルと雇用の創出に関するデータは直後の暦年の5月15日までに提出する必要がある

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文（CREATE MORE IRR）を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)

財政インセンティブ審査委員会 (FIRB—Fiscal Incentive Review Board) (Part 5)

FIRBの役割 (Rule 14)

財政インセンティブ審査委員会 (FIRB) の機能	Rule 14, Sec. 1 政策立案、規制、準司法機能全般
	Rule 14, Sec. 2 優遇税制を管理する他の政府機関に対する監督
	Rule 14, Sec. 3 優遇税制を享受する登録企業に対する監督
	Rule 14, Sec. 4 優遇税制の付与について承認、却下する権限
	Rule 14, Sec. 5 地域限定または期限付きの戦略的投資計画を策定する権限
	Rule 14, Sec. 6 優遇税制の承認、却下、取消、停止、撤回、剥奪を含む優遇税制に関する問題を決定する権限
	Rule 14, Sec. 7 優遇税制とベネフィットデータの提出を要求する権限
	Rule 14, Sec. 8 優遇税制とベネフィットデータを公開する権限
	Rule 14, Sec. 9 非常に望ましいプロジェクトに対して財政的、非財政的インセンティブ付与を推薦する権限
	Rule 14, Sec. 10 サプライチェーンの開発と拡大のための政策を策定する権限
	Rule 14, Sec. 11 補助金の申請を承認する権限
	Rule 14, Sec. 12 補助金についてキャンセル、一時停止、取り下げる権限
	Rule 14, Sec. 13 垂直経済区域の最小隣接土地面積の決定
	Rule 14, Sec. 14 大統領へ年次レポートの提出
	Rule 14, Sec. 15 登録企業に付与された優遇税制の評価
	Rule 14, Sec. 16 脱税、優遇税制乱用を防ぐための政策立案
	Rule 14, Sec. 17 FIRBの機能に従い、全ての必要な付随的な権限を行使する

FIRBプロパー (Rule 15)

構成	Rule 15, Sec. 1 ・ 理事会は財務大臣を議長、貿易産業大臣を共同議長、その他官房長官、予算管理大臣、国家経済開発長官で構成される。
----	---

FIRB技術委員会 (Rule 16)

構成	Rule 16, Sec. 1 ・ 技術委員会は以下で構成される a) 財務次官 (技術委員会議長) b) 事務局長室次官 (補) c) 貿易産業次官/投資委員会運営責任者 d) 予算管理次官 (補) e) 国家経済開発副長 (補) f) 内国歳入庁 (副) 長官 g) 関税局 (副) 長官 h) 競争委員会委員長 i) 各IPAの責任者
----	--

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文 (CREATE MORE IRR) を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)

FIRB事務局 (Rule 17)

構成	Rule 17, Sec. 1 ・事務局は財務次官補が率いるほか、政府税制調査機関がスタッフとなる。
----	---

その他 (Part 6) 経過規定及び雑則

経過規定及び雑則 (Rule 18)

共和国法第11534号 (CREATE) に基づいて優遇税制を付与されたプロジェクトの将来的適用	Rule 18, Sec. 1 ・共和国法第12066号 (CREATE MORE) の発効後、共和国法第11534号 (CREATE) に基づいて優遇税制が付与されたプロジェクトは、以下の規定が将来的に適用されるものとする。 a) 税法第294条 (B) に基づきSCITを利用するプロジェクトに対する国税および地方税 (Local Fees、Charges含む) の免除 b) 税法第294条(C)(6)、(7)、(8)、(9) に基づいて規定される追加控除の利用 c) EDRを利用する登録企業の課税所得に対して、税法第27条および第28条に規定される20%の所得税率を課すこと d) ITHまたはEDRを利用している登録企業に対して、税法第294条 (F) に基づく2%上限のRBELTを課すこと e) 税法第295条 (C) および (D) に基づく輸入関税およびVAT免除、国内購入に対するVATゼロレートを利用するための条件
還付、控除の禁止	Rule 18, Sec. 2 ・共和国法第12066号に基づき免除またはゼロレートとなっている税金について、以前に支払われた税金の還付またはクレジットは、この規則の対象となる登録企業には与えられない。
所得税以外のインセンティブ	Rule 18, Sec. 3 ・国内購入のVATゼロレート、輸入のVAT免税、関税免除を付与された登録企業は税法第295条 (C) および (D) に従い、その期限が切れるまで当該優遇措置を享受することが出来る。

CREATE (共和国法第11534号) の発効前に行われた投資 (Rule 19)

CREATE (共和国法第11534号) の発効前に行われた投資	Rule 19, Sec. 1 ・共和国法第11534号の発効前に優遇措置が付与された登録企業は、登録証明書および免税証明書で付与された優遇措置の対象となり、本RuleのSection 2, 3, 4, 6が適用される。
ITHのみが付与されているプロジェクト	Rule 19, Sec. 2 ・共和国法第11534号の発効前にプロジェクトにITHのみが付与されていた登録企業は、登録条件で指定されているITHの残りの期間、その利用を継続することが出来る。ITHが付与されているが、まだ利用していない場合、登録条件で指定された期間ITHを利用出来る。
ITHを付与され、5%GIEを受ける権利があるプロジェクト	Rule 19, Sec. 3 ・共和国法第11534号の発効前にプロジェクトにITHが付与され、ITH後に5%GIE (Gross Income Tax) の権利がある登録企業は、登録条件で指定された期間ITHを使用出来、その後、2034年12月31日まで5%GIEのインセンティブ (全ての国税、地方税、Local Fees and Chargesに代わる) を利用出来る。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文 (CREATE MORE IRR) を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)	
現在5%GIEを利用している登録企業	Rule 19, Sec. 4 ・共和国法第11534号の発効前に付与され、現在5%GIEを利用している登録企業は、2034年12月31日まで5%GIEのインセンティブ（全ての国税、地方税、Local Fees and Chargesに代わる）を利用出来る。
収入の配分	Rule 19, Sec. 5 ・該当する場合、地方自治体およびIPAへの配分は、IPAの管轄法に規定されているとおりに遵守され、それぞれの配分が減少することはないものとする。
税法第311条に基づく所得税以外のインセンティブ	Rule 19, Sec. 6 ・共和国法第11534号の発効前に、税法第294条（D）に基づく輸入関税免除、第294条（E）に基づく輸入VAT免税、現地購入に対するVATゼロレートを利用していた登録企業は、マーケットオリエンテーションに関わらず、2034年12月31日まで税法第311条（D）に基づき、同じインセンティブを利用することが出来る。登録輸出型企業は、税法第4部、税関近代化・関税法（CMTA—Customs Modernization and Tariff Act）の規定、およびその他の法律に従って、その後も同じインセンティブを利用し続けるものとする。 ・このために、関連するIPAは必要に応じて既存の登録証明書または同様の書類を修正し、VATゼロレート証明書、CAIを発行するものとする。
禁止事項（Rule 20）	
一般規則	Rule 20, Sec. 1 ・この規定で認められている場合を除き、エコゾーンまたはフリーポートを管理するIPAの下で登録された適格登録プロジェクトは、そのプロジェクトが登録されているIPAによって管理されているゾーンまたはフリーポートの境界内でのみ運営されるものとする。ただし、登録企業は、同じIPAの下で同じゾーンまたはフリーポート内で、複数の適格登録プロジェクトを運営することが出来る。ゾーンまたはフリーポートの境界外で運営されるプロジェクトは、税法第13部に規定される優遇措置を受けることはできないものとする。登録企業は、共和国法第11165号（在宅勤務法）に定義される在宅勤務プログラムを導入することが出来るが（CORで規定されるインセンティブに悪影響を与えることなく）、総労働力（Total Workforce）の50%を超えて適用することはできず、IPAが策定した規則が適用される。不可抗力、偶発的な事象の場合でIPAによって承認された事業継続計画に従って50%の要件を満たさなかった場合は、この規則で規定されている罰則の対象にはならない。 ・“Total Workforce”とは登録企業の登録事業に従事する従業員を指す。
立地制限の適用外	Rule 20, Sec. 2 ・本Ruleに基づく在宅勤務プログラムの50%の取り決めは、エコゾーン、フリーポートを管理していないIPAには適用されないものとする。さらに2022年9月14日付のFIRB resolution No. 026-22、2022年12月23日付のFIRB Resolution No. 033-22に従い、BOI登録をおこなっている登録企業は本IRRのRule 18に従って残りのインセンティブ期間中、最大100%のWFHを採用出来る。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文（CREATE MORE IRR）を参照していただくようお願い致します。

CREATE MORE IRR (Implementing Rules and Regulations)	
50%に関する コンプライアンス違反	Rule 20, Sec. 3 ・本RuleのSection 1に規定される50%の基準を遵守出来ない場合、登録企業は通常の所得税率に50%の基準を超えた額を乗じ支払うものとする。
二重登録の禁止	Rule 20, Sec. 5 ・登録企業が税法第13部に基づくインセンティブを利用する場合、他の特別法に基づく財政的インセンティブを利用することはできない。
ワンストップアクションセンター (Rule 21)	
輸出証明書	Rule 21, Sec. 2 ・登録企業は、登録企業の所得税インセンティブの期限切れ、撤回、または取り消し後、DTIの輸出マーケティング局 (EMB - Export Marketing Bureau) による輸出証明書の発行を条件として、税法第106条および第108条に基づく物品およびサービス国内購入のVATゼロレート、税法第109条に基づく輸入に対するVAT免除の適用を受けることができる。 前述のセクションに規定されている70%の輸出要件への準拠の決定は、DTIのEMBが行うものとする。ただし、EMBは、IPAとの取り決めの中で、IPAが前述のセクションの70%の輸出基準要件を決定する権限を与えるための文書を作成することを妨げない。
最終規定 (Final Provisions) (Rule 25)	
ウェブベースの 税制優遇・補助 金申請・監視シ ステム	Rule 25, Sec. 1 ・FIRBは、税制優遇措置および補助金の申請と監視のためのウェブベースのシステムの導入と利用に関する規則を別途発行する。 ウェブベースの税制優遇措置および補助金の申請と監視システムを通じて、登録するIPAに関連して提出されたデータと情報へのアクセスが、当該関係するIPAに提供され、利用可能となる。
規則・規制の見 直し	Rule 25, Sec. 2 ・FIRBは、必要に応じて、このIRRに関連する規則、方針、プログラムの見直しを実施するものとする。
有効日 (Effectivity)	Rule 25, Sec. 4 ・このIRRは、一般紙に新聞公告として掲載された時点で直ちに効力を発する (CREATE MORE IRRの発効日：2025年2月20日)。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、原文 (CREATE MORE IRR) を参照していただくようお願い致します。

付録 4 – 内国歳入法 (National Internal Revenue Code)

As amended by TRAIN, CREATE, CREATE MORE, EOPT, VAT on Digital Services and CMEPA

本情報は、内国歳入法の全ての条文を網羅するものではありませんが、主要な税法規定に関して、日本語で説明しています。また、以下条文は、CMEPA (RA 12214, 2025年5月29日成立、同年7月1日発効)までの主要な税制改正を反映しております。

なお、情報の完全性・正確性を保証するものではありませんので、適宜、税法の原文を参照して頂きますようお願い申し上げます。



CHAPTER I 定義

Sec.22(B)

「法人」という用語には、設立または組織の如何を問わず、一人会社、パートナーシップ、株式会社、共同アカウント、組合、または保険会社が含まれるが、General Professional Partnerships、および政府とのサービス契約に基づく運営コンソーシアム契約に基づいて建設プロジェクトを請け負うこと、または石油、石炭、地熱、その他のエネルギー事業に従事することを目的として設立されたジョイントベンチャーまたはコンソーシアムは含まれない。

General Professional Partnershipsとは、共通の専門的職業を行うことを唯一の目的として個人が設立したパートナーシップであり、その利益は、商取引や事業に従事することから得られるものではない。

Sec.22(C)

「内国法人」とは、フィリピンで設立または組織された法人、またはフィリピンの法律に基づいて設立された法人を指す。

Sec.22(D)

「外国法人」とは、内国法人ではない法人を指す。

Sec.22(F)

「居住外国人」とは、フィリピン国内に居住し、フィリピン市民ではない個人を指す。

Sec.22(G)

「非居住外国人」とは、フィリピン国内に居住せず、フィリピン市民ではない個人を指す。

Sec.22(H)

「居住外国法人」とは、フィリピン国内で事業活動を行っている外国法人を指す。

Sec.22 (I)

「非居住外国法人」とは、フィリピン国内で事業活動を行っていない外国法人を指す。

Sec.22(K)

「源泉徴収代理人」とは、Sec.57の規定に基づいて税金を控除および源泉徴収する義務がある任意の者を指す。

Sec.22 (P)

「課税年度」とは、暦年またはその暦年中に終了する会計年度を指し、このタイトルに基づいて純利益が計算される基準となる。「課税年度」には、このタイトルの規定またはBIR長官の勧告に基づいて財務大臣が定めた規則および規制に基づいて、年の一部の期間について作成された申告の場合、その申告が作成された期間が含まれる。

Sec.22(Q)

「会計年度」とは、12か月の会計期間であり、12月以外の任意の月の最終日に終了するものを指す。

CHAPTER II 一般原則

Sec.23(E)

内国法人は、フィリピン国内外のすべての所得に対して課税される。

Sec.23(F)

フィリピンで事業活動を行っているかどうかに関わらず、外国法人はフィリピン国内の所得に対してのみ課税される。

CHAPTER III 個人に対する所得税

Sec.24 個人所得税率

(A) フィリピン市民および居住外国人の所得税率

(1) 所得税は以下のように課される

- (c) Sec.24 (C)(D) の規定により課税される所得(Certain Passive Income, Capital Gains, Fringe Benefits)を除き、フィリピンに居住する外国人が各課税年度に、フィリピン国内のすべての源泉から得た所得に対し、所得税を課す。

(2) 個人の課税所得に対する所得税率

(a) 2023年1月1日以降の税率

P250,000以下 ➤ 0%

P250,000を超えP400,000以下 ➤ P250,000を超える部分の15%

P400,000を超えP800,000以下 ➤ P22,500+ P400,000を超える部分の20%

P800,000を超えP2,000,000以下 ➤ P102,500+P800,000を超える部分の25%

P2,000,000を超えP8,000,000以下 ➤ P402,500+P2,000,000を超える部分の30%

P8,000,000を超える場合 ➤ P2,202,500+P8,000,000を超える部分の35%

- (b) 自営業者および/または専門職であり、総売上高または総収入およびその他の営業外収益がSec.109(BB)で規定されているVAT基準額（PHP3M）を超えない場合の所得税率

➤ 自営業者および/または専門職は、Sec.116のパーセンテージ税および

Sec.24(A)(2)(a)の累進所得税率の代わりに、250,000ペソを超える総売上高または総収入およびその他の営業外収益に対して8%の税率を選択することができる。

(c) 混合所得者の税率

給与所得と事業所得の両方を得ている混合所得者は、以下のように課税される

(1) すべての給与所得

➤ Sec.24(A)(2)(a)で規定された税率

(2) 事業所得、プロフェッショナル職における所得

- (a) 総売上高および/または総収入およびその他営業外収入がSec.109(BB)に規定されているVAT基準額を超えない場合

➤ Sec.24(A)(2)(a)項に規定されている課税所得に対する税率、または総売上高または総収入およびその他営業外収入に対して8%の所得税。

- (b) 総売上高および/または総収入およびその他営業外収入がSec.109(BB)に規定されているVAT基準額を超える場合

➤ Sec.24(A)(2)(a)で規定された税率。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、内国歳入法の原文を参照していただくようお願い致します。

Sec.25 非居住者外国人に対する税金**(A) フィリピン国内で事業に従事する非居住者外国人****(1) 一般規定**

フィリピンにおいて事業または商取引に従事する非居住者外国人は、フィリピン国内のすべての源泉から得られる課税所得について、Sec.24に基づき所得税の課税対象となる。また、非居住者外国人がフィリピンに入国し、暦年中に合計180日を超えて滞在した場合、Sec.22 (G) の規定にかかわらず、「フィリピンにおいて事業を行う非居住者外国人」とみなされる。

CHAPTER IV 法人に対する税金**Sec.27 内国法人の法人所得税率****(A) 一般規定**

- ・内国法人の法人所得税率は、2020年7月1日から25%とする。
- ・ただし、課税所得が500万フィリピンペソ以下かつ総資産（オフィスや工場が立地する土地を除く）が1億フィリピンペソ以下の内国法人の法人所得税率は20%とする。
- ・会計年度を採用している企業の場合、課税所得は販売、仕入れ、その他取引が発生する特定の日付に関係なく計算されるものとする。会計年度の所得と費用は期間中の各月で等しく発生したものとみなす。
- ・法人所得税率は、会計年度の新しい税率の対象となる月数に、その期間の法人の課税所得を掛け、12で割った値に適用される。

(D) 特定の受動的所得（Passive income）に対する税率**(1) 利子**

あらゆる種類の銀行預金、代替預金、信託基金、またはこれらに類する仕組みから得られる利子や収益などの金銭的利益には、20%の最終税が課される。

(3) 企業間配当

内国法人より受領した配当は、原則として非課税とする。

海外法人より受領した配当は、以下条件を満たした場合に非課税となる。

- ▶ 受領した配当金を、受領の翌課税年度中にフィリピン国内の事業に再投資すること（その用途は運転資金、設備投資、配当支払い、国内子会社への投資、インフラ事業に限る）。
- ▶ さらに、内国法人は外国法人の発行済株式の20%以上を直接保有し、かつ配当金の分配時点で、2年以上継続保有をしていることが条件となる。

(4) 非上場株式の売却等によるキャピタルゲイン

非上場株式の譲渡による利益は、国内法人・外国法人の株式を市場外で売却等により得たネットキャピタルゲインに対し、15%の最終税が課される。但し、Sec.127 (A) 及び (B) の対象となる国内外の証券取引所で売却または処分された株式は除く。

(5) 土地および／または建物の売却、交換、処分により実現したキャピタルゲイン

法人の事業に実際には使用されず、資本資産として扱われる土地および／または建物の売却、交換または処分により得られたとみなされる利益については、6%の最終税が課される。税額の基礎となる価格は、総売却価額またはSec.6 (E) に基づく時価のいずれか高い方とする。

(6) ロイヤルティ

受動的所得として得られるロイヤルティには、20%の最終税が課される。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、内国歳入法の原参照していただくようお願い致します。

(E) 内国法人に対する最低法人所得税**(1) 課税**

事業開始後4年目以降、当該課税年度の最低法人所得税額が、Sec.27(A)に基づいて計算された税額を上回る場合、総所得（Gross Income）に対して2%の最低法人所得税を課す。

(2) 過払最低法人所得税の繰越

Sec.27(A)に基づいて計算された通常の所得税を超える最低法人所得税の過払分は、繰り越され、直後の3課税年度の通常の法人所得税から控除される。

(4) 総所得の定義

上記(E)で規定された最低法人所得税の適用において、「総所得（Gross Income）」とは、総売上から売上返品、値引、割戻及び売上原価を差し引いたものと定義する。売上原価には、商品を現在の場所と状態にするために直接発生したすべての事業費用が含まれる。

SEC.28. 外国法人の所得税率**(A) 居住外国法人の法人所得税率****(1) 一般規定**

別段の定めがある場合を除き、外国の法律の下で組織され、認可され、または存在する法人で、フィリピン国内で事業活動を行っているものは、フィリピン国内源泉所得に対して25%の法人所得税率の対象となる（2020年7月1日～）。

利子、企業間配当、国内外の証券取引所で取引されていない株式の売却・交換・その他の処分によるキャピタルゲイン、およびロイヤリティは、Sec.27(D)で規定される適用税率の対象となる。

(2) 居住外国法人に対する最低法人所得税

Sec.27(E)で規定された総所得の2%の最低法人所得税が、上記(1)で課税される居住外国法人に対しても同条件で課される。

(4) 居住外国法人の支店利益送金税

支店から本店に送金する利益は、送金利益に対して15%の税金が課される（但し、PEZA支店の登録事業に関する利益送金は免税とする）。

税金は、Sec.57および58で規定された方法で徴収および支払われる。

フィリピン内のすべての源泉から各課税年度に外国法人が受け取る利息、配当、賃料、ロイヤリティ、技術サービスの報酬、給与、賃金、保険料、年金、手当、その他の固定または決定可能な年間、定期的または偶発的な利益、収益、所得およびキャピタルゲインは、フィリピンでの商業活動に実質的に関連していない限り、支店利益として扱われない。

(5) 多国籍企業の地域本部および地域運営本部

(a) Sec 22(DD)で定義されている地域本部は、所得税の対象にはならない。

(b) Sec 22(EE)で定義されている地域運営本部は、課税所得に対して10%の税金を支払う。ただし、2022年1月1日から地域運営本部は通常の法人所得税の対象となる。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、内国歳入法の原文を参照していただくようお願い致します。

(B) 非居住外国法人の所得税**(1) 一般規定**

別段の定めがある場合を除き、非居住外国法人は、2021年1月1日から、フィリピン国内のすべての源泉から各課税年度に受け取った総所得に対し25%の税金を支払うものとする。これには、利息、配当金、賃貸料、ロイヤルティ、給与、保険料（除く、再保険料）、年金、報酬、その他の確定または定期的な年間所得、定期的または偶発的な利益、収入、およびキャピタルゲイン（除く、Sec.28条(A)(1)に基づき課税されるキャピタルゲイン）が含まれる。

(5) 非居住外国法人が受け取る特定の所得に対する税金**(a) 外国借入金の利子**

1986年8月1日以降に契約された外国借入金の利子は、20% の最終源泉税を課す。

(c) 国内外の証券取引所で取引されていない株式の譲渡によるキャピタルゲイン

非居住外国法人による非上場株式の売却、交換、その他の処分から生じる譲渡益に対して、15%の最終税が課される。

Sec.29 不当留保金課税

廃止

CHAPTER VI 総所得の計算**Sec.33 平社員以外に対する付加給付税（FBT）****(A) 課税**

2018年1月1日以降、雇用主（個人または法人）が平社員以外の従業員に付与する福利厚生（フリンジベネフィット）の総額に対して、35%の最終税が課される。

ただし、福利厚生が雇用主の業務、事業または職業の性質上必要である場合、または雇用主の便宜または利益のためである場合は除く。この税は雇用主が、Sec.57(A)に定められた方法で支払われる。福利厚生の総額は、実際の福利厚生の金額を65%で割ることで決定される。ただし、Sec.25(B)、(C)、(D)、および(E)項に基づいて従業員に提供される福利厚生は、そこで課される適用税率で課税される。さらに、福利厚生の総額は、実際の福利厚生の金額を100%からSec.25条の(B)、(C)、(D)、および(E)の適用税率を差し引いた値で割ることで決定される。

CHAPTER VII 控除可能な項目

Sec.34 総所得からの控除

(B) 利子

(1) 一般規定

原則、納税者の事業に関連する負債に対して課税年度中に支払われ、又は発生した利息は、総所得（Gross Income）から控除することができる。

ただし、損金算入できる利息費用額は、最終税が課される利息収入に20%を乗じた金額相当額を限度とする。

(C) 税金

(8) VAT免税売上に関連する仕入税額控除

VAT免税売上に関連する国内購入に対して支払われたInput Vatは、納税者の総所得から控除される。

(D) 損失

(3) 純損失繰越控除（NOLCO- Net Operating Loss Carry-Over）

前課税年度の事業または企業の純損失で、以前に総所得から控除されていないものは、その損失の年の直後の3連続する課税年度の総所得から控除される。

ただし、納税者が所得税を免除されていた課税年度に発生した純損失は、同項に基づく控除として認められない。

さらに、純損失繰越控除は、事業または企業の所有権に実質的な変更がない場合にのみ認められる。

(i) 法人名義の場合、発行済株式の名目価値の75%以上が同じ者によって保有されている場合。

(ii) 法人名義の場合、法人の払込資本の75%以上が同じ者によって保有されている場合。

この項において、「純損失」とは、課税年度の事業の総所得に対する控除可能な控除額の超過を意味する。

(K) 総所得から控除するための追加要件の廃止

従来は、源泉徴収が必要な支払いに関して、適切な源泉徴収をしていることが費用の損金算入の要件と規定されていたが、2024年1月発効の納税簡易化法（Ease of Paying Taxes Act）により所得税の計算上、源泉徴収が損金算入のための必要条件とはならなくなった。

Sec.40 金額の決定および利益または損失の認識

(A) 利益または損失の計算

財産の売却またはその他の処分による利益は、売却または処分によって得られた金額が利益を決定するための基準または調整基準を超える部分であり、損失は損失を決定するための基準または調整基準を超える部分である。財産の売却またはその他の処分によって得られた金額は、受け取った金額（金銭）と受け取った財産（現金以外）の公正な市場価値の合計とする。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、内国歳入法の原文を参照していただくようお願い致します。

(C) 財産の交換**(1) 一般規則**

ここに規定されている場合を除き、財産の売却または交換においては、利益または損失の全額が認識されるものとする。

(2) 例外

会社が再編の当事者であり、組織再編計画に従って、財産を他の組織再編の当事者である会社の株式または証券と交換する場合、その会社またはその株式や証券に対して、利益または損失は認識されないものとする。

組織再編の定義は以下の通り。

- (a)** 会社が合併または統合の当事者であり、合併または統合の当事者である会社の株式と財産を交換する場合
- (b)** 会社が、全てまたは一部の議決権株式と引き換えに、またはその会社を支配している会社の全てまたは一部の議決権株式と引き換えに、他の会社の株式を取得する場合、その取得の直後に取得企業がその他の会社を支配している場合（取得前に支配していたかどうかに関わらず）
- (c)** 会社が、会社を支配する株式の全てまたは一部と交換して、他の会社の財産のほぼ全てを取得する場合。なお、この交換が株式のみで行われるかどうかを判断する際に、取得会社が他の会社の負債を引き受ける場合、その負債は無視される。
- (d)** 資本再編とは、会社の株式や債券の金額、収益、優先順位を調整する取り決め、または全ての株主と債権者が会社の資本や債務を変更し、増減させることに同意することをいう。
- (e)** 再法人化とは、同じ資産と同じ株主を持つ同じ企業が、新しい定款の下で再び設立されることをいう。

譲渡者（単独または他の人と一緒に（最大4人まで））が財産を会社に譲渡し、その代わりにその会社の株式等を受け取る場合、その交換の結果として譲渡者がその会社の支配権を獲得、維持する場合、譲渡による利益や損失は認識されない。

事業に使用される財産の売却または交換が同項に基づく株式と交換される場合、付加価値税の対象とはならない。

上記のすべての財産交換について、税額免除を利用するために事前のBIRの確認またはタックスルーリングは必要ない。

CHAPTER VIII 会計期間および会計方法**Sec.46 会計期間の変更**

個人以外の納税者が会計期間を会計年度から暦年に、暦年から会計年度に、または一つの会計年度から別の会計年度に変更する場合、BIRの承認を得て、その新しい会計期間に基づいて純利益が計算されるものとする。ただし、Sec.47の規定に従うものとする。

Sec.47 12ヶ月未満の期間の最終または調整申告**(A) 会計期間の変更による短期間の申告**

個人以外の納税者がBIRの承認を得て、純利益の計算基準を会計年度から暦年に変更する場合、最後の会計年度の終了日から次の12月31日までの期間について、別の最終または調整申告が行われるものとする。変更が暦年から会計年度に変更される場合、最後の暦年の終了日から会計年度の終了日として指定された日までの期間について、別の最終または調整申告が行われるものとする。変更が一つの会計年度から別の会計年度に変更される場合、前の会計年度の終了日から新しい会計年度の終了日として指定された日までの期間について、別の最終または調整申告が行われるものとする。

(B) 短期間に基づいて計算された所得

会計期間の変更により、上記(A)に基づいて別の最終または調整申告が行われる場合、およびBIR長官の推薦に基づき財務大臣が規定する規則および規制に従って、年の一部の期間について、別の最終または調整申告が必要または許可されるすべての場合において、所得は別の最終または調整申告が行われる期間に基づいて計算されるものとする。

CHAPTER IX 税金の申告と支払**Sec.51 個人申告****(A) 要件**

(2) 以下の個人は所得税申告書を提出する必要はない。

(a) Sec24(A)(2)(a)に基づいて課税所得が250,000ペソを超えない個人は、確定申告書 (Income Tax Return-ITR) を提出する必要はない。ただし、フィリピン市民およびフィリピン国内で事業または職業を行う外国人個人は、総所得の金額に関係なく所得税申告書を提出するものとする。

(b) Sec 32(A)(1)で定義されるフィリピン国内の源泉から得られる給与所得に関して、その所得税がSec.79条の規定に基づいて正しく源泉徴収されている個人。ただし、課税年度中に2人以上の雇用主から同時に給与を得る個人は所得税申告書を提出するものとする。

(C) 提出期限

(1) 個人の所得税申告書は、前年度の所得を対象として毎年4月15日までに提出するものとする。

Sec.51-A 給与所得を受け取る従業員による所得税申告書の代替提出

単一の雇用主から給与所得を受け取り、所得税が雇用主によって正しく源泉徴収された（税額が源泉徴収税額と等しい）個人納税者は、年度の所得税申告書を提出する必要はない。各雇用主によって提出された源泉徴収証明書は、BIRによって「受領済み」とスタンプされ、従業員による所得税申告書の代替提出とみなされる。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、内国歳入法の原文を参照していただくようお願い致します。

Sec.52 法人申告**(A) 要件**

法人所得税申告書は紙形式または電子形式で最大4ページで構成され、社長、副社長またはその他の主要役員によって提出され、その役員および財務担当者または副財務担当者によって宣誓されるものとし、以下の情報のみを含むものとする。

- ・企業のプロフィール情報
- ・サービス提供の対価、事業活動の遂行から生じる総売上／総受取／総所得
(ただし、税法で定める最終税の対象となる所得を除く)
- ・税法で認められる控除
- ・税法に基づく課税所得
- ・要納付法人所得税額

上記の規定は、TIMTAの実施に影響を与えてはならない。

(B) 法人の課税年度

法人は年間所得税申告書を提出する基準として暦年または会計年度のいずれかを使用することができるものとする。ただし、法人はSec 47の規定に従ってBIR長官の事前承認なしに会計期間を変更しないものとする。

Sec.56 個人および法人の所得税の支払いおよび調査**(A) 税金の支払い****(1) 一般的な規則**

税金総額は、申告書が提出される時点で、電子または手動で、その対象者によって支払われるものとする。

(2) 分割払い

納付すべき税金がPHP2,000を超えている場合、法人以外の納税者は、2回の均等払いで税金を納付することができる。初回の納付は、申告書が提出された時点で、2回目の支払は、暦年末後の10月15日または、それ以前までに納付を行う。分割払いが支払期限までに支払われない場合、未払税金の全額を延滞金とともに支払わなければならない。

Sec.58 源泉徴収税の申告および支払い**(C) 源泉徴収税のタイミング**

従来、源泉のタイミングは実施の支払日 (paid)、支払期日到来日 (payable)、未払計上時 (accrued) のうち、いずれか早いタイミング (whichever comes first) とされていたが、2024年1月発効の納税簡易化法 (Ease of Paying Taxes Act) により、源泉徴収のタイミングは支払期日到来日 (Payable) に変更。

CHAPTER XI その他の所得税要件

Sec.73 法人による配当または資産の分配

(A) 配当の定義

「配当」という用語は、法人がその株主に対してその収益または利益から行う分配であり、金銭またはその他の財産で支払われるものを意味する。

(B) 株式配当

剰余金を資本勘定に移転をする株式配当は課税対象とはならない。ただし、法人が配当として発行した株式を、その配当の分配および取消または償還が全体または一部で課税配当の分配と実質的に同等となるような時期および方法で取消または償還する場合、その株式の取消または償還で分配された金額は、収益または利益の分配を表す限り、課税所得と見なされる。

CHAPTER XII 四半期法人所得税の年次申告および四半期ごとの所得税の支払

Sec.74 個人の所得税申告

(A) 一般規定

別途規定されている場合を除き、Sec.24およびSec.25(A)に基づく所得税の対象となるすべての個人において、個人事業主としての所得を受け取っている場合、その所得が唯一の収入源であるか、給与、賃金およびその他所得との組み合わせであるかに関係なく現課税年度の概算所得を5月15日までに申告し、提出しなければならない。

(B) 個人による概算所得税の申告および納付

上記(A)に基づいて申告が必要な概算所得税額は、4回の分割払いで支払われる。最初の分割払いは申告時に支払われ、2回目と3回目はそれぞれ同年の8月15日と11月15日に支払われる。4回目の分割払いは、翌暦年の5月15日以前までに、最終調整所得税申告が提出されるべき時に納付しなければならない。

Sec.76 最終調整申告書

Sec.27に基づき税金を支払う義務があるすべての法人は、前年度の総課税所得を対象とする最終調整申告書を提出しなければならない。その課税年度に行われた四半期税の支払総額が、その年度の総課税所得に対する総税額と一致しない場合、法人は以下のいずれかを選択する。

(A) 未払税金を支払う

(B) 過納付額の繰越

(C) 過納付額の還付または税額控除として受け取る

法人が年間の推定四半期所得税の過納付額の税額控除または返金を受ける権利がある場合、最終調整申告書に示された過納付額は、次の課税年度の推定四半期所得税の負債に対して繰越控除することができる。一度、同繰越の選択をした場合、その課税期間に対しては取消不可となり、現金での返金や税額控除証明書の発行は認められない。ただし、納税者が解散や事業停止により過剰所得税控除を繰越せない場合、未利用の過剰所得税控除の返金申請を行い、BIRは解散または事業停止の日から2年以内にその申請を審査し、過納付額を返金する。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜の的なものとして利用し、適宜、内国歳入法の原文を参照していただくようお願い致します。

Sec.77 四半期法人所得税の申告および支払いの場所と時間**(B) 所得税申告の提出時間**

法人の四半期申告は、課税年度の最初の3四半期の終了後60日以内に電子的または手動で提出するものとする。最終調整申告は、4月15日までに、または会計年度の終了後4か月目の15日までに提出するものとする。

(C) 所得税の支払い時間

Sec.75 およびSec.76に従って計算された法人四半期申告および最終調整所得税申告の所得税は、BIR長官が規定する方法で申告または申告が提出される時に電子または手動で支払うものとする。

Title 3 ESTATE AND DONOR'S TAXES**CHAPTER II 贈与税****Sec.98 課税の賦課**

(A) 居住者または非居住者による財産の贈与による移転には、第99条に規定される税が課され、評価され、徴収され、支払われるものとする。

Sec.99 贈与者が支払う税率**(A) 一般規定**

各暦年の税は、暦年中に行われた25万ペソを超える贈与に基づいて計算され、税率は6%とする。

Sec.100 適切かつ完全な対価を伴わない移転

Sec.24(D)に言及されている不動産以外の財産が、適切かつ完全な対価を伴わずに移転された場合、その財産の公正市場価値が対価の価値を超えた額は、この章で課される税の目的のために贈与とみなされ、暦年中に行われた贈与の額の計算に含まれるものとする。ただし、通常の業務の過程で行われた財産の売却、交換、その他の移転（善意で、対価を伴い、贈与の意図がない取引）は、適切かつ完全な対価を伴うものとみなされる。

Sec.103 申告および納税**(A) 要件**

贈与による移転を行う個人（Sec.101に基づく贈与税免除は除く）は、当該税の目的のために、宣誓の上で複写の申告書を作成しなければならない。

申告書には以下の事項を記載するものとする。

- (1) 暦年中に行われた各贈与で、純贈与の計算に含まれるもの
- (2) 請求し、認められる控除額
- (3) 同じ暦年中に行われた以前の純贈与
- (4) 受贈者の名前
- (5) 法律に基づいて規定された規則および規制により要求されるその他の情報

(A) 申告および納税の時期と場所

贈与者の申告書は、贈与が行われた日から30日以内に、電子またはマニュアルで提出されなければならない。納税も申告時に電子またはマニュアルで行われなければならない。BIR長官が別途許可する場合を除き、申告書は認可された代理銀行、歳入地区事務所の歳入徴収官または認可された税務ソフトウェア提供者を通じて、電子的またはマニュアルで提出され、納税されなければならない。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、内国歳入法の原参照していただくようお願い致します。

TITLE 4 VALUE ADDED TAX

CHAPTER I 課税

Sec.105 課税対象者

「事業または商取引の過程で」、物品または財産を販売、交換、賃貸、サービス（含む、デジタルサービス）を提供する者、および商品を輸入する者は、Sec106からSec108に規定される付加価値税の対象となるものとする。

付加価値税は間接税であり、税額は物品、財産またはサービスの購入者、譲受人または賃借人に転嫁されることがある。

「商業または事業の過程で」とは、非営利の民間組織（純利益の処分に関係なく、または会員やそのゲストにのみ販売するかどうかに関係なく）や政府機関であるかどうかに関係なく、いかなる人による商業活動や経済活動の定期的な実施または追求を意味する。これには、それに付随する取引も含まれる。

規則の定期性に反して、同項で定義されたサービスがフィリピンで非居住外国人によって提供される場合、それは商業または事業の過程で提供されるものとみなされる。

非居住デジタルサービスプロバイダーによって提供されるデジタルサービスがフィリピンで消費される場合、そのデジタルサービスはフィリピンで提供または実行されたものとみなされる。

Sec.106条. 物品または財産の販売に対する付加価値税

(A) 税率および課税標準

物品または財産の販売、物々交換、または交換の各取引に対して、販売、物々交換、または交換された物品または財産の総売上（Gross sales）の12%に相当する付加価値税が課され、評価され、徴収され、売り手または譲渡者によって支払われる。

(2) VAT登録者による以下販売は、VATゼロレートの対象となる。

(a) 輸出販売 - 「輸出販売」という用語は、以下を意味する。

(1) フィリピンから外国への商品の販売および実際の出荷。

(2) 製造、加工、梱包または再梱包に使用されるため、フィリピン国内の非居住者たる輸入業者へ販売されるもので、受入れ可能な外国通貨で支払われ、フィリピン中央銀行（BSP）の規則および規制に従って会計処理される原材料または包装材料の販売。

(3) 前課税年度の総年間生産の少なくとも70%が輸出販売である輸出志向企業への物品の販売。ただし、その物品が輸出志向企業の輸出活動に直接帰属していること。ただし、さらに、貿易産業省（DTI）の輸出マーケティング局が前述の基準を満たしているかどうかを判断する。基準を満たさない輸出志向企業は、直後の年に国内購入に対するVATゼロレートを利用する資格を失う。ただし、最終的に、VAT免除の売上に関連するVATゼロ税率の国内購入に対して支払われるべき仕入税額控除は、納税者の総所得から控除される。この目的のために、「直接帰属する」とは、輸出志向企業の輸出活動に付随し、合理的に必要な物品およびサービス（清掃、警備、財務、コンサルティング、マーケティングおよびプロモーションサービス、人事、法務、会計などの管理業務に提供されるサービス）を指す。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、内国歳入法の原文を参照していただくようお願い致します。

- (4) 国際海運または国際航空輸送業務に従事する者への商品、供給品、機器および燃料の販売。なお、同商品、供給品、機器および燃料は国際海運または航空輸送業務に使用されるものとする。
- (5) 輸出志向企業の保税製造倉庫への販売

財務省 (DOF) は、内国歳入庁 (BIR) および関税局 (BOC) 内にVAT還付センターを設立し、電子処理および還付可能なInput Vatの現金還付を行う。
前年度のBIRおよびBOCの総VAT徴収額の5%に相当する金額が、毎年自動的に予算化され、VAT還付請求の資金として使用される。

未使用の資金は年末に一般基金に戻される。さらに、BIRおよびBOCは包括的税制改革プログラム (COCCTRP) の議会監視委員会に対して、還付請求の保留中のすべての報告および未使用の資金の四半期報告を提出する必要がある。

- (b) 特別法または国際協定に基づく免除により、実質的にゼロ税率の対象となる者への販売。
- (c) Sec.125-Aに基づくgaming tax税の対象となるオフショアゲームライセンス保持者への販売。
- (d) 特別法に基づくゼロパーセントVATの対象となる販売。

Sec.107 物品の輸入に対する付加価値税

(A) 一般規則

輸入されるすべての物品に対して、関税および通関税を決定する際に税関が使用した総価値に、関税、物品税(ある場合)およびその他の料金を加えた金額に基づいて、12%に相当する付加価値税を課税し、評価および徴収する。

輸入者は、物品が税関からの引渡前に付加価値税を支払う必要がある。ただし、関税が物品の数量または体積に基づいて決定される場合、付加価値税は着荷コストおよび物品税 (該当する場合) に基づいて計算される。

Sec.108 サービスの販売（含む、デジタルサービス）、財産の使用または賃貸に対する付加価値税

(A) 税率および課税標準

サービスの販売または交換（含む、デジタルサービス）、財産の使用または賃貸から得られる総売上（Gross sales）に対して、12%に相当する付加価値税が課され、評価され、徴収されるものとする。

備考：従来、サービス販売に関しては、総受取（Gross receipts）に基づいてVATが課税されていたが、2024年1月発効の納税簡易化法（EOPT）に伴い、物品販売などと同様に、総売上（Gross sales）に基づいて課税される。

(B) VATゼロレートの対象取引

フィリピンでVA登録者によって実行される以下サービスは、VATゼロレートの対象となる。

- (1) フィリピン国外で事業を行っている他者のために物品を加工、製造または再梱包し、その物品がその後輸出され、サービスは受入可能な外国通貨で支払われ、フィリピン中央銀行（BSP）の規則および規制に従って会計処理されているもの。
- (2) 前述以外のサービスが、フィリピン国外事業者またはフィリピン国外にいる非居住者に提供される場合、その対価は受け入れ可能な外国通貨で支払われ、フィリピン中央銀行（BSP）の規則および規制に従って会計処理されるもの。
- (3) 特別法または国際協定に基づく免除により、実質的にゼロ税率の対象者に提供されるサービス。
- (4) 国際海運または国際航空輸送業務に従事する者に提供されるサービス(含む、財産の賃貸)。ただし、これらのサービスは国際海運または航空輸送業務専用とする。
- (5) 前課税年度の輸出販売が年間総生産の少なくとも70%を超える輸出志向企業向けのサービス。ただし、サービスは輸出志向企業の輸出事業に直接的に帰属するものとする。また、貿易産業省の輸出マーケティング局が基準を満たしているか判断し、基準を満たさない輸出志向企業は翌年の国内購入のVATゼロレートが認められない。ただし、最終的に、VAT免税販売に帰属するVATゼロ評価の国内購入に対して支払われるべきVATは、納税者の総所得から控除される。直接帰属（Directly Attributable）は、Sec.106条に規定される定義に従う。
- (6) 国内航空または海上船舶によるフィリピンから外国への乗客および貨物の輸送。
- (7) バイオマス、太陽光、風力、水力、地熱、海洋エネルギーなどの再生可能エネルギー源を通じて生成された電力または燃料の販売、および燃料電池や水素燃料などの技術を使用したその他の新興エネルギー源。
- (8) 特別法に基づくゼロパーセントVATの対象となる販売。

財務省（DOF）は、内国歳入庁（BIR）および関税局（BOC）内にVAT還付センターを設立し、電子処理および還付可能なInput VATの現金還付を行う。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、内国歳入法の原文を参照していただくようお願い致します。

Sec.108-A デジタルサービスを提供する者の責任

デジタルサービスプロバイダーは、居住者であるか非居住者であるかに関係なく、フィリピンで消費されるデジタルサービスに対する付加価値税の評価、徴収、および送金の責任を負う。これは、Sec.114(D)のデジタルサービスに対する付加価値税の源泉徴収に関する規定に従う。

- (A) 「デジタルサービス」という用語は、情報技術を使用してインターネットまたはその他の電子ネットワークを介して提供されるサービスを指し、その提供が基本的に自動化されているものをいう。デジタルサービスには以下が含まれる
- (1) オンライン検索エンジン
 - (2) オンラインマーケットプレイスまたはeマーケットプレイス
 - (3) クラウドサービス
 - (4) オンラインメディアおよび広告
 - (5) オンラインプラットフォーム または
 - (6) デジタル商品
- (B) 「デジタルサービスプロバイダー」という用語は、フィリピンで付加価値税の対象となるデジタルサービスを使用する消費者にデジタルサービスを提供する居住者または非居住者の供給者のことをいう。
- (C) 「非居住者デジタルサービスプロバイダー」という用語は、フィリピンに物理的な存在を持たないデジタルサービスプロバイダーのことをいう。

Sec.108-B 非居住者デジタルサービスプロバイダーのVATの徴収および送金の責任

Sec.236(F)に基づいて付加価値税（VAT）の登録が必要な非居住者デジタルサービスプロバイダーは、消費者が非VAT登録者である場合、フィリピンで消費されるデジタルサービスに対する付加価値税の納付責任を負う。ただし、消費者がVAT登録者である場合、Sec.114(D)の規定が適用される。

Sec.109 免税取引

- (1) 以下の取引(A)～(DD)は付加価値税(VAT)が免除される。
- (D) 専門的な器具および道具、職業または雇用のための道具、衣類、家庭用動物、およびフィリピンに定住するために来る人々、または海外フィリピン人に属する家庭用品の輸入。これらの物品は、輸入者の職業、階級または地位に適した数量および種類であり、自己使用のために、これらの人々に同行するか合理的な期間内に到着するもの。
 - (O) VAT登録されていない者による輸出版売。
 - (U) 国際海運または航空輸送業務に使用される燃料、商品および供給品の輸入。
 - (Z) 金の販売 - BSP (フィリピン中央銀行) への金の販売。
 - (CC) 物品または財産の販売または賃貸、または前述の取引以外のサービスの提供
年間総売上が3,000,000ペソを超えない場合。ただし、同基準額は、フィリピン統計局(PSA)が公表する消費者物価指数を用いて3年ごとに現在価値に調整される。
 - (DD) 輸出志向企業による物品の輸入
前課税年度の年間総生産の少なくとも70%が輸出版売である輸出志向企業による物品の輸入。
ただし、その商品が輸出志向企業の輸出活動に直接帰属(Directly Attributable)していること。さらに、貿易産業省(DTI)の輸出マーケティング局が前述の基準を満たしているかどうかを判断する。「直接帰属する」は第106条の定義に従う。

Sec.110 税額控除

(A) 控除可能なInput Vat

- (1) 以下の取引に関して、Sec.113条に従って発行されたVAT請求書によって証明されたInput-VATは、Output-VATから控除可能
- (a) 物品の購入または輸入
 - (i) 販売のため
- (2) VAT登録者による国内購入又は物品の輸入に関するInput VATは控除可能
- (a) 購入者が販売の完了時および物品の輸入時。
 - (b) 輸入者が関税局の管理下から物品が引き渡される前に付加価値税を支払う場合。
- 前述の内容にかかわらず、非居住者デジタルサービスプロバイダーが控除可能なInput VATを請求することは許可されない。

(B) 余剰Input VATまたはInput VAT

課税四半期の終わりにOutput VATがInput VATを超える場合、VAT登録者がその余剰分を支払う。Input VatがOutput VATを超える場合、その余剰分は翌四半期に繰越される。ただし、VAT登録者によるゼロレート販売に関連するInput VATは、選択により還付または他の内国歳入税に対して控除される。これはSec.112の規定に従う。

(D) 未回収債権に関連するOutput VATの控除

物品またはサービスの売り手は、支払合意期間経過後、翌四半期のOutput VATから未回収債権に関連するOutput VATを控除することができる。ただし、売り手が取引に対するVATを完全に支払っており、さらに、未回収債権のVAT部分が、Sec.34(e)に基づく損金算入がないことが条件となる。未回収債権が回収された場合、その未回収債権に関連するOutput VATは回収できた期間のOutput VATへ加算すること

(備考：売上債権が合意した回収期限通りに回収されなかった場合、その部分のVATについては一時的に負担しなくてよいとする措置)。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、内国歳入法の原文を参照していただくようお願い致します。

Sec.112 Input VATの還付または税額控除

(A) ゼロ税率または実質的にゼロ税率の売上

ゼロ税率または実質的にゼロ税率の売上を行うVAT登録者は、売上が行われた課税四半期の終了後2年以内に、当該売上に起因する控除可能なInput VATの税額控除証明書の発行または還付を申請することができる。ただし、経過措置としての仕入税額控除は除き、当該Input VATがOutput VATに対して充当されない範囲内で適用される。

なお、Sec106(A)(2)(a)(1)、(2)および(b)およびSec.108条(B)(1)および(2)に基づくゼロ税率の売上の場合、フィリピン中央銀行 (BSP) の規則および規制に従って適切な外貨収入が適切に計上されていることが条件となる。

さらに、納税者がゼロ税率または実質的にゼロ税率の売上と課税または免税の売上を行っている場合、控除可能なInput VATが、いずれかの取引に直接かつ完全に帰属できない場合は、売上の量に基づいて比例配分される。

最後に、Sec.108条(B)(6)に基づくゼロ税率の売上を行う者の場合、Input VATはゼロ税率および非ゼロ税率の売上にて比例配分される。

(B) VAT登録の取消し

退職または事業の停止、またはSec.106(C)に基づくステータスの変更または停止により登録が取り消された者は、取消しの日から2年以内に、他の内国歳入税の支払いに使用できる未使用のInput VATの税額控除証明書または現金還付を申請することができる。

(C) VATの還付申請等

BIR長官は、適切な場合には、認定された真実のコピーの請求書およびその他の書類の提出日から90日以内にInput VATの還付を行う。

VATの還付申請は、申請額、過去の税務コンプライアンスの履歴、VAT還付申請の頻度などに基づいて、低リスク、中リスク、高リスクの申請に分類される。

さらに、中リスクおよび高リスクの申請は、該当年度のBIRのAuditプログラムに従って監査またはその他の検証プロセスの対象となる。

BIR長官が還付が適切でないと判断した場合、90日以内に法的および事実的な根拠を含む書面で納税者に通知する。納税者は、全額または一部否認の決定を受け取ってから15日以内に再考の要求を提出することができる。

BIR長官は、再考の要求を受け取ってから15日以内に決定を下す。15日以内に再考の要求を提出しない場合、その決定は最終的なものとなる。

再考の要求が全額または一部拒否された場合、またはコミッショナーが上記の期間内に還付申請または再考の要求に対して行動を起こさなかった場合、影響を受けた納税者は、再考の要求を拒否する決定を受け取ってから30日以内、または還付申請を決定するための90日間の期間が終了した後、または再考の要求に対してコミッショナーが行動を起こさなかった場合は再考の要求を決定するための15日間の期間が経過した後、税務裁判所 (CTA) にその決定を上訴することができる。ただし、BIRのいかなる職員、代理人、または従業員が、90日間の期間内に付加価値税の還付申請に対して、または15日間の期間内に再考の要求に対して行動を起こさなかった場合、Sec.269に基づき罰則の対象となる。

(D) 還付の方法

還付は、1987年の行政法典（Administrative Code of 1987）の規定にかかわらず、監査委員会（COA）の委員長による署名なしで、BIR長官または正式に認可された代表者によって発行された保証書に基づいて行われる。ただし、同還付は、上記のリスクベースの分類に従って監査委員会による事後監査の対象となる。さらに、BIRは、公式ウェブサイトに戻付申請の総量、処理時間、承認率、およびその他の関連統計を公開する。最後に、監査委員会による不承認の場合、還付の付与に重大な過失があったと認められたBIRの職員に対する行政責任を問うことなく、不承認額については納税者のみが責任を負う。

CHAPTER II コンプライアンス要件**Sec.113 付加価値税（VAT）登録者のための請求書および会計要件****(A) 請求書の要件**

VAT登録者は、商品や財産の販売、交換、賃貸、またはサービスの販売、交換のたびにVAT請求書（VAT Invoice）を発行しなければならない。

デジタルサービスの場合、VAT登録されている非居住デジタルサービス提供者がデジタルサービスを販売、交換するたびに、デジタル販売または商業請求書（digital sales or commercial invoice）を発行しなければならない。

備考：従来はサービス販売に関してはVAT official receiptsの発行が必要であったが、2024年1月発効の納税簡易化法（EOPT）に伴い、それ以降は物品販売と同様にVAT sales invoiceを発行することとなった。結果、物品販売、サービス販売ともに、VAT invoice が売り手にとってのアウトプット VAT、買い手にとってのインプット VAT の根拠証憑となる。

(B) VAT請求書（VAT Invoice）に含まれる情報

VAT請求書には以下の情報が記載される。

- (1) 売り手がVAT登録者であることを示すステートメント、及び売り手のTIN（納税者識別番号）。
- (2) 購入者が売り手に支払う、または支払義務のある総額で、その金額には付加価値税（VAT）が含まれていることを示すもの。ただし：
 - (a) 税額は請求書に別項目として表示されるものとする。
 - (b) 販売がVAT免除の場合、請求書には「VAT-exempt sale」と記載する。
 - (c) 販売がゼロパーセントVATの対象である場合、請求書には「zero-rated sale」と記載する。
 - (d) 販売が課税対象、ゼロ税率対象、または免税対象を含む場合、請求書には販売価格の内訳を課税対象、免税対象、ゼロ税率対象の各部分に分けて明示し、各部分のVATの計算を請求書に示さなければならない。ただし、売り手は課税対象、免税対象、ゼロ税率対象の各部分に対して別々の請求書を発行することができる。
- (3) 取引日、数量、単価および商品の説明またはサービスの性質。
- (4) 販売または譲渡がVAT登録者に対して行われ、金額が1,000ペソ以上の場合、購入者の名前、住所および納税者識別番号を記載すること。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、内国歳入法の原文を参照していただくようお願い致します。

(5) VAT登録非居住デジタルサービスプロバイダーによって発行されたデジタル販売または商業請求書には、Sec.113(B)の(1)から(4)の要件に代わり、以下情報が記載される。

- (a) 取引日
- (b) 取引参照番号
- (c) 購入者のIdentification
- (d) 取引の簡単な説明
- (e) 総額、同金額にはVATが含まれていること

ただし、デジタルサービスの販売が付加価値税（VAT）の対象となるサービスと、ゼロ税率または付加価値税免除のサービスを含む場合、請求書には課税部分、付加価値税免除部分およびゼロ税率部分ごとの販売価格の内訳が明確に示されるものとする。さらに、各部分の付加価値税の計算が請求書に表示されるものとする。

(C) 会計要件

Sec.233の規定にかかわらず、Sec.106およびSec.108に基づくVATの対象となるすべての者は、通常の会計記録に加えて、日々の売上および購入を記録する補助売上帳および補助購入帳を維持しなければならない。補助簿には、財務大臣が必要とする情報が含まれるものとする。ただし、この規定は、VAT登録非居住デジタルサービスプロバイダーには適用されないものとする。

(D) 誤った付加価値税（VAT）請求書を発行した場合の結果

(3) VAT登録者が他のVAT登録者に対してSec.113(B)で要求される情報が不足しているVAT請求書を発行した場合、発行者は請求書要件の不遵守に対する責任を負うが、販売額、VAT税額、購入者および売り手の名前およびTIN番号、取引の詳細、及び取引日についての情報が不足していない場合、購入者のInput VATとして引き続き使用することができる。

備考：従来、必要な記載要件を満たしていないVAT invoiceをVAT登録事業者が受け取った場合、購入者側でインプットVATが認められないという問題が発生していた。2024年1月発効の納税簡易化法（EOPT）に伴い、上記要件を満たす場合、購入者側のInput VATが認められる。

Sec.114 VAT申告および支払い

(A) 一般規定

VAT納税義務を有するすべての者は、各課税対象四半期の終了後25日以内に、VAT四半期申告書を電子的またはマニュアルで提出しなければならない。以前はVAT登録者は、毎月VATを納付する必要があったが、2023年1月1日以降は四半期ごとの納付に統一（2023年1月からは、申告と納付の両方が四半期ごとに行われるようになり、月次納付の義務なし）。

(D) デジタルサービスにおけるリバースチャージメカニズム

付加価値税登録納税者は、フィリピンで消費される非居住者デジタルサービスプロバイダーからのデジタルサービスの購入に対する付加価値税（VAT）を徴収し、BIRに対して、徴収が行われた月の終了後10日以内に納付する責任を負う。

TITLE 5 OTHER PERCENTAGE TAXES

Sec.116 VAT免除者に対するパーセンテージ税

Sec.109(CC)に基づく売上のVAT免除者（年間売上300万ペソ未満）で、VAT登録者でない者は、四半期ごとの総売上高の3%に相当する税金を電子的またはマニュアルで支払わなければならない。

Sec.127 国内外の証券取引所を通じて国内法人株式の売却等を行った場合の株式取引税

- (A) 国内の証券取引所における上場株式等の売却等（除く、証券ディーラーによる売却等）は、キャピタルゲイン税に代わり、株式の総売却価格の0.1%の税金が課され徴収され、この税額は、売主又は譲渡人が負担するものとする。
- (B) 国内法人の株式が外国証券取引所を通じて売却・交換・その他の方法で処分される場合にも、キャピタルゲイン税に代えて、総売却価額に対して0.1%の税が課され、この税額は売主又は譲渡人が負担するものとする。

TITLE 7 DOCUMENTARY STAMP TAX

Sec.173 書類、ローン契約、文書および証書に対する印紙税

書類、文書、ローン契約および証書、ならびにそれに付随する義務、権利または財産の受け入れ、譲渡、販売および移転に対して、フィリピンの源泉から生じる義務または権利、またはフィリピンに所在する財産に関するものである場合、これらの行為が行われた時点で、これらの行為に対して、署名、発行、受け入れまたは譲渡を行う者によって、以下に規定する相応の印紙税が課され、徴収され、支払われるものとする。ただし、課税対象の書類の一方の当事者がここで課される税の免除を享受する場合、免除されないもう一方の当事者が直接的に税の責任を負うものとする。

Sec.174 株式の新規発行に対する印紙税

会社や法人が株式を新規発行する際、その株式の額面価額の0.75%に相当する印紙税を徴収する。額面価格がない株式の場合、実際の発行価格に基づいて印紙税が計算されます。また、株式配当の場合は、各株式の実際の価値に基づいて印紙税が課される。

Sec.175 株式の売買、売買契約、売買覚書、引渡しまたは譲渡に対する印紙税

会社や法人の株式や証券の売買、譲渡、またはそれに関連する契約書や覚書に対して、額面価格200ペソごとにまたはその端数部分ごとに1.50ペソの印紙税が課される。株式の譲渡が行われる際には、証券が発行されるかどうかに関わらず、1回の譲渡につき1回の税金が課される。額面価格がない株式の場合、印紙税は発行時に支払われた印紙税の50%に相当する。

Sec.177 利益証書または財産または蓄積に対する利益証書に対する印紙税

会社や法人の利益証明書や財産・蓄積に関する証明書、覚書、およびそれらの譲渡に対して、額面価格200ペソごとにまたはその端数部分ごとに1ペソの印紙税が課されます。端数部分についても同様に課税されます。

Sec.178 銀行小切手、為替手形、利息を生じない預金証書、及びその他文書に対する印紙税

銀行、信託会社、または個人、会社、法人が発行する、または引き受ける銀行小切手、為替手形、利息を生じない預金証書、または金額支払命令書には、PHP3.00の文書印紙税が徴収される。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、内国歳入法の原文を参照していただくようお願い致します。

Sec.179 債務証券に対する印紙税

すべての債務証券の新規発行は、当該債務証券の発行価格に対して0.75%の印紙税を徴収するものとする。ただし、満期が1年（365日）未満の場合、印紙税は満期日数 ÷ 365 日の割合で按分される。更に、ローン契約書、約束手形、抵当契約、担保権設定契約、その他、当該ローンを担保するために作成される契約書については、印紙税は一度のみ課される。

Sec.194 賃貸契約およびその他の賃貸契約に対する印紙税

土地または建物の賃貸、使用または賃借のための各賃貸契約、合意書、覚書または契約について、最初のPHP2,000またはその端数部分に対してPHP6.00、および、最初のPHP2,000を超える各PHP1,000またはその端数部分に対して追加でPHP2.00が、契約または合意の期間ごとに徴収されるものとする。

Sec.195 抵当、質権および信託証券に対する印紙税

(a) 担保額がPHP5,000を超えない場合、PHP40.00。

(b) PHP5,000を超える各PHP5,000またはその端数部分に対して、追加でPHP20.00。

Sec.196 不動産の売買、譲渡および寄付に対する印紙税 -

政府によって発行された助成金、特許または原始証券を除き、いかなる土地、建物またはその他の不動産が購入者または購入者が指定した他の人物に譲渡、割り当て、移転、寄付またはその他の方法で譲渡される場合、以下に規定された税率に基づいて、当該不動産の支払契約額またはSec.6(E)に従って決定された公正市場価値のいずれか高い方に基づいて印紙税が徴収されるものとする。ただし、契約当事者の一方が政府である場合、ここで課される税金は実際の対価に基づくものとする。

(a) 対価または受け取った価値がPHP1,000を超えない場合、PHP15.00。

(b) PHP1,000を超える各PHP1,000またはその端数部分に対して、追加でPHP15.00。

Sec.101(a)および(b)に基づいて贈与税が免除される譲渡は、免税とする。

Sec.200 印紙税の支払い**(B) 申告および税金の支払期限**

財務大臣の勧告に基づいて財務大臣が公布する規則および規制に別段の定めがある場合を除き、印紙税の申告書は、課税対象文書が作成、署名、発行、受諾または譲渡された月の終了後10日以内に、電子的またはマニュアルで提出され、印紙税は前述の申告書が提出されると同時に、電子的またはマニュアルで支払われるものとする。

TITLE 8 REMEDIES**CHAPTER I 一般的な救済****Sec.203 査定および徴収の時効期間**

Sec.222に規定されている場合を除き、内国歳入税は、申告書の提出が法律で定められた最終日から3年以内に査定されなければならない、その期間が経過した後に査定なしでその税金の徴収のための裁判手続きが開始されることはないものとする。ただし、法律で定められた期間を超えて申告書が提出された場合、その3年の期間は申告書が提出された日から計算されるものとする。また、法律で定められた最終日より前に提出された申告書は、最終日に提出されたものとみなされる。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、内国歳入法の原参照していただくようお願い致します。

Sec.204 長官の税金の減額、免除、還付または税額控除の権限

長官は以下のことができる。

(A) 内国歳入税の支払いを妥協する場合

- (1) 納税者に対する請求の有効性に合理的な疑いがある場合、または
- (2) 納税者の財政状況が、評価された税金を支払う明確な能力の欠如を示している場合。

税金の妥協和解は以下の最低額に従うものとする。

財政的無能力の場合、基本評価税の10%に相当する最低妥協率。

その他の場合、基本評価税の40%に相当する最低妥協率。

基本税が100万ペソ (P1,000,000) を超える場合、または提示された和解額が規定の最低率を下回る場合、妥協は長官と4人の副長官で構成される評価委員会の承認を受けるものとする。

- (C) Sec.229に基づいて納税者が税金または罰金を支払った後、2年以内に書面で長官に控除または還付請求を提出しない限り、税金または罰金の控除または還付は認められないものとする。ただし、過払いを示す申告書が提出された場合、それは控除または還付の書面による請求とみなされるものとする。さらに、長官は提出された申請を支持する完全な書類の提出日から180日以内にこの規定に基づいて還付処理し決定するものとする。さらに、長官が還付請求を全面的または部分的に拒否する場合、拒否の法的小説および/または事実上の根拠を述べるものとする。最後に、BIRのいかなる役員、代理人、または従業員が180日以内に申請を処理し決定しない場合、Sec.269に基づいて罰せられるものとする。

CHAPTER II 税金徴収のための民事救済

Sec.222 税金の評価および徴収の時効の例外

- (a) 税金を回避する意図を持った虚偽または詐欺的な申告書の場合、または申告書の提出を怠った場合、税金は虚偽、詐欺または申告漏れが発見された後10年以内に評価されるか、評価なしでその税金の徴収のための裁判手続きを開始することができる。ただし、最終的かつ確定的な詐欺評価の場合、詐欺の事実、その徴収のため、民事または刑事訴訟で司法的に認識されるものとする。

CHAPTER III 査定、還付等に対する異議申立

Sec.229 誤ってまたは違法に徴収された税金の回収

誤ってまたは違法に査定または徴収された内国歳入税、権限なしに徴収された罰金、過剰にまたは不正に徴収された金額を回収するための訴訟または手続きは、長官に対して還付または税額控除の請求が適切に提出されるまで行うことはできない。

税金の還付請求の全面的または部分的な拒否がある場合、または180日以内に長官が申請に対して行動を取らない場合、影響を受けた納税者は、拒否決定の受領から30日以内に、または180日間の期間の満了後に税務裁判所(CTA)に提訴することができる。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、内国歳入法の原文を参照していただくようお願い致します。

TITLE 9 COMPLIANCE REQUIREMENTS

CHAPTER I 帳簿および記録の保管

SEC.232 会計帳簿の保管

(A) 帳簿を保持することが求められる法人、会社、パートナーシップまたは個人

法律により内国歳入税を支払うことが求められるすべての法人、会社、パートナーシップまたは個人は、財務大臣によって認可された適切な帳簿を保持し、使用しなければならない。

年間の総売上高、収益、受取額または生産額がPHP3,000,000を超える法人、会社、パートナーシップまたは個人は、独立した公認会計士によって毎年帳簿の監査を受けなければならない。

Sec.233 補助簿

前条に記載された帳簿を記帳しているすべての法人、会社、パートナーシップまたは個人は、事業の必要に応じて任意で補助簿を記帳することができる。ただし、補助簿が記帳される場合、それらは納税者の会計システムの一部を構成し、日記帳および元帳に適用される規則および規制と同様に、その記帳、翻訳、作成および検査に関する規則および規制に従うものとする。

Sec.235 帳簿および会計記録の保存

すべての法人、パートナーシップまたは個人の帳簿、補助簿およびその他の会計記録は、申告期限の翌日から、または、期限後に申告された場合は申告日から5年間保存しなければならない。これらの帳簿および記録は、BIR職員による検査および調査の対象となる。

CHAPTER II 管理規定

Sec.236 納税者登録要件

(A) 要件

すべての内国歳入税の対象者は、適切な税務管轄事務所に対して、電子またはマニュアルで一度、登録しなければならない。

登録には、納税者の名前、居住地、事業内容および長官が要求するその他の情報が含まれる。（年間登録料は、廃止されている）。

(C) 登録の移転

登録された者が事業所、本社または支店を移転することを決定した場合、その者は、定められた形式で登録情報更新の申請書を電子的またはマニュアルで提出することにより登録状況を更新する義務を負う。ただし、移転する登録者が税務調査の対象である場合、税務調査を開始した管轄税務事務所が同調査を継続するものとする。

(F) 付加価値税の登録が必要な者

- (1) 事業の過程で商品や財産を販売、交換、またはサービスの販売や交換を行う者は、以下の場合に付加価値税（VAT）の登録が義務付けられる。
 - (a) 過去12か月間の総売上高または収入（除く、Sec.109(A)から(CC)までの免税対象）がPHP3,000,000を超えた場合、または、
 - (b) 次の12ヶ月間の総売上高または収入（除く、Sec.109(A)から(CC)までの免税対象）がPHP3,000,000を超えると合理的に予想される場合。
- (2) Sec236(F)(1)に基づき、登録が義務付けられる者は、適切な税務管轄事務所に電子またはマニュアルで登録しなければならない。

(G) 免税者の付加価値税の任意登録

- (1) Sec236(F)に基づき付加価値税（VAT）の登録が義務付けられていない者は、電子またはマニュアルで、その者の本社の管轄権を持つ税務管轄事務所に対してVATの登録を選択することができる。
- (2) 任意登録を選択した者は、次の3年間、Sec236(E)(2)に基づく登録の取消を行う権利を有しないものとする。ただし、Sec.24(A)(2)(b)およびSec.24(A)(2)(c)(2)(a)に基づき課税され、総売上または収入に対して8%の税金を支払うことを選択した者は、このオプションを利用することはできない。

Sec.237 領収書又は請求書の発行

(A) 発行

すべての内国歳入税の対象者は、各販売および商品またはサービスの提供時に、PHP500以上の価値がある場合、適切に登録された販売または商業用請求書を発行し、取引の名前、納税者識別番号、取引日、数量、単価および商品の説明またはサービスの性質を示さなければならない。

但し、VAT登録者は、販売および商品の移転または提供されたサービスの金額に関係なく、適切に登録された販売または商業用請求書を発行しなければならない。

BIRは、必要なデータを保存および処理できるシステムが確立された場合、商品およびサービスの輸出に従事する納税者、電子商取引に従事する納税者、および大納税者サービスの管轄下にある納税者に対して、電子請求書を発行するよう要求するものとする。この規定の対象とならない納税者は、任意で電子請求書を発行することができる。

各領収書または請求書の原本は、取引が行われた時点で購入者に発行され、事業に従事している場合、その領収書または請求書を発行された課税年度の終了から3年間、その事業所に保管しなければならない。一方、複製は発行者によって同様の期間、その事業所事業所に保管されるものとする。電子領収書または販売または商業用請求書の場合、そのデジタル記録は、上記の同じ期間、購入者および発行者によって保管されるものとする。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、内国歳入法の原文を参照していただくようお願い致します。

Sec.237-A 電子売上報告システム

データの保存および処理が可能なシステムの確立後、BIRは、商品およびサービスの輸出に従事する納税者、および大規模納税者サービスの管轄下にある納税者に対し、電子売上報告システムを使用して売上データを電子的にBIRに報告することを要求するものとする。

これは、財務長官が内国歳入局長の勧告に基づいて発行する規則および規制に従うものとする。なお、機械、財務デバイス、および財務メモリデバイスは納税者の負担とする。

さらに、財務長官は、内国歳入局長の勧告に基づき、納税者に対し売上データを電子的に局に報告することを要求することができる。

電子請求書を発行し、売上データを電子的に局に報告することを要求されるすべての納税者、および自発的に電子請求書を発行し売上データを電子的に局に報告することを選択する納税者は、34(A)(1)条に基づく許容控除に加えて、以下の許容控除が付与される。

(1) 本法第21(B)条で定義される小規模および零細納税者に対して、電子売上報告システムの設定にかかる総費用の100%を課税所得から追加控除。

(2) 中規模および大規模納税者に対して (Sec.21(B)で定義されるもの)、電子売上報告システムの設定にかかる総費用の50%を課税所得から追加控除。

前述の許容控除は一度のみ利用可能とする。

電子売上報告システムの輸入も税金が免除される。

売上および購入データの処理は、「データプライバシー法」として知られる共和国法第10173号および改正されたNIRC第270条の納税者情報の不法な漏洩に関する規定、および情報の機密性に関するその他の法律に準拠するものとする。

Sec.246 規則の遡及適用の禁止

前の条項に従って制定された規則および規制、または内国歳入局長によって発行されたいずれかの裁定または通達の撤回、修正または取り消しは、納税者に不利益をもたらす場合には遡及適用されない。

ただし、以下の場合を除く。

(a) 納税者が申告書または内国歳入庁が要求するいかなる書類において、故意に重要な事実を誤記または省いた場合。

(b) BIRが後に収集した事実が、裁定の基礎となった事実と実質的に異なる場合。

(c) 納税者が悪意を持って行動した場合。



PwC フィリピン 問合せ先

マニラ本店

住所：29th Floor AIA Tower
8767 Paseo de Roxas 1226, Makati City

電話：+63 (2) 8845 2728

E-mail：ph_jbd@pwc.com

セブ支店

住所：Unit 1102, 11th Floor
Chinabank Corporate Center, Samar Loop corner Road 5
Cebu Business Park, Mabolo, Cebu City

電話：+63 (32) 233 5020

イロイロ支店

住所：Units 2F-10 & 2F-11, The Galleria,
Jalandoni Street, Jaro, Iloilo City

電話：+63 (33) 335 5550

ダバオ支店

住所：8F, Davao Finance Center, 116W,
Aquino Street, Agdao, Davao City

電話：+63 (82) 222 2437

ブルネイ支店

住所：13th Floor, PGGMB Building,
Jalan Kianggeh, Bandar Seri Begawan BS8111,
Brunei Darussalam

電話：+67 (3) 224 1951

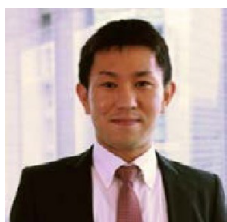
ウェブサイト：www.pwc.com/ph

PwCフィリピン日系企業部 (Japanese Business Development)

1993年の創設から33年の歴史を持つ日系企業部（Japanese Business Development）では、3名の日本人スタッフが常駐しており、PwCフィリピンの会計／監査・税務・アドバイザリー部門のプロフェッショナルと共にフィリピンでビジネスを行っている日系企業クライアントの多様なニーズに対応しています。※本ハンドブックに関するお問い合わせは下記まで



東城 健太郎
(プリンシパル)
+63 917 899 3509
kentaro.tojo@pwc.com



林田 俊哉
(エグゼクティブディレクター)
+63 917 805 5728
toshiya.hayashida@pwc.com



赤羽 洋輔
(アシスタントマネージャー)
+63 956 426 2562
yosuke.akahane@pwc.com

日系企業への主な提供サービス

Assurance

(監査部)

- ・ 法定監査（財務諸表監査）
- ・ 会計アドバイザー
（IFRS、IFRS、USGAAP）
- ・ 会計顧問契約
- ・ サステナビリティ関連保証業務

Broader Assurance Service (BAS)

(ブローダーアシュアランスサービス部)

- ・ 内部統制監査
- ・ 内部統制サポート（含む、J-SOX対応）
- ・ ビジネスプロセスレビュー
- ・ IT関連アドバイザー（IT全般統制対応）
- ・ サイバーセキュリティ関連支援
- ・ 個人情報保護法関連サポート
- ・ 不正監査（フォレンジック）
- ・ グローバル内部通報プラットフォーム
（PLAT2）

Deals and Corporate Finance

(アドバイザー部)

- ・ トランザクション
（M&A、デューデリジェンスなど）
- ・ 事業戦略策定、市場調査など
- ・ インフラプロジェクトに係るアドバイザー
- ・ ESG関連アドバイザー
- ・ データアナリティクス及びAI 関連サービス

Consulting

(コンサルティング部)

- ・ パフォーマンス改善
（リスク管理、コスト削減等）
- ・ クライシスマネジメント
（事業再生、リストラ等）
- ・ デジタルトランスフォーメーション
- ・ システム導入支援
（SAP、Oracle等）

Tax and Corporate Service

(税務部)

- ・ 税務調査対応、移転価格調査対応
- ・ 移転価格文書作成、ベンチマーク分析支援
- ・ 税務ルーリング取得
- ・ 税務コンサルティング
- ・ 税務コンプライアンスレビュー
- ・ 税務デューデリジェンス
- ・ SECおよびPEZA関連業務支援
- ・ 事業許可書の取得・更新
- ・ 法務コンサルティング
- ・ 税務裁判サポート
- ・ 税務顧問契約
- ・ 関税関連のサポート
 - ▶ 関税の事後調査サポート
 - ▶ 関税コンプライアンスレビュー
 - ▶ 輸出・輸入ライセンス取得のためのサポート
 - ▶ 関税評価、関税分類（HSコード）に係るサポート

Client Accounting Services

(経理代行部)

- ・ 経理、給与計算代行
- ・ 税務申告書作成、レビュー
- ・ 財務諸表作成、レビュー

www.pwc.com/ph

© 2026 Isla Lipana & Co. All rights reserved.

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 155 countries with over 327,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services.

PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.